



しがの 農業農村 整備2026

上：経営体育成基盤整備事業（高島市）
 右下：都市農村交流での田植え体験（長浜市）
 左下：魚のゆりかご水田稲刈り（野洲市）



母なる湖・琵琶湖。
 —あずかっているのは、滋賀県です。

はじめに

この冊子は滋賀県が行う農業農村整備の施策について、より多くの方々に紹介するために作成しました。
これらの施策は、令和8年度からの5年間における滋賀県農業・水産業の中期的な展開方向を示す計画として策定した「滋賀県農業・水産業基本計画」で重点的に取り組む施策として位置づけられています。

目 次

❖ 滋賀県農業の特徴	01
❖ 令和8年度 滋賀県当初予算	04
❖ 滋賀県農業・水産業基本計画（第3期）策定！	05
❖ 令和8年度 農業農村整備事業（国営・県営） 実施地区	07
❖ 経営体育成基盤整備事業	09
❖ 農地耕作条件改善事業	10
❖ 中山間地域総合整備事業	11
❖ かんがい排水事業	12
❖ 農業水路等長寿命化事業	13
❖ 土地改良施設管理事業	14
❖ 農業水利施設の効率的かつ計画的な保全更新対策の推進	15
❖ 農道整備事業（農村整備）／農業集落排水事業	17
❖ 農地防災事業	18
❖ 地すべり防止対策事業	20
❖ 農業排水の循環利用（農業排水循環利用促進事業）	21
❖ 農環境と調和した農業用水のさまざまな節水活動	22
❖ 田んぼ大好きふるさと農村子ども絵画コンクール	23
❖ 滋賀らしい都市農村交流等の推進	24
❖ しがのふるさと応援隊事業	25
❖ 中山間地域の活性化支援	26
❖ 未来につなぐ中山間支え合いプロジェクト	27
❖ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策	29
❖ 中山間地域等直接支払交付金	30
❖ 豊かな生きものを育む水田の取組	31
❖ 「魚のゆりかご水田米」の普及拡大	32
❖ CO ₂ ネットゼロヴィレッジ創造事業	33

資料編

❖ 事業採択要件	34
❖ 令和8年度補助率一覧表	51
❖ 年表	53
❖ 農業農村整備事業実績一覧	56

滋賀県農業の特徴



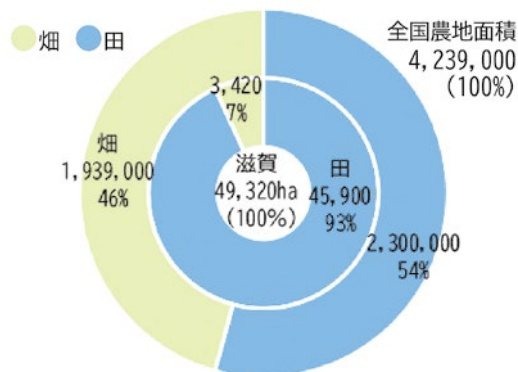
新保地区（高島市）

●近江は米どころ

琵琶湖を抱き、四方を鈴鹿や比良などの山々に囲まれた滋賀県は、温かな気候と豊かな土壌に恵まれ、古くから水田開発が進みました。

現在も近江米の産地として水田農業が盛んに行われており、特に農地の水田率は約93%（令和7年）と、全国で2位となっています。

農地の土地利用構成(ha)



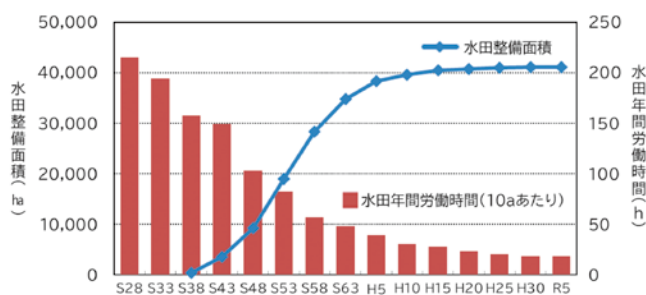
出典：『農林水産統計 耕地面積』
令和7年耕地面積（7月15日現在）（農林水産省）

●生産性の高い農業

昭和47年から平成8年まで行われた琵琶湖総合開発の期間に、ほ場整備が大きく進展しました。

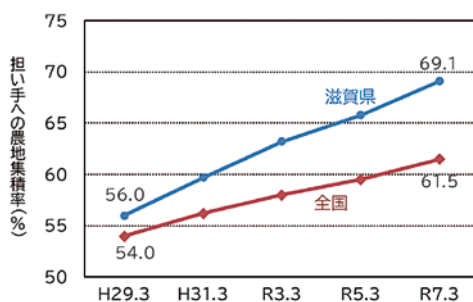
また、担い手への農地の集積や大型農業機械の導入も進み、水田労働時間は大きく短縮され、生産性の高い農業が実現しています。

水田整備面積&水田年間労働時間



出典：『水田年間労働時間（10aあたり）』
農林水産省農業経営統計調査(農産物生産費統計)

担い手への農地集積率



出典：農林水産省『農地中間管理機構の実績等に関する資料』

滋賀県農業を支える取組

持続可能な農業のためには、担い手への農地の集積・集約化や、農作業の効率化・生産性の向上に役立つ農業生産基盤の整備を進める必要があります。

滋賀県で現在、特に力を入れている取組を一部紹介します。

◆良好な基盤整備の保全

経営の拡大や多角化を後押しするため、農地の大区画化を進めています。基盤整備を契機に、集落営農の法人化や農地の集積・集約を促進しています。



畦畔除去による大区画化

◆スマート農業の取組

スマート農業とは、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のことです。

スマートフォンで行える自動給水バルブの操作や、GPSを活用した自動田植え機の導入などを行い、作業の効率化を進めています。



自動操舵装置付き農業機械の導入

●環境こだわり農産物

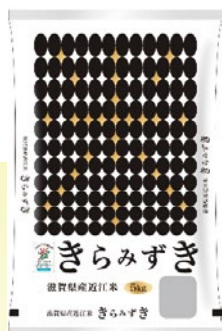
化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行の5割以下に削減するとともに、濁水の流出防止など、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を削減する技術で生産された農産物を「環境こだわり農産物」として県が認証しています。環境こだわり米は作付面積の44%を占めています。

●近江のお米

滋賀県では、古くから琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境と調和した米づくりが営まれてきました。農業者は環境保全のためにさまざまな工夫を重ね、通常より手間暇をかけて、琵琶湖にもやさしい農業に取り組み、消費者においしさとともに、安心・安全をお届けするのはもちろん、人々の大切な水資源である琵琶湖も保全しています。ここでは、代表的な品種を2つご紹介します。



環境こだわり農産物
認証マーク



地球温暖化の防止や
生物多様性の保全に貢献
“きらみずき”

「きらみずき」は、滋賀県で育成された中生熟期の新品種です。最大の特長は栽培方法にあり、「オーガニック栽培」または「化学肥料、殺虫・殺菌剤を使用しない栽培」に限定しているため、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に貢献しています。こうした取組を県域で実施しているのは全国でも滋賀県だけです。令和7年産からは県内外の学校給食でも提供されています。

今後も、コンセプトである“こだわる人が選ぶ「おいしさ」と「やさしさ」”による好循環が生まれるよう、「きらみずき」の生産拡大を進めていきます。



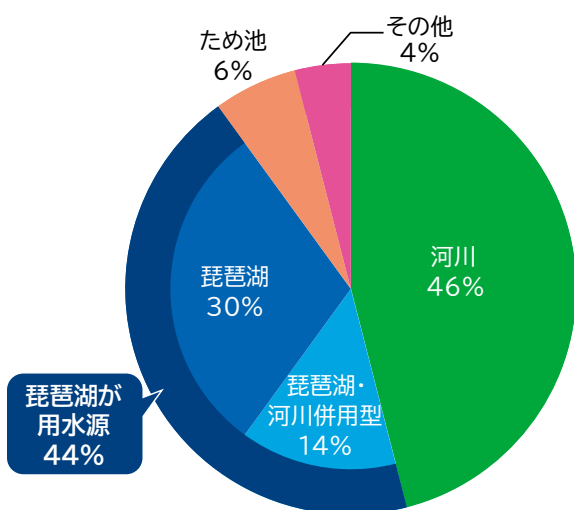
米の食味ランキング
「特A」評価
“みずかがみ”

「みずかがみ」は、滋賀県で育成された早生品種で、全量が環境こだわり米です。

滋賀県の水稲作付面積の約1割を占める主力品種となっており、(一財)日本穀物検定協会主催の「米の食味ランキング」においても「特A」評価をいただきました。

今後も、「みずかがみ」の優れた外観品質と良食味を一定の水準以上に保ち、消費者に心から喜んでいただけるよう取組を進めていきます。

琵琶湖が用水源



【滋賀県の用水利用面積割合】



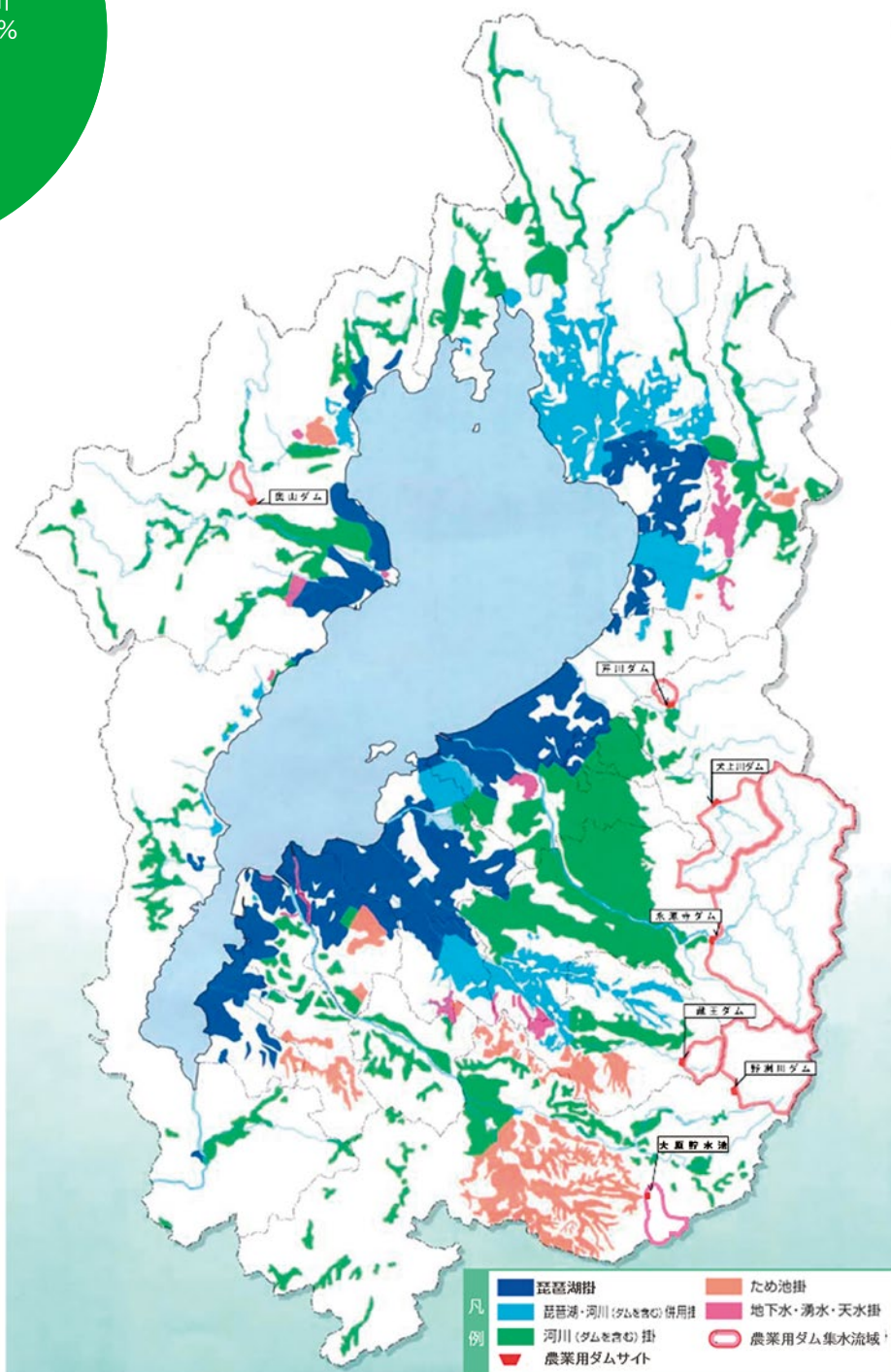
頭首工



揚水機場



ため池



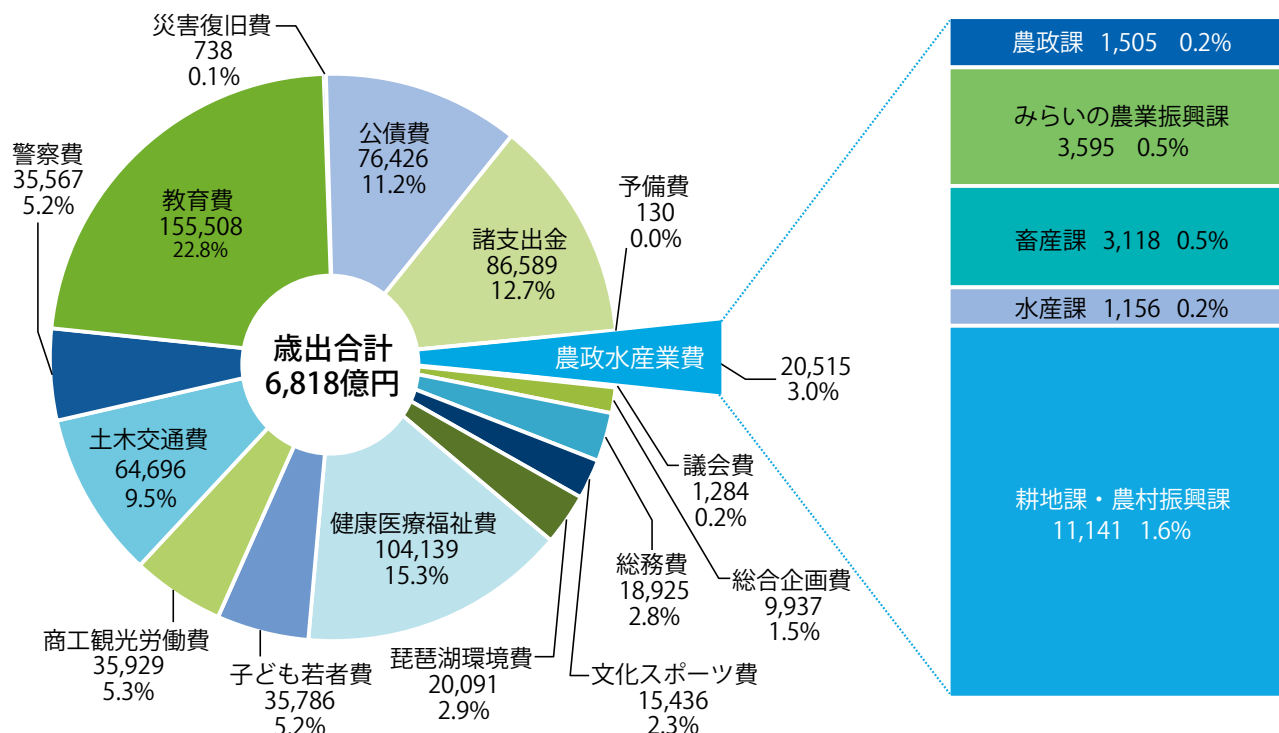
用水源は大きく河川、琵琶湖、ため池に分けることができます。

琵琶湖からの用水は、52機場のポンプ場を使って上流の農地まで送水されています。加えて、河川からの用水は27基の頭首工を主とする取水施設によって水をせき止め、農地へと供給されています。これらの施設により、広範囲の農地が安定的に潤われています。

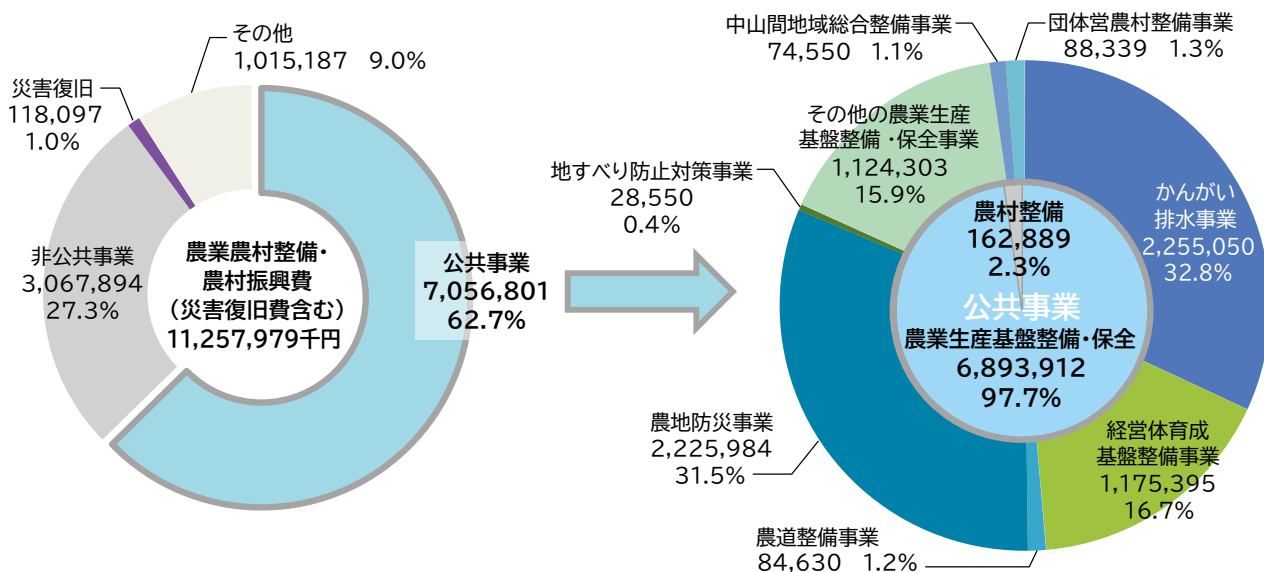
また、ため池は約1,400箇所あります。その用水利用面積割合は全体の6%ですが、ため池が集中している地域もあり、重要な用水源として活用されています。

令和8年度 滋賀県当初予算

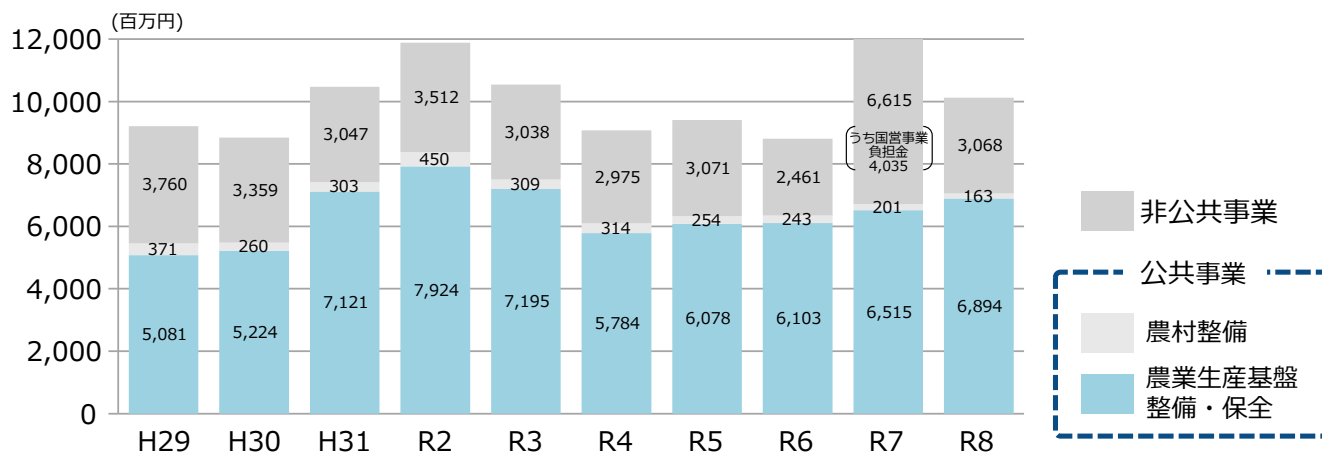
●滋賀県歳出予算の目的別内訳 (単位：百万円)



●農業農村整備事業予算の目的別内訳 (単位：千円)



●農業農村整備事業の当初予算推移 (※災害復旧事業を除く)





滋賀県農業・水産業基本計画（第3期）策定！

Topic!

『つながる、つづく、しがの農業・水産業～人と人・自然が育む近江の食と広がる豊かさ～』を基本理念とし、滋賀の農業・水産業が目指す2035年の姿の実現に向けた施策の展開方向を示します。

第3期の計画期間は、社会・経済情勢の変化や政策を進める上での不確実性等を考慮して、令和8年度（2026年）から令和12年度（2030年）までの5年間とします。

目指す2035年の姿としては、「**担い手、支え手、ファンの拡大**」を共通視点として、その上に「**食の礎を担う力強い農業・水産業**」、「**多様な人で賑わい心やすらぐ農山漁村**」、「**琵琶湖をはじめとした豊かな自然環境と調和した農業・水産業**」の、合わせて4つの視点から描きます。

この姿を目指すことにより、SDGsおよびMLGs^{※1}の達成に貢献し、「琵琶湖システム」^{※2}を保全します。



Mother Lake Goals

変えよう、あなたと私から



森・里・湖に育まれる 漁業と農業が織りなす
琵琶湖システム

※1 MLGs（マザーレイクゴールズ）：琵琶湖を切り口とした2030年の持続可能社会への目標であり、琵琶湖版のSDGsです。

※2 琵琶湖システム：琵琶湖と周囲の森林、川、水田が一体となり、千年以上にわたり営まれてきた農林水産業と独自の食文化が織りなす循環型の共生システムです。

担い手、支え手、ファンの拡大

人

【政策】

- (人・1) 担い手を確保・育成する
- (人・2) 農業・水産業、農山漁村を支える多様な人材を確保・育成する
- (人・3) 農業・水産業の魅力発信によるファン拡大

【具体的施策】

- (人・3)
 - ・農村地域での魅力的な体験プログラムの提供や情報発信による、教育旅行の学生、都市住民、訪日外国人等の関係交流人口の創出やファン拡大
 - ・県HP「グリーンツーリズム滋賀」による都市農村交流施設の魅力発信



グリーンツーリズム(高島市)

食の礎を担う力強い農業・水産業

経済

【政策】

- (経済・1) 需要の変化に対応できる生産力を確保する
- (経済・2) 地域の魅力や強みを生かした生産を進める
- (経済・3) 経営体質の強化を進める
- (経済・4) 消費喚起によるブランド力の向上および販路拡大

【具体的施策】

- (経済・1)
 - ・作業効率の向上や、自動直進トラクタ等の導入を推進する**ほ場の大区画化**
 - ・維持管理の省力化に資するICT技術（自動草刈り機等）の導入を推進するための拡幅畦畔、畦畔法面の緩傾斜化や、末端用排水路の管渠化
- (経済・3)
 - ・水田の畑地利用や畑作物の品質・大型機械の作業効率の向上に資する暗渠等による排水改良
 - ・多様化する用水需要に対応した農業水利施設の管理システムの導入
 - ・水管理の省力化に資するICT技術（自動給水栓等）の導入
- (経済・4)
 - ・商業施設等でのPRイベントや現地ツアーによる「魚のゆりかご水田米」・「棚田米」の魅力発信



ほ場の大区画化（東近江市）

【政策】

- (社会・1) 農山漁村に関わる人を増やす
- (社会・2) 多様な主体との連携強化で農山漁村の暮らしの維持・活性化を図る
- (社会・3) 地域全体で生産基盤を守る



棚田ボランティア（高島市）

【具体的施策】

- (社会・1)
 - ・棚田の魅力発信等による棚田ボランティア等の関係・交流人口の創出を促進
 - ・農村地域との交流を通じた地域外の学生や社会人等の関係・交流人口の創出と移住・二地域居住等の推進【人・2に再掲】
- (社会・2)
 - ・複数の集落間での活動の連携（ネットワーク化）や統合、企業・大学等の多様な組織の活動参画等、体制づくりを図りながら、中山間地域の農業生産活動の継続、農村景観の保全、地域の活性化を支援【人・2に再掲】
 - ・地域外の学生や社会人等とのつながり醸成、移住者間の交流拡大等の推進により、新しい視点を取り入れた農村地域の活性化促進
 - ・棚田地域振興法に基づく指定棚田地域における計画策定や保全活動等への支援
 - ・「中山間地域振興の手引き」等を活用した集落での話し合いに基づく地域活性化を伴走支援
- (社会・3)
 - ・生産性の向上に資するほ場整備や農道の整備
 - ・老朽化が進む農業水利施設のアセットマネジメントによる長寿命化対策の推進
 - ・農村の生活基盤である集落道や農業集落排水施設の機能維持・向上
 - ・農業水利施設の保全管理を担う土地改良区等の体制強化（水土里ビジョンの策定支援、土地改良区間連携の促進等）
 - ・農地や農業水利施設の保全管理に対する多様な主体の参画の促進
 - ・集落内外の組織や非農家の住民との更なる連携、活動組織の広域化等を図りながら、地域資源（農地・水路・農道等）の共同保全活動を支援

琵琶湖をはじめとした豊かな自然環境と調和した農業・水産業

【政策】

- (環境・1) 琵琶湖を中心とする自然環境と調和のとれた農業・水産業を展開する
- (環境・2) 地球温暖化対応策のさらなる推進に取り組む
- (環境・3) 自然災害などのリスクに対応する

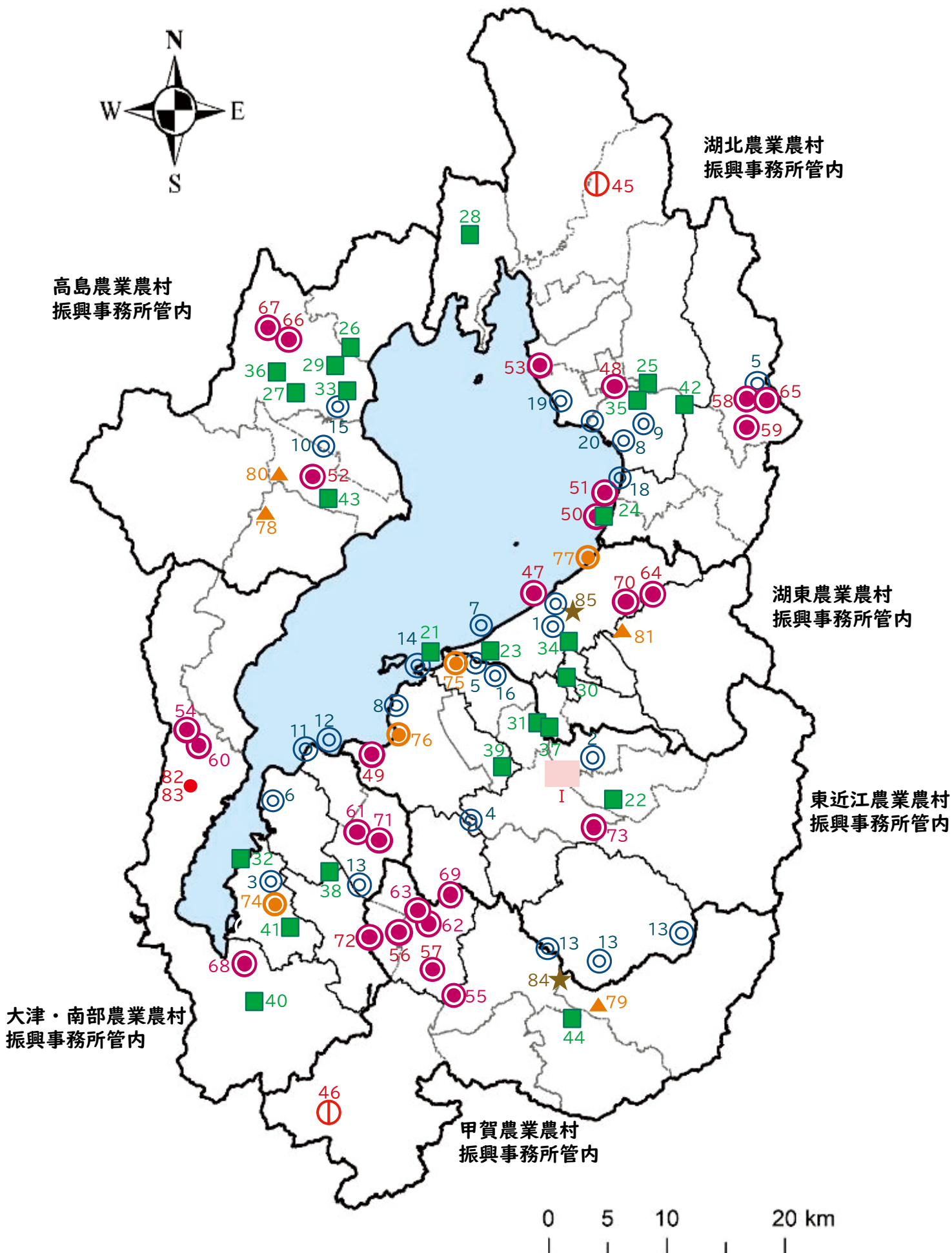


ため池整備（湖南市）

【具体的施策】

- (環境・1)
 - ・農業排水の循環利用への取組に対する支援や水質浄化施設の整備
 - ・「魚のゆりかご水田」をはじめとする豊かな生き物を育む水田の普及拡大
- (環境・2)
 - ・農村地域における再生可能エネルギーの地産地消および農業水利施設における省エネ化の推進
- (環境・3)
 - ・農業用ダム・ため池等の洪水調節機能の発揮と田んぼダムの取組拡大による地域防災力の強化
 - ・防災重点農業用ため池（廃池を含む）や排水路等の整備
 - ・ため池ハザードマップの周知・活用による減災意識の向上
 - ・農業用ため池の適正な保全・管理のための支援

令和8年度農業農村整備事業(国営・県営)実施地区



地区番号	凡例	事業名	地区名	関係市町	工期	総事業費(千円)	主な事業内容
I		国営農地再編整備事業	東近江	東近江市	R7～R20	34,000,000	区画整理 642ha、農業用排水 5.9km
1		かんがい排水事業	犬上南部	彦根市	H2～R10	4,213,000	排水路工 4.2km
2			湖東平野1期	近江八幡市/東近江市/愛荘町/豊郷町	H26～R8	3,235,082	用水路工 18.3km、地下水揚水機 44箇所、頭首工 1箇所
3			草津用水2期(一期・二期)	草津市	H28～R10	10,900,000	送水路工 17.0km、揚水機場 3箇所
4			日野川	近江八幡市/東近江市/日野町/竜王町	H27～R11	1,880,000	頭首工 5箇所、揚水機場 10箇所、用水路工 5.4km、ため池補修 一式
5			姉川沿岸	長浜市/米原市	R2～R8	1,487,200	頭首工 1箇所、用水路工 1.9km
6			守山南部	守山市	R4～R8	759,000	水管理システム 一式、付帯工 一式
7			愛山西	彦根市	R4～R10	1,318,000	排水路工 4.4km
8			長浜南部	長浜市/米原市	R4～R9	423,800	制水弁 28箇所、排泥工 15箇所
9			山路川	長浜市	R4～R10	763,000	排水路工 3.0km
10	○		安曇川沿岸2期	高島市	R5～R9	691,000	隧道工 142m、沈砂槽 一式、分水工 一式
11			守山幹線	守山市/野洲市	R5～R8	533,000	送水路工 570m
12			野洲川下流主幹線	守山市/野洲市	R6～R11	3,735,000	送水路工 1.25km
13			野洲川	守山市/栗東市/甲賀市/野洲市/湖南市	R7～R12	1,511,000	水管理施設更新 4箇所
14			第2大中の湖	近江八幡市/東近江市	R7～R11	1,032,000	鋼矢板護岸工 1,962m
15			新旭	高島市	R7～R9	224,000	電気設備更新 一式
16			能登川通信	東近江市	R8～R9	72,000	通信設備更新 一式
17			彦根中部通信	彦根市	R8～R9	140,000	通信設備更新 一式
18			天の川通信	米原市	R8～R9	177,000	通信設備更新 一式
19			姉川左岸通信	長浜市	R8～R9	98,000	通信設備更新 一式
20			長浜南部通信	長浜市	R8～R9	70,000	通信設備更新 一式
21		経営体育成基盤整備事業	土地改良総合整備事業	栗見出在家	東近江市	R2～R8	用水路工 7.8km、区画整理工(畦畔除去) 22.0ha、暗渠排水工 6.4ha
22				小倉	東近江市	R3～R9	用水路工 3.1km、暗渠排水工 11.2ha
23				南三ツ谷	彦根市	R3～R10	用水施設 一式、排水路工 5.2km、暗渠排水工 98.4ha
24				入江善積	米原市	R3～R8	区画整理工(畦畔除去) 66.0ha、用水路工 6.2km、排水路工 5.1km、道路工 7.9km、暗渠排水工 66.9ha
25				野村	長浜市	R3～R9	区画整理工(畦畔除去) 4.1ha、用水路工 6.3km
26				新保	高島市	R4～R8	用水路工 3.45km、暗渠排水工 6.9ha
27				梅原	高島市	R4～R9	用水路工 5.03km、暗渠排水工 9.5ha
28				横波	長浜市	R4～R9	用水路工 2.2km、排水路工 0.5km、暗渠排水工 0.9ha
29				川上	高島市	R5～R12	用水路工 13.4km、排水路工 4.0km、暗渠排水工 27.3ha、整地工 0.5ha
30				秦荘1期	愛荘町	R5～R10	用水路工 20.9km、排水路工 2.6km、暗渠排水工 32.2ha、整地工 14.0ha
31				愛知川1期	愛荘町	R5～R10	用水路工 17.1km、排水路工 1.4km、暗渠排水工 9.3ha、整地工 0.9ha
32	■			常盤北	草津市	R6～R13	排水路工 8.3km、暗渠排水工 114ha、整地工 53ha
33				今津東部	高島市	R7～R16	用水路工 15.3km、区画整理工(畦畔除去) 10.0ha、暗渠排水工 54.8ha、客土工 14.4ha
34				宇尾	彦根市	R8～R12	用水路工 4.4km、道路工 0.4km、暗渠排水工 5.1ha、客土工 1.0ha
35				下草西	長浜市	R8～R15	整地工 14.6ha、用水路工 4.71km、暗渠排水工 0.6ha、附帯工 0.9ha、
36				岸脇	高島市	R8～R12	整地工 0.8ha、用水路工 6.0km、排水路工 0.7km、暗渠排水工 4.1ha
37				秦荘2期	愛荘町	R8～R13	用水路工 7.8km、排水路工 1.4km、暗渠排水工 3.9ha
38			ほ場整備事業	六地藏	栗東市	H29～R10	区画整理工 28.7ha、用排水路工 8.3km、道路工 4.2km、暗渠排水工 4.1ha
39				小脇	東近江市	H29～R11	区画整理工 53.2ha、用排水路工 15.2km、道路工 6.9km、暗渠排水工 12.7ha
40				田上	大津市	H30～R12	区画整理工 88.4ha、用排水路工 21.4km、道路工 9.2km、暗渠排水工 3.9ha
41				馬場・山寺	草津市	R4～R14	区画整理工 53.8ha、整地工 53.8ha、道路工 7.6km、用水路工 9.2km、排水路工 8.6km、暗渠排水工 53.8ha
42				井之口	米原市	R4～R10	区画整理工 23.4ha、整地工 23.4ha、道路工 3.8km、用水路工 3.7km、排水路工 4.4km、暗渠排水工 4.6ha
43				上安曇	高島市	R5～R20	整地工 154.6ha、道路工 13.5km、用水路工 16.9km、排水路工 18.5km、暗渠排水工 122.0ha
44				和野	甲賀市	R7～R17	整地工 79.8ha、道路工 19.8km、用水路工 14.4km、排水路工 11.2km、暗渠排水工 58.4ha
45	①	中山間地域総合整備事業	杉野	長浜市	R3～R9	225,600	用水路 3.0km、排水路 0.3km、暗渠排水 2.8ha 他
46			杉山	甲賀市	H30～R10	762,850	区画整理 14.1ha、用水施設整備補修他 一式
47		用排水施設等整備事業	安食川Ⅱ期	彦根市	H25～R9	755,850	護岸改修 2.5km
48			大井川Ⅰ期	長浜市	H27～R9	1,241,000	排水路工 1.1km
49			水茎東部	近江八幡市	R3～R10	2,091,000	承水路工 2.5km
50			入江干拓Ⅲ期	米原市	R4～R9	634,000	承水路工 1.44km
51			入江Ⅴ期	米原市	R4～R8	723,000	排水機(電動) 4基、排水機(ディーゼル) 2基、除塵設備 一式
52			青井川	高島市	R5～R14	1,921,000	排水路工 1.3km、水路工 1.1km
53			早崎内湖東部	長浜市	R5～R8	116,000	ゲート更新 6基
54			八反池	大津市	R5～R8	233,000	
55			西ノ飼戸池	甲賀市	R5～R8	189,000	
56			沢池	湖南市	R5～R8	241,000	
57		ため池等整備事業	瓢箪池	湖南市	R5～R8	240,000	
58			東野溜	米原市	R5～R8	157,000	
59	●		深谷下溜	米原市	R5～R8	167,000	
60			南ヶ谷池	大津市	R6～R9	238,000	
61			宮池	野洲市	R6～R9	125,000	
62			上ノ池	湖南市	R6～R10	403,000	
63			姥ヶ谷池	湖南市	R6～R10	324,000	堤体工 一式、取水施設工 一式
64			厄子池	多賀町	R6～R9	152,700	
65			神戸溜	米原市	R6～R9	343,000	
66			三谷・奥出ため池	高島市	R6～R11	531,600	
67			淡海2期	高島市	R5～R10	300,400	
68			月輪大池	大津市	R7～R11	712,000	
69			田代ヶ池	湖南市	R7～R11	387,000	
70			木曽池	多賀町	R7～R10	283,700	
71			新池(大篠原)	野洲市	R8～R11	249,000	
72			三反田下池	湖南市	R8～R11	197,500	
73			土器	東近江市	R8～R13	627,500	
74		特定農業用管水路等特別対策事業	草津用水湖辺	草津市	R5～R14	3,232,000	管路工 71.7km
75	●		能登川幹線1期	東近江市	R6～R11	1,372,000	管路工 5.5km
76			加茂	近江八幡市	R6～R8	266,000	管路工 1.4km
77		農業用河川工作物等応急対策事業	松原	彦根市	R8～R12	501,000	管路工 1.8km
78			鴨川	高島市	R元～R8	916,610	
79			佐山頭首工	甲賀市	R3～R9	418,000	頭首工改修 一式
80	▲		安曇川	高島市	R4～R8	1,323,000	
81			多賀八重繰	多賀町	R8～R11	370,000	水管橋改修 42m
82	●	地すべり防止対策事業	防止工事	雄琴・上仰木Ⅵ期	大津市	R5～R14	地すべり防止対策工 一式
83			長寿命化対策工事	雄琴・上仰木1期	大津市	R3～R12	水路工 一式、擁壁工 一式、水抜工 一式、法枠工 一式、集水井工 一式
84	★	農道整備事業	鹿深2	甲賀市	R3～R8	886,000	舗装工 15,500㎡、擁壁工 11箇所、防護柵 990m、橋梁工 1橋
85			湖東彦根	彦根市	H29～R8	629,587	交差点改良工事 一式、橋梁工 3橋

経営体育成基盤整備事業

人 経済 社会 環境

農地の大区画化や汎用化、末端水路等の更新整備を通じ、担い手への農地集積・集約化や生産効率の向上等を推進します。



区画整理された農地（奥州市）

農地の大区画化や汎用化（水田の畑地利用）、末端水路等の更新整備を行うことで、高い生産効率、高収益作物の導入・生産拡大等を可能とする農業基盤を整備します。さらに、農地中間管理機構と連携し、将来の農業生産を担う経営体（担い手）への農地の利用集積・集約化を推進し、大規模で安定した農業経営の実現を図ります。

● 農地の区画整理



事業実施前（湖南市）



事業実施後（湖南市）

● 農地の集積

農地を所有、または借りること等により、担い手が利用する農地面積を拡大することを利用集積（集積）といいます。

事業着手前			事業完了時		
地区面積	集積面積	集積率	地区面積	集積面積	集積率
28.4ha	16.4ha	57.7%	28.4ha	20.3ha	71.5%

	経営形態	担い手区分
	個人営農農家	—
	規模拡大志向農家	担い手
	農地所有適格法人	担い手
	農地所有適格法人	担い手

◆ 農地の集約

同一の担い手による経営面積が1ha以上のまとまりを有しているものを集約化と呼んでいます。

事例紹介

栗見出在家地区（東近江市）

栗見出在家地区は、琵琶湖に面した農業地帯で、湖水面とほ場の高さがほぼ変わらない低湿地であり、区画も小さく、パイプラインは経年劣化で漏水が発生し、営農に多大な労力を費やしている状況でした。

このため本事業で、農地の大区画化、管路給水栓の整備、水田農地の汎用化のための暗渠排水（FOEAS）を実施しています。あわせて、事業を契機に地域内の認定農業者と集落営農法人に農地を集積し、安定的な農業経営を図っています。

また、ほ場が琵琶湖岸に位置する立地を活かし、高付加価値化が期待できる魚のゆりかご水田米の生産を地区全域に拡大することや、パンや菓子、日本酒の製造・販売等の6次産業化にも取り組んでいます。

事業名／県営経営体育成基盤整備事業
実施年度／令和2年度～令和8年度
総事業費／554,000千円
(ソフトを除く)
受益面積／63.9ha
事業内容／事業内容／農業生産基盤整備
・整地工 22.0ha
・管路工 7.8km
・暗渠排水工（FOEAS） 6.4ha
実施主体／東近江農業農村振興事務所



魚のゆりかご水田堰上式魚道



魚のゆりかご水田米



自動給水栓の設置（水管理の効率化）



FOEASの設置（水田農地の汎用化）



水田農地の汎用化の取組

農地耕作条件改善事業

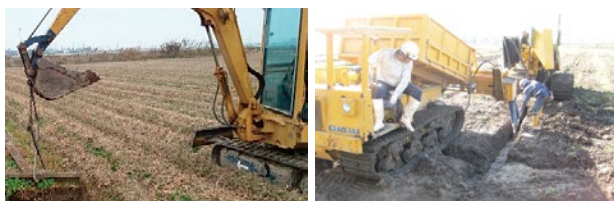
人 経済 社会 環境

地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。

地域計画を策定した区域において、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地の集積を図るため、畦畔除去による簡易な区画拡大や汎用化のための暗渠排水、用水路の整備など、地域の実情に応じたきめ細やかな基盤整備を支援します。

●事業を契機にした高収益作物への転換

基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や導入1年目の種子・肥料への支援など、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ支援します。



畦畔除去による区画拡大

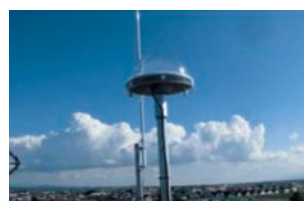
暗渠排水による汎用化



キャベツ（高収益作物）の収穫（東近江市）

●スマート農業導入支援

基盤整備と一体的に自動給水栓やGNSS（衛星測位システム）基地局の設置等、スマート農業の導入を支援します。



GNSS基地局設置



自動給水バルブの導入

中山間地域総合整備事業

人

経済

社会

環境

農業生産条件が不利な中山間地域において、生産基盤を整備し、農業生産活動の継続を図ります。



区画整理後の農地（甲賀市）

●農地環境整備事業

荒廃農地を集約し、担い手の農家が一団の農地として取得できるよう農地を整備します。

環境の保全や農業生産性の向上により、中山間地域の活力ある農業農村づくりを推進します。

●農地や水路等の総合整備事業

生産基盤と生産・販売施設等を総合的に整備することで、農業者の所得確保や、地域の特色ある農業の展開による新たな就業機会の創出等を進めます。

事例紹介

杉山地区（甲賀市）



区画整理前（甲賀市）

杉山地区の農地は未整備で耕作道路は狭小、用排水路は土水路であり、持続的な営農が困難な状況でした。

このため、区画整理や用排水路などの整備とあわせ、事業を契機とした集落営農組織の設立を進め、農業経営の安定化と地域農業の維持・向上に向けて取り組んでいます。

事業名／県営農地環境整備事業
実施年度／平成30年度～令和10年度
総事業費／755,850千円
受益面積／14.1ha
事業内容／・区画整理 14.1ha
・用水施設 1式
実施主体／甲賀農業農村振興事務所

農業水利施設の整備や長寿命化対策を行うことにより、水利用の安定と合理化を図り、地域の営農方針に応じた農業生産を支えています。

●農業生産の基盤となる施設の整備

農業生産の基礎となる農業用水の確保および適切な供給、速やかな排水を行うために必要な施設の整備を計画的に実施します。

●施設の状況に応じた効果的な保全対策、更新整備

今ある施設を大切に守り活用していくため、施設の機能診断結果を反映した機能保全計画に基づき、劣化度合いやその要因に応じて、補修・補強、更新の対策を低コストかつ効果的に実施します。



農業用排水路の整備（彦根市）

●農業水利施設の機能診断と評価、保全計画の策定

施設の維持管理に関わる人々が連携して、定期的かつ計画的に施設の機能診断と評価を行うことで、施設の劣化状況を把握し、ライフサイクルコストの軽減を目的とした施設の機能保全計画を策定します。



用水路の内部状況を診断するためのビデオカメラ調査

●多様化する用水需要に応じた農業水利施設の改良



用水需要に応じて流量を調整できるポンプへの更新

近年の地域の用水需要の多様化に応じて、適切な取水量管理、施設の省エネルギー化や管理労力の低減につながる、農業水利施設の改修を実施します。

事例紹介

日野川地区（近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町）

日野川地区では、昭和52年度から平成15年度にかけて頭首工や揚水機場等の農業水利施設が造成されましたが、耐用年数を経過した施設の老朽化が進行しており、現在では、施設の性能低下や維持管理労力の増大、用水の安定供給に支障をきたしています。

このため、施設の機能保全計画に基づき、施設の重要度に応じた農業水利施設の更新を行い、農業用水の持続的、安定的な供給を確保するとともに、施設管理の合理化・省力化を進め、農業生産性の向上を図っています。

事業名／県営かんがい排水事業
（基幹水利施設保全型）
実施年度／平成27年度～令和11年度
総事業費／1,880,000千円
受益面積／2,416ha
事業内容／・頭首工 5箇所
・揚水機場 10箇所
・用水路 1式
・ため池 3箇所
実施主体／東近江農業農村振興事務所



水門扉（改修前）



水門扉（改修後）

農業水路等長寿命化事業

人 経済 社会 環境

農業水利施設が将来にわたって機能を安定的に発揮し、農業生産活動が安心して行われるよう、機動的かつ効率的な対策事業を支援しています。

農業生産活動の基盤となる農業水利施設を健全な状態に保ち、機能を安定的に発揮させるため効率的な長寿命化対策を実施します。

また、管理設備の更新・整備による水管理労力軽減や施設の機能回復による維持管理コスト低減に資する取組を実施します。

●機能が低下した農業水利施設の整備

老朽化による漏水の発生などで、十分な用水を確保できなくなった施設の長寿命化対策を行います。



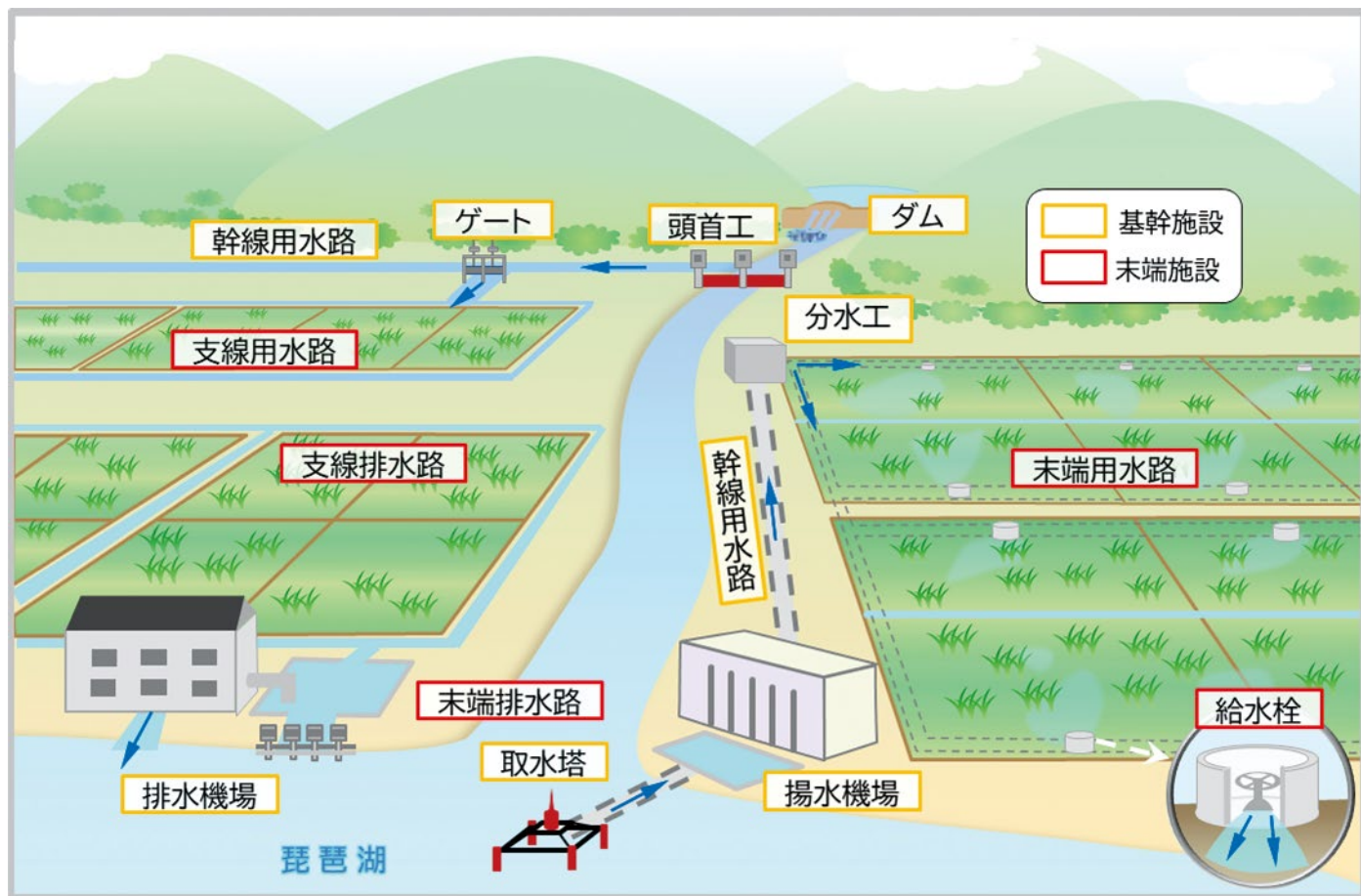
排水路の整備（近江八幡市）



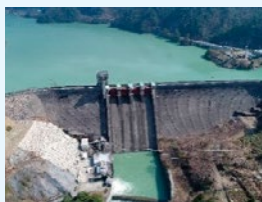
原動機の更新（竜王町）

さまざまな種類や規模の農業水利施設の維持管理を支援しています。

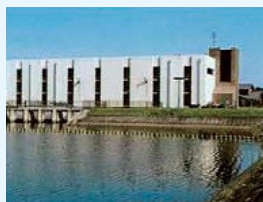
農業水利施設には、ダム、揚水機場、頭首工、用排水路等があります。また、干拓地には排水機場が整備されています。これらの多くは土地改良事業により、基幹的な施設は国や県、末端施設は市町や土地改良区等により造成されました。こういったさまざまな施設を適切に管理するために、施設の規模や目的に応じ補助事業で支援します。



さまざまな農業水利施設



ダム



揚水機場



揚水機

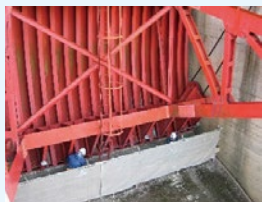


頭首工



排水機場

各施設の維持管理状況



ダムゲートの点検



ポンプの点検



ゲートの点検



水路の清掃



農業水利施設の効率的かつ計画的な保全更新対策の推進

安定的な農業用水の供給を維持するとともに、ライフサイクルコスト※1の軽減に努め、農業の持続的な発展を支えます。

●アセットマネジメントの推進

農業水利施設を健全な姿で次世代に引き継ぐため、ため池を含む基幹施設から末端施設まで県内施設全体を一つの資産としてとらえ、全ての関係者が目的や情報を共有し、適切な保安全管理により、長持ちさせながら効率的かつ計画的な保全・更新を行う「農業水利施設アセットマネジメント」を推進しています。

また、保全・更新の際に節水型や循環型の施設へ改良するなど、琵琶湖をはじめとする環境保全に配慮しています。

※1：ライフサイクルコスト…施設や構造物などの調達から、使用、修繕、耐用年数の経過により廃棄処分するまでの全過程に要する費用

※2：国営および県営造成施設で受益面積100ha以上の水路（ただし県営かんがい排水事業で造成された施設は、20ha以上）

※3：受益面積が100ha以上の施設

種別	用水路		排水路
	開水路	管水路	
基幹水路※2	269km	540km	48km
末端水路	4,500km	1,760km	5,857km
計	約13,000km		
基幹水利施設	136箇所 (ダム、頭首工、用排水機場等)※3		

◆滋賀県の農業水利施設の現状と課題

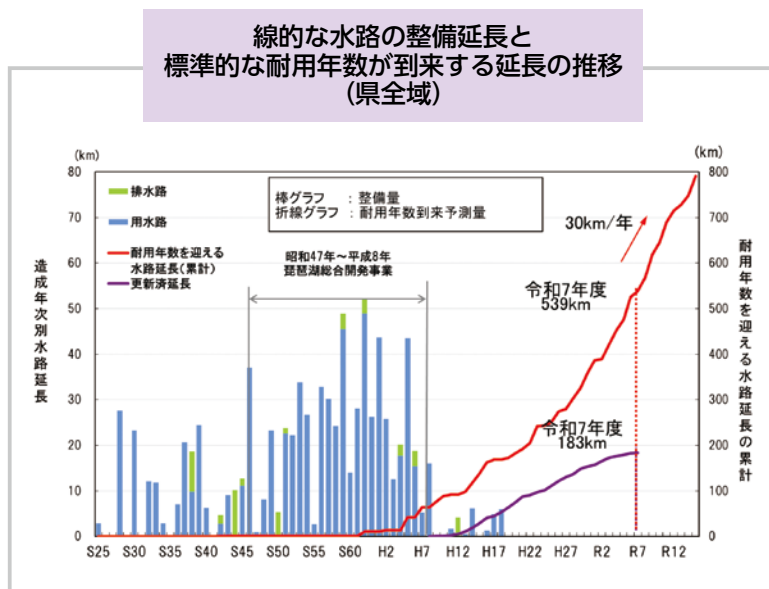
滋賀県には、基幹的な農業水利施設としてダムや揚排水機場などが136箇所、用排水路にあっては、基幹から末端まで総延長で約13,000kmにもおよぶ膨大な水路が張りめぐらされています。しかしながら、施設の多くは、整備後40年以上が経過するなど、老朽化が進行しています。また、農業者の減少・高齢化、農村地域の混住化が進行し、維持管理体制が弱い弱体化しています。

こうしたことから、適切な保全と計画的な更新を行い、併せて地域ぐるみの共同活動を推進することにより、農業生産に不可欠なこれらの農業水利施設を保全する必要があります。

◆突発的な漏水や施設損傷等の発生

近年、施設の老朽化に伴う揚水機の緊急停止や管路の漏水などの突発的な事故が多発しています。

特に、滋賀県には、琵琶湖からポンプで揚水する施設が多く、漏水や施設損傷など事故が発生すれば、農業生産だけでなく、地域の生活にも多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、施設のリスク管理※4が求められています。



管水路の破損による農道の陥没



圧送管の破損による被害

※4：リスク管理…さまざまな危険を、最少の費用で最小限に抑えようとする管理手法。危機管理

●農業水利施設アセットマネジメント中長期計画（R8～R17年度）

施設の日常管理を行いながら、機能の監視・診断・補修・更新を効率的に行う「アセットマネジメント」の実施計画として、関係者（農業者、県、市町等）が協働で策定した「中長期計画」に基づき、計画的に対策を講じています。

◆農業水利施設アセットマネジメントの推進方針

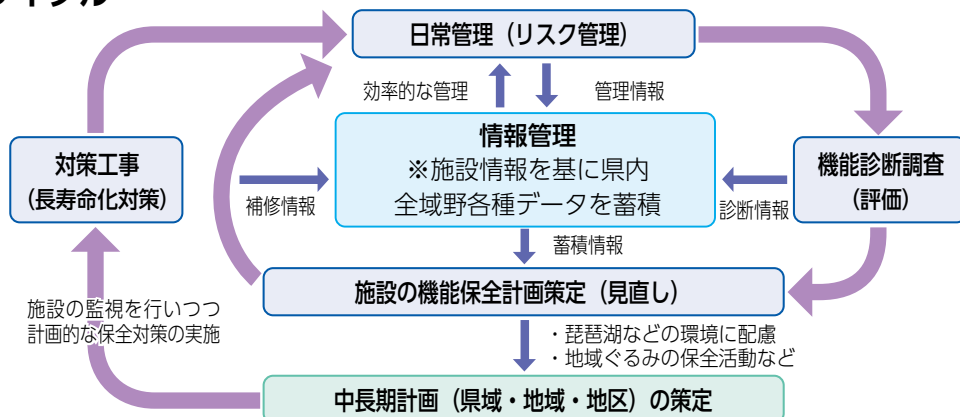
関係者の役割分担と連携のもと、次の基本方針により滋賀県独自のアセットマネジメントを推進しています。

基本方針

- ① アセットマネジメント手法により効率的で計画的な保全・更新対策を推進します
- ② 琵琶湖などの環境保全に配慮した節水型・循環型の対策や生物多様性などに配慮した対策を推進します
- ③ 施設の多面的機能が一層発揮できるよう、施設管理の体制整備や地域ぐるみの保全活動を推進します

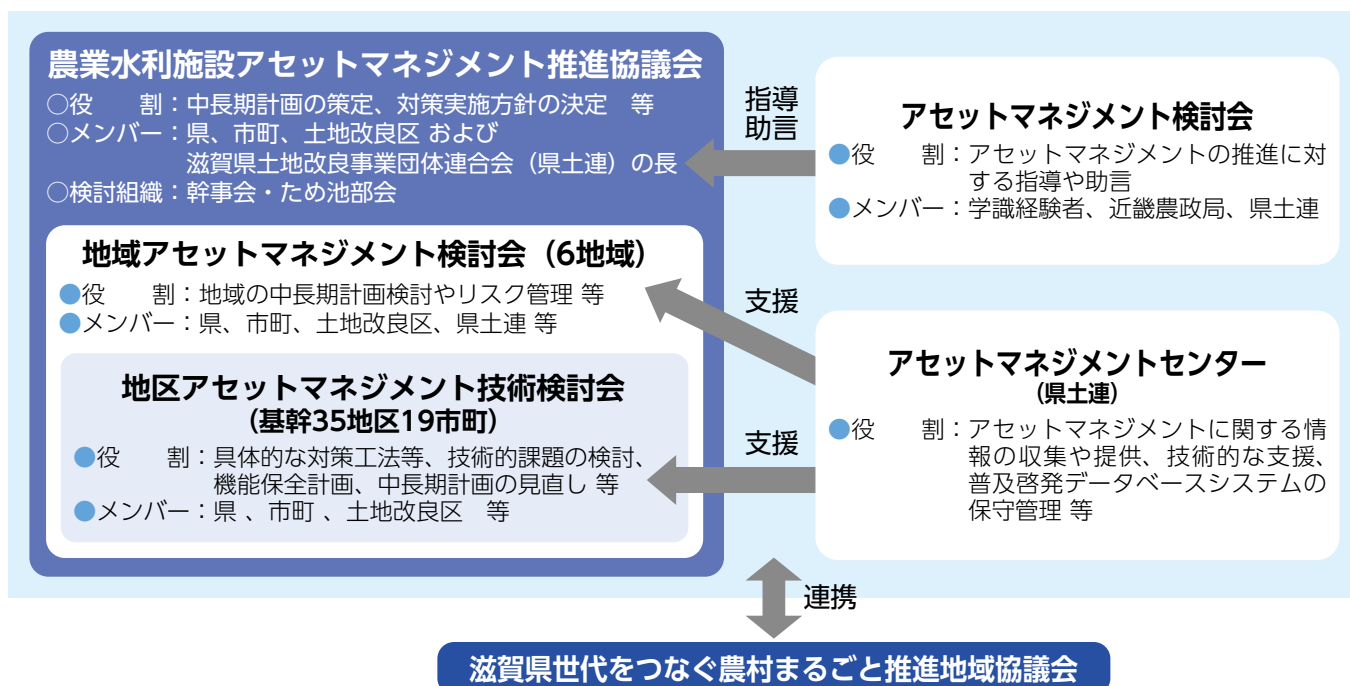
◆アセットマネジメントサイクル

施設管理者による適切なリスク管理を基本に、継続的なデータの蓄積を行い、効率的な機能診断調査、計画的な予防保全の取組を実施し、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を目指しています。



◆推進体制

「農業水利施設アセットマネジメント推進協議会」を中心に、各地域に設置された検討会において技術的検討や情報共有を行い、それぞれの役割分担のもとアセットマネジメントを推進しています。



農道整備事業（農村整備事業）

人 経済 社会 環境

老朽化の進行が顕在化している農道等の整備・強靱化を行い農村の活性化を図ります。

●農道整備事業（強靱化型）

地域防災計画において避難路等に指定されている農道や、主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいものを対象に整備を行います。

老朽化が進む農村地域のインフラの持続性を確保するとともに農村の活性化を図ります。



整備中の農道（甲賀市）

事例紹介

鹿深2地区（甲賀市）

鹿深広域農道は整備後30年以上が経過した基幹農道です。一般車両が増加し、国道1号や国道307号、主要地方道草津伊賀線、さらに新名神高速道路や名阪国道への接続道としても利用され、老朽化や劣化が進んでいます。



甲賀広域農道（甲賀市）

事業名／県営農道整備事業（農村整備事業）
 実施年度／令和3年度～令和8年度
 総事業費／886,000千円
 受益面積／6,661ha
 事業内容／・舗装工 15,500㎡
 ・擁壁工 11箇所
 ・防護柵工 990m
 ・橋梁工 1橋
 実施主体／甲賀農業農村振興事務所

舗装のひび割れやわだち掘れ等による走行性の悪化や、ブロック積み擁壁の座屈、橋梁の伸縮装置の劣化等により農業車両の交通の安全性や円滑化に支障をきたしています。このことから予防保全を中心とした維持管理事業での対応が必要であり、農業の生産性の向上および農産物流通の合理化、農村地域の生活環境の改善に向けて取り組んでいます。

農業集落排水事業

人 経済 社会 環境

農業集落における汚水の処理・循環利用を目的とした施設等を整備し、農村集落の環境改善を図ることで、生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成および循環型社会の構築を推進します。

昭和50年代から整備してきた農業集落排水施設は平成28年度に供用率100%を達成しました。

現在は、供用開始から30年以上経過する施設が増加し、老朽化・機能低下の進行が大きな課題となっています。

このことから、施設の機能を回復するため、老朽化した施設の適正な更新時期を把握するための、機能診断調査と処理施設の改築更新を行う機能強化対策を実施しています。

農業集落排水施設の整備状況（R7.3末現在）

		施設数	集落数
下水道区域内	統合済	69	329
	統合予定	100	
下水道区域外		55	91
全体		224	420
機能強化		70	138
機能診断		69	129



前処理室排気ファン更新



ブロワ機器更新



DO計更新



機能診断調査（汚泥引抜ポンプ）

地域住民の暮らしの安全と快適な生活環境を確保するため、ため池、用排水施設、排水機場などの整備を推進します。



整備されたため池（湖南市）

●ため池整備事業

老朽化したため池を改修し、地震・豪雨への耐震の向上を図ります。決壊等による災害を防止することで、地域住民の暮らしの安全と農業用水の安定供給を確保します。

●用排水施設等整備事業

さまざまな要因により周辺に災害をおよぼすおそれのあるぜい弱化した農業用排水施設を改修し、災害を未然に防止します。

●調査計画事業

農業水利施設におけるハザードマップ作成や耐震点検調査、実施計画策定など、地域の防災減災対策に必要な調査と計画の策定などを実施します。

●特定農業用管水路等特別対策事業

石綿（アスベスト）が使用されている農業用管水路を撤去・更新し、石綿を起因とする人体への影響を未然に防止します。

●農業用河川工作物応急対策事業

治水上災害の危険がある農業用河川工作物について、改修等を実施することで、洪水等による災害を未然に防止します。

●安全対策施設事業

安全施設の整備により、農業水利施設への転落等による被害の防止を図ります。また用途廃止された農業用排水施設や農道の撤去廃止により、突発事故等による人命・財産等への影響を軽減します。

事例紹介

下酢子池地区（大津市）



改修中のため池

下酢子池は、大津市大將軍にある6.7haの農地へ用水を供給しているため池です。地震・豪雨に対する調査を実施したところ、豪雨時の排水能力が不足することが判明しました。このため、かんがい用水を確保し、地域住民が安心して暮らせるよう、災害を未然に防止するための改修を行っています。

事業名／県営農地防災事業 （防災重点農業用ため池緊急整備事業）	貯水量／15,000m ³
実施年度／令和4年度～令和7年度	事業内容／・堤体改修 1式
総事業費／355,200千円	・洪水吐改修 1式
受益面積／6.7ha	・取水施設改修 1式
防災受益／6.7ha	実施主体／大津・南部農業農村振興事務所

●ため池中長期整備計画

農村地域の暮らしの安全・安心を確保するため、市町、土地改良区、滋賀県土地改良事業団体連合会（県土連）、県が連携して、防災重点農業用ため池の特性や現状を調査し、ため池の防災・減災対策を計画的に推進する「滋賀県ため池中長期整備計画」（令和元年度～令和12年度）を策定しています。

基本理念

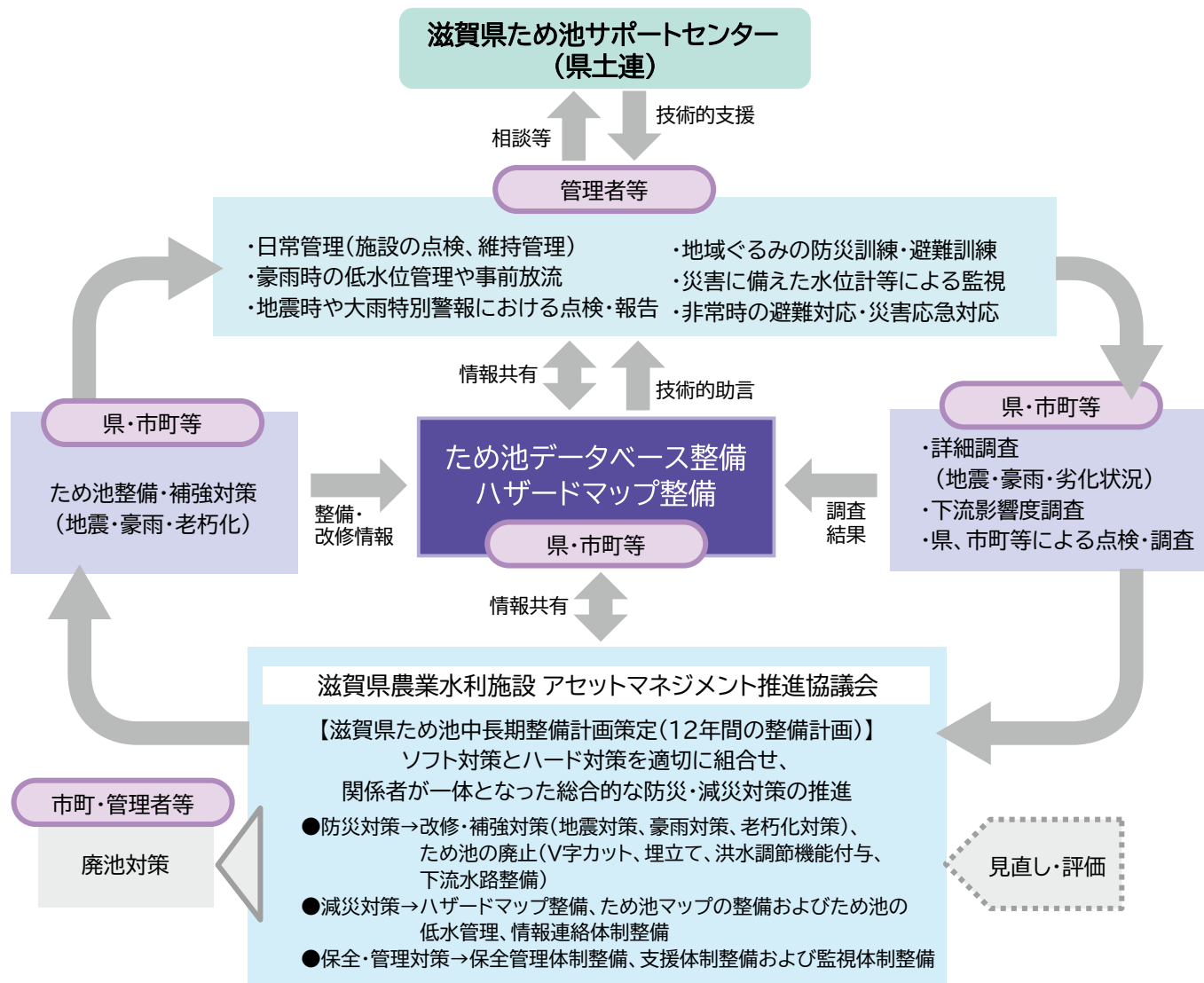
農村地域の暮らしの安全・安心の確保

～ソフト対策とハード対策を組み合わせ、関係者が一体となった総合的な防災・減災対策の推進～

基本方針

- ①「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく措置を着実に推進する。
- ②「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」の趣旨を踏まえ、国の財政支援を積極的に活用しながら、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進する。
- ③管理者等と市町、県土連、土地改良区、県等との連携のもと、防災・減災対策を推進する。
- ④ため池の適正な保全更新対策、監視・管理体制の強化など、ソフト対策とハード対策を組み合わせた計画的で総合的な防災・減災対策を推進する。
- ⑤地震・豪雨耐性評価や劣化状況評価の結果を踏まえ、ため池整備の優先度の考え方を明らかにしつつ、地域の実情を考慮するなど総合的に判断し効果的な対策を推進する。
- ⑥地域の危機管理体制を強化するため、防災重点農業用ため池のため池ハザードマップの情報を共有するなど、地域の防災意識を高める。

●ため池のアセットマネジメントサイクル



地すべり災害を防止し、国土の保全と県民の安全な生活環境を実現します。



点検調査状況

近年、異常気象による豪雨の増加に伴い、土砂災害発生の危険性が高まっています。そこで本事業では、地すべり防止区域において、パトロールなどの点検調査や傾斜計による地盤の動態観測、水位計による地下水の変動観測を行い、地すべりの兆候が確認された箇所に地すべり防止工事を実施しています。

また、本事業で整備した地すべり防止施設の日常管理や長寿命化対策により、機能を維持・回復し、災害を防止し安全な生活環境を守ります。

事例紹介

雄琴・上仰木Ⅵ期地区（大津市）

雄琴・上仰木Ⅵ期地区の対象である地すべり防止区域には、JR湖西線や湖西バイパス道路（国道161号）が通っていることに加え、宅地造成が進んでおり、地すべり防止の重要度が非常に高まっています。

本地区では、地すべりの要因となる地下水、地表水などを排除する抑制工（水抜きボーリング、集水井、排水路等）と、地すべり滑動の抑止を目的とする抑止工（擁壁、杭等）を組み合わせながら、地すべりを未然に防止する対策工事を行い、地域住民の安全な生活環境を守っています。

事業名／県営地すべり防止対策事業
（地すべり防止対策事業）
実施年度／令和5年度～令和14年度
総事業費／587,370千円
受益面積／400ha
事業内容／地すべり防止対策 1式
実施主体／大津・南部農業農村振興事務所



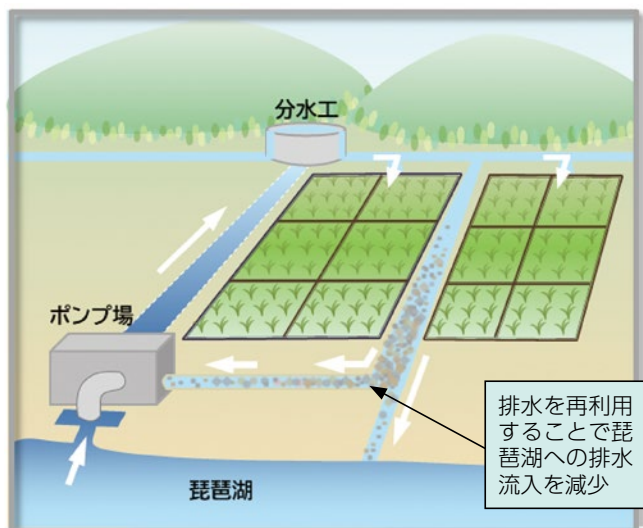
地すべり防止対策（水抜きボーリング工）

〈MEMO〉

農業排水の循環利用（農業排水循環利用促進事業）

琵琶湖などの環境保全に貢献するため、農業排水対策などに取り組み、環境こだわり農業を更に推進します。

水田から流出する農業排水を琵琶湖へ流さず、再び用水として利用することで、排水に含まれる窒素（N）やリン（P）、懸濁物質（SS）などによる琵琶湖への負荷を軽減する取組です。



琵琶湖に流入する農業排水（代かき期）

●支援内容

農業排水を循環かんがい施設（ポンプ場）などで循環利用するためには、排水に含まれているゴミの除去や施設の操作・点検、水質調査など、施設の管理に通常より手間や経費が余分に掛かります（掛かり増し経費）。

琵琶湖を守るための農業者や土地改良区等の理解と協力に対し、その経費の一部を支援しています。

農業者や土地改良区等の理解と協力



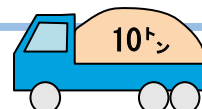
農家などへの啓発



ゴミの除去

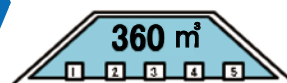


管理・点検



×7台

年間約65ton(ダンプトラック7台分)の懸濁物質(SS)の琵琶湖への流出が抑制されています。



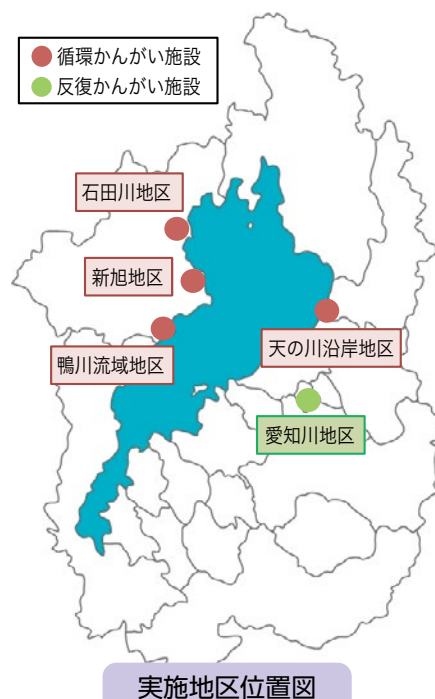
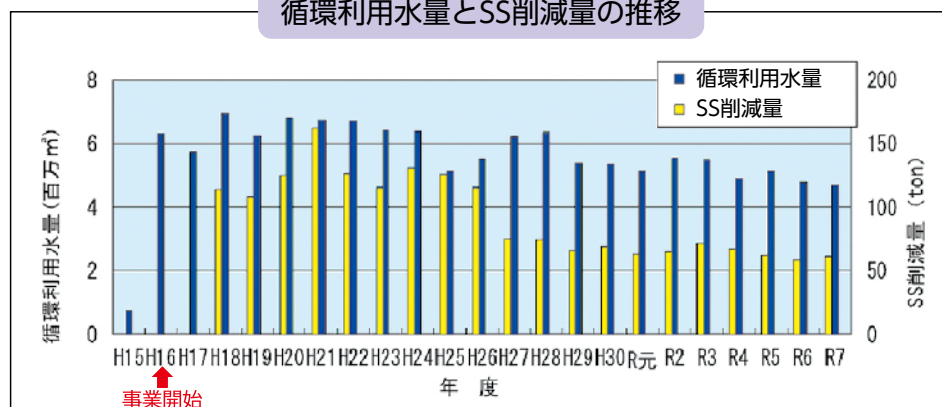
×13,800杯

毎年25mプール、約13,800杯相当の排水が循環利用されています。

●取組実績

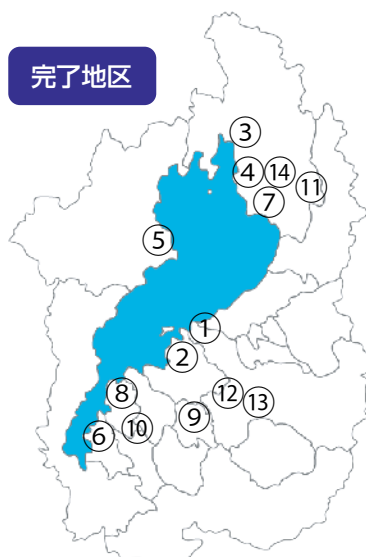
事業開始により、農業排水の循環利用水量は7～9倍に増加し、琵琶湖への農業排水による負荷を低減しています。

循環利用水量とSS削減量の推移



●みずすまし事業（水質保全対策事業）

農業排水に含まれる窒素やリンなどの富栄養化物質による琵琶湖などへの汚濁負荷を軽減することを目的として、溝畔への漏水防止シートの埋設や、反復利用（循環かんがい）施設の整備、内湖を活用した浄化池や多自然型排水路などの浄化施設を整備します。



完了地区



白鳥川中流1期地区浄化池（東近江市）

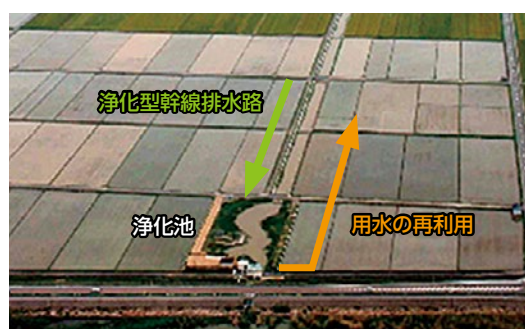


水生植物帯による浄化



浄化池での生き物観察会

番号	地区名	完了年度	番号	地区名	完了年度
①	神上沼	H11	⑧	赤野井湾(木浜)	H17
②	小中之湖	H16	⑨	竜王南部	H17
③	川並	H11	⑩	赤野井湾(守山南部)	H23
④	高月	H18	⑪	ちはら	H19
⑤	新旭	H15	⑫	白鳥川中流1期	H27
⑥	浮舟	H17	⑬	白鳥川中流2期	R7
⑦	高月Ⅱ期	H16	⑭	高月西阿閉	R7



農業排水の再利用（守山市）

人 経済 社会 環境

環境と調和した農業用水のさまざまな節水活動

周辺環境の保全や省エネルギー化を推進するためにさまざまな節水活動に取り組まれています。

滋賀県の農業用水は琵琶湖、ダム、河川、ため池などから取水しています。琵琶湖の水を農業用水に利用するためにはポンプで送水する必要があり、多くの電力が掛かります。そのため、電力料金の高騰は農家負担の増大に繋がることから、農業水利施設の管理にあたっては、さまざまな節水活動や省エネルギー化を進めることで、電力料金高騰の影響の緩和を図っています。



啓発のぼり旗



啓発チラシ

●節水活動の例

ポンプによる送水量の削減	→ 降雨量に応じてこまめな送水量の設定や状況に応じ夜間送水の停止
番水(日別ブロック別配水)の実施	→ 日ごと(例えば隔日)や地域ごとに送水
排水の用水への反復利用	→ 排水を用水として再活用し、ポンプによる送水量を削減

●省エネルギー化・コスト縮減の取組

区分	省エネルギー化	コスト縮減
ソフト対策	・ポンプの吸入／吐出水位の見直し ・大口径ポンプの優先使用 ・無効送水の削減 ・節水による送水量の削減等	・電力契約の適正化 ・ポンプの同時運転台数の削減等
ハード対策	・電動機制御方式の見直し(インバータ制御の導入) ・高効率電動機への更新等	・コンデンサ設置による力率の改善等



ハード対策の例
高効率電動機への更新による
省エネルギー化

農業・農村では、豊かな自然や美しい景観、伝統行事が受け継がれてきました。子どもから年配の方まで、みんながいきいきと暮らす農村の実現を目指し、次世代を担う子ども達が農業・農村の姿や将来について考えるきっかけとするため、県内の小学5年生を対象に、毎年絵画コンクールを開催しています。

ここでは、令和7年度の受賞作品を紹介します。

滋賀県知事賞



「田んぼのまわりの
生き物たち」

よしむら み あ
吉村 美亜さん
(近江八幡市立安土小学校)

滋賀県教育長賞



「ふるさとの風景」

さくこい あこ
佐合井 茜子さん
(大津市立仰木小学校)

滋賀県世代をつなぐ農村まると 保全推進協議会長賞



「おいしいお米に育ってね」

いしはら りお
石原 莉緒さん
(彦根市立城北小学校)

琵琶湖と共生する滋賀の 農林水産業推進協議会長賞



「田んぼはいつも大さわぎ」
うえだ ちはな
上田 千花さん
(大津市立仰木小学校)

滋賀県大津・南部 農業農村振興事務所長賞



「おいしいお米になあれ」

あさい ひなの
浅井 陽奈乃さん
(草津市立笠縫小学校)

滋賀県甲賀 農業農村振興事務所長賞



「家族の力」

よしかわ はるか
吉川 遥さん
(湖南市立下田小学校)

滋賀県東近江 農業農村振興事務所長賞



「私にできるお手伝い」

まえがわ いずき
前川 稜生さん
(東近江市立眞作小学校)

滋賀県湖東 農業農村振興事務所長賞



「おいしいお米の収穫」

ばば ゆうせい
馬場 勇成さん
(彦根市立鳥居本小学校)

滋賀県湖北 農業農村振興事務所長賞



「たかおちゃんの宝の畑」

やませ ひゅうが
山瀬 翔雅さん
(長浜市立永原小学校)

滋賀県高島 農業農村振興事務所長賞



「光り輝く 笑顔の畑」

きたの りな
北野 里奈さん
(高島市立新旭北小学校)

地域資源を活用した都市と農山漁村との交流から農泊※1の取組へと発展させ、農山漁村での魅力ある地域づくりを進めます。

中央に琵琶湖を抱え、周囲の緑豊かな山々に囲まれた滋賀県の農山漁村地域には、美しい自然や暮らしの中で培われてきた歴史と伝統文化があり、心安らぐ空間を作り出しています。

この素晴らしい地域資源を活用し、体験や滞在を通じた都市と農山漁村の交流を支援することで、魅力ある地域づくりを進めます。

◆農泊・都市農村交流の推進と取組の情報発信支援

- ◇ホームページやキャンペーン等によるPR・各種取組の情報発信支援
- ◇地域における農泊・都市農村交流等の取組支援

◆活動団体等の交流・情報共有と受入体制の強化

- ◇都市農村交流に関連する活動を行っている団体、関心のある団体等を対象に研修会等を開催
- ◇県域の農泊ネットワーク組織を構築し、活動団体同士の交流や情報共有の促進を図る

※1 農泊…農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しみ、農家民宿、古民家を活用した宿泊施設など、多様な宿泊手段により旅行者にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行を指します。(農林水産省ホームページより引用)



SNSフォトキャンペーン（令和7年度実施）

●グリーンツーリズム滋賀

県ホームページ「グリーンツーリズム滋賀」では、県内の農山漁村で体験できる農林漁業体験や生活体験などを5つのカテゴリー「泊まる」「体験する」「食べる」「買う」「学ぶ（教育旅行）」に分類して紹介しています。また、農山漁村をめぐる「モデルコース」の紹介などもしています。インバウンド向けのページも公開しています。



グリーンツーリズム滋賀
GREEN TOURISM SHIGA

▼情報ははこちら▼



滋賀県ホームページ
「グリーンツーリズム滋賀」

●棚田×アート魅力発信プロジェクト

美味しいお米や魅力的な景観などを有する棚田地域において、田んぼアートやイラストマップ、PR動画コンテンツを制作し、アートの力で棚田地域の魅力を発信することで、さらなる関係人口の創出や地域活性化を図ります。

棚田の魅力にフォーカス



都市住民を対象に多様な農山村体験プログラムを提供し、関係人口等を創出することで、農山村地域の活性化を図ります。

都市部の高校生・大学生等若年層から働き盛りの中老年層を対象に、県北部の農山村地域に一定期間滞在するなどして地域住民との交流や農作業活動等の農山村生活を経験することで関係人口の創出や二拠点居住、移住・定住を図り、北部の振興につなげます。

●事業のイメージ

農山村版ワーキングホリデー

高校生・
大学生等

- ・約1週間農家民宿等に滞在
- ・農業体験、地域の宝探し、住民ワークショップ、地域活動への参加等



自生みょうが収穫体験



古民家宿泊施設での滞在

農山村体験

農山村デュアルライフプログラム

都市部の
働き盛り世代

- ・複数回にわたり地域に滞在
- ・農作業・地域活動への参加、地域・移住者との交流等



テレワーク活用



農作業・地域文化等体験



地域活動参加



●令和7年度の農山村版ワーキングホリデーの様子

農山村版ワーキングホリデーでは、学生が、農山村地域の魅力的な資源＝地域の「宝」を整理し、その活用方法を考えます。
また、学生個人のSNSで地域の魅力を情報発信します。



ライスセンターでの米運びお手伝い（長浜市）



伊吹大根種まきお手伝い（米原市）



マコモ収穫体験（米原市）

中山間地域の活性化に向けた地域の様々な取組を支援します。

中山間地域においては、P27のしがのふるさと支え合いプロジェクトによる協働活動のほか、農村型地域運営組織（農村RMO）の形成に向けた取組等を支援します。

●農村型地域運営組織（農村RMO）の形成推進

人口減少や高齢化が進行している中山間地域では、集落単独では地域コミュニティの維持が困難になっています。そのため、地域が農村型地域運営組織（農村RMO）の形成に向けて行う計画策定や実証事業等を支援しています。

令和4年度の制度開始から令和8年度までの4年間で4つの協議会が活動されています。

地区名	事業実施主体	支援期間
甲賀市 鮎河地区	羽ばたけ鮎河 自治振興会	R4～R6
日野町 日野北部（桜谷）地区	桜谷地域農村RMO 推進協議会	R5～R7
米原市 東草野地区	東草野農業振興会	R6～R8
大津市 仰木地区	仰木地域共生協議会	R7～R9



将来ビジョンの策定に向けた話し合い
（東草野地区）



都市農村交流イベントの開催
（日野北部（桜谷）地区）

農村RMOとは？

農村型地域運営組織（農村RMO：Region Management Organization）とは、小学校区等の複数集落の範囲において、農業者を含む多様な地域の関係者が連携して、**農用地の保全**、**地域資源の活用**、**生活支援**の3つの活動に取り組む組織のことです。



農用地の保全	地域資源の活用	生活支援
 ・地域ぐるみの農地の保全・活用	 ・農産物のブランド化 ・空き家・廃校活用	 ・買い物支援 ・高齢者の移動支援

●取組の検討にあたっての参考資料

地域が主体となった活性化に向けた取組について、検討の進め方や取組事例、活用できる制度等をとりまとめた「しがの中山間地域活性化ガイドブック」および「滋賀県中山間地域振興の手引き」を作成しました。

詳細は県のホームページをご覧ください。

▼情報はこちら▼



滋賀県ホームページ
「しがの中山間地域活性化
ガイドブック」



滋賀県ホームページ
「滋賀県中山間地域
振興の手引き」



未来につなぐ中山間支え合いプロジェクト

中山間地域における課題解決に向けた取組に対して継続的な伴走支援を行います。また、中山間地域と企業や大学等の多様な主体との協働活動や棚田地域での都市住民によるボランティア活動等を支援します。

●中山間地域伴走支援事業

中山間地域の課題に対応できる部局横断のプラットフォームや中間支援組織により、事業計画策定や専門家の派遣等、課題解決に向けた取組の初動から自走に至るまでを継続的に伴走支援します。

また、取組地区間の交流会を開催し、取組の深化・拡大を図ります。



●しがのふるさと支え合いプロジェクト

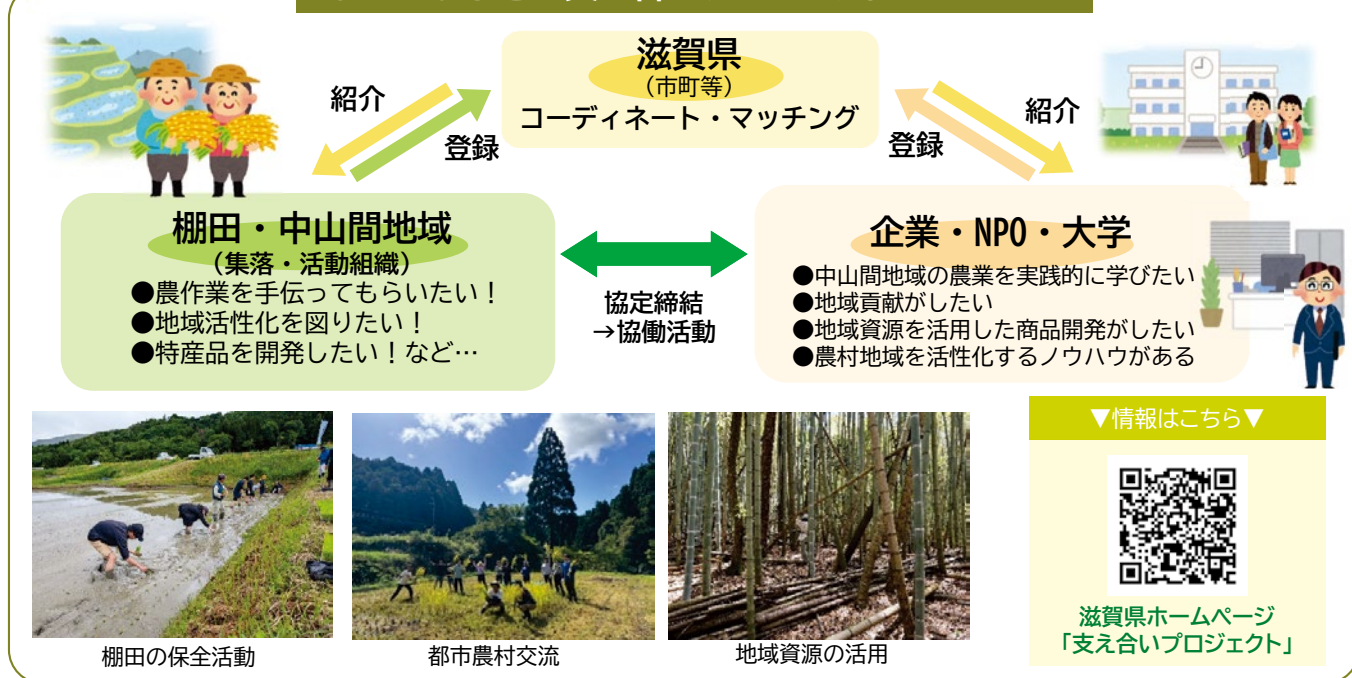
中山間地域の活性化や新たな価値の創造を目指して、企業や大学、高校、NPO法人等の多様な主体と集落が3年間の協定を締結して行う農地保全や都市農村交流、農産物ブランド化等の協働活動を支援しています。

平成30年度の制度開始から令和7年度までの8年間で33の地域で協定が締結されました。令和8年度からは、企業の中山間地域でのCSV活動^{※1}に対する支援を強化し、農村地域と企業の結びつきをより推進し、取組の深化を図ります。

※1 CSV活動…地域課題の解決と経済的価値の創出を両方向う活動



しがのふるさと支え合いプロジェクトのイメージ



●棚田保全ネットワーク推進事業

農家の高齢化や担い手の減少、野生獣による農作物被害などにより、農地の荒廃が進み、棚田の有する多面的機能が低下しつつあります。このような棚田地域を保全するため、地域住民とボランティア（都市住民など）が一体となった保全活動を支援しています。

◆たな友（しが棚田ボランティア制度）の運営

ボランティア登録制度を構築・運営し、ボランティア活動の発信から募集・申込受付、受入地域との調整を行っています。また、活動で使用する機材の搬入等、ボランティア受入地域の活動を支援しています。



◆しが棚田トラスト制度の運営

棚田保全活動に賛同いただける企業や個人の皆さんから直接棚田地区への寄附を募る制度の広報を支援しています。



ボランティアによる草刈り作業

◆しが棚田米ブランド化への支援

きれいな水で育てられ、良食味とされている棚田米の魅力発信のため、認証制度を設け、棚田米のブランド化を図っています。



しが棚田米認証ロゴマーク



▼情報はこちら▼



滋賀県ホームページ
「おうみ棚田ネット」



ホームページ
「たな友」

●リーダー育成事業

中山間の農村集落に住む方々等を対象に、地域の実情に応じた活性化策を学ぶ実践型の研修を実施し、リーダーとなり得る人材を育成します。

●スキルアップ事業

行政職員を対象に、地域づくりを進めるための知識、ノウハウを学ぶための研修会を実施し、行政職員のスキルアップを図ります。



リーダー育成事業で開催した研修

世代をつなぐ農村まると保全向上対策

人 経済 社会 環境

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農家、土地持ち非農家、地域住民が協力して行う地域の共同活動を支援し、水路や農道などの地域資源の適切な保全管理を推進します。

農業・農村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能を有しており、私たちみんながその利益を享受しています。

こうした機能を支えてきた地域の共同活動は、農村地域の過疎化、高齢化、混住化などの進行により、困難になりつつあります。そのような中、農用地、水路、農道などの地域資源の保全管理が必要となる担い手農家の負担も増加しています。

このため、「世代をつなぐ農村まると保全向上対策」により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進するとともに、豊かな恵みを育む農村を良好な姿で次世代に引き継いでいきます。

事業の体系と仕組み

世代をつなぐ農村まると保全向上対策

※国事業名：多面的機能支払交付金

(1) 農地維持支払

- ① 地域資源の基礎的保全活動
- ② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動



(2) 資源向上支払

- ① 地域資源の質的向上を図る共同活動
 - ア) 施設の軽微な補修
 - イ) 農村環境保全活動
 - ウ) 多面的機能の増進を図る活動
- ② 施設の長寿命化のための活動
- ③ 環境負荷低減を図る取組への支援（みどり加算）
 - ア) 長期中干し
 - イ) 冬期湛水
 - エ) 夏期湛水
 - オ) 中干し延期
 - ウ) 江の設置等



滋賀県内の農地の約70%に当たる35,130haで取り組まれています。（令和8年1月末現在）

支援対象活動の例（農地維持支払）

(1) 農地維持支払



施設の点検



水路の泥上げ



水路の草刈り

(2) 資源向上支払

① 地域資源の質的向上を図る共同活動



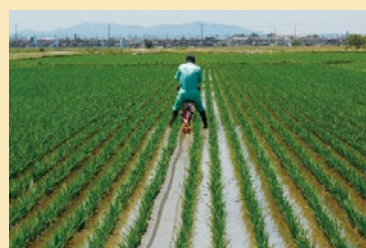
水質モニタリングの実施

② 施設の長寿命化のための活動



老朽化した用水路の補修・更新

③ 環境負荷低減を図る取組への支援（みどり加算）



長期中干し

中山間地域等直接支払交付金

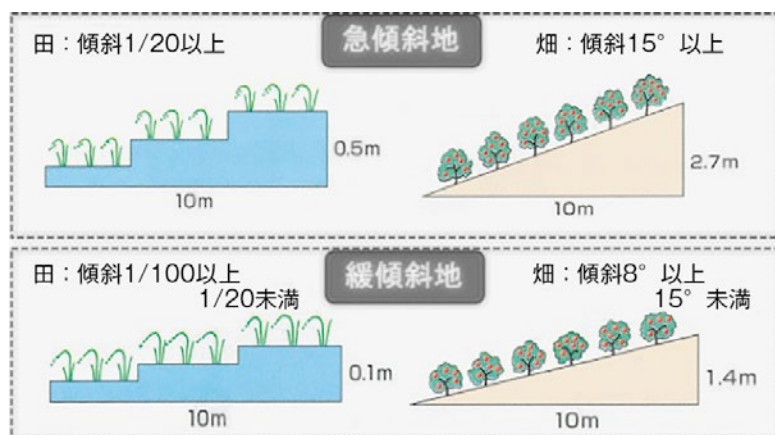
人 経済 社会 環境

中山間地域の農業生産活動が継続できるよう地域の取組を支援します。

自然的・経済的・社会的に条件不利地である中山間地域等において、耕作放棄の発生を防止し、国土保全や景観保全等の多面的機能を確保するため、集落協定等に基づき5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等に対して交付金を交付しています。交付金は、耕作放棄の発生防止のための共同活動や担い手の育成、生産条件の強化などの農業生産体制の整備に向けた取組に活用されています。

●対象農用地の傾斜基準

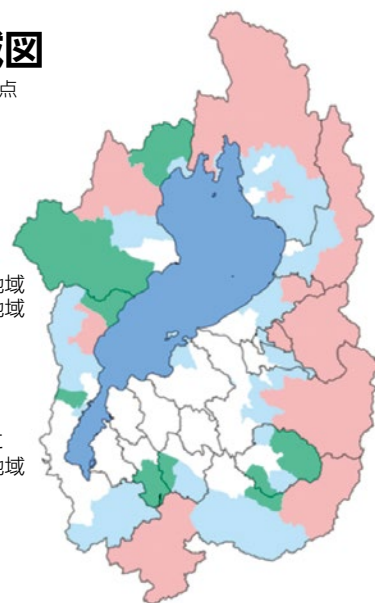
※緩傾斜地については市町長が特に必要と認めた場合に限る



●対象地域図

※令和8年3月末時点

- 特定農山村法等地域振興立法の指定地域
- 知事が指定する条件不利地域(知事特認地域)
- 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域



◆交付対象となる活動

基礎活動

- ・集落マスタープランの作成
- ・耕作放棄の防止等の活動
- ・水路・農道などの管理活動
- ・多面的機能を増進する活動

体制整備に向けた活動

- ・ネットワーク化(複数の集落協定間での活動の連携)活動計画の作成



より前向きな活動

- ①棚田地域振興活動
- ②超急傾斜農地の保安全管理
- ③ネットワーク化や人材の確保
- ④スマート農業による効率化

●交付対象となる活動事例



畦塗り



景観作物の作付け



獣害防止柵の補修



ドローンによる防除作業



農業体験



リモコン式自走草刈り機の導入

豊かな生きものを育む水田の取組

人 経済 社会 環境

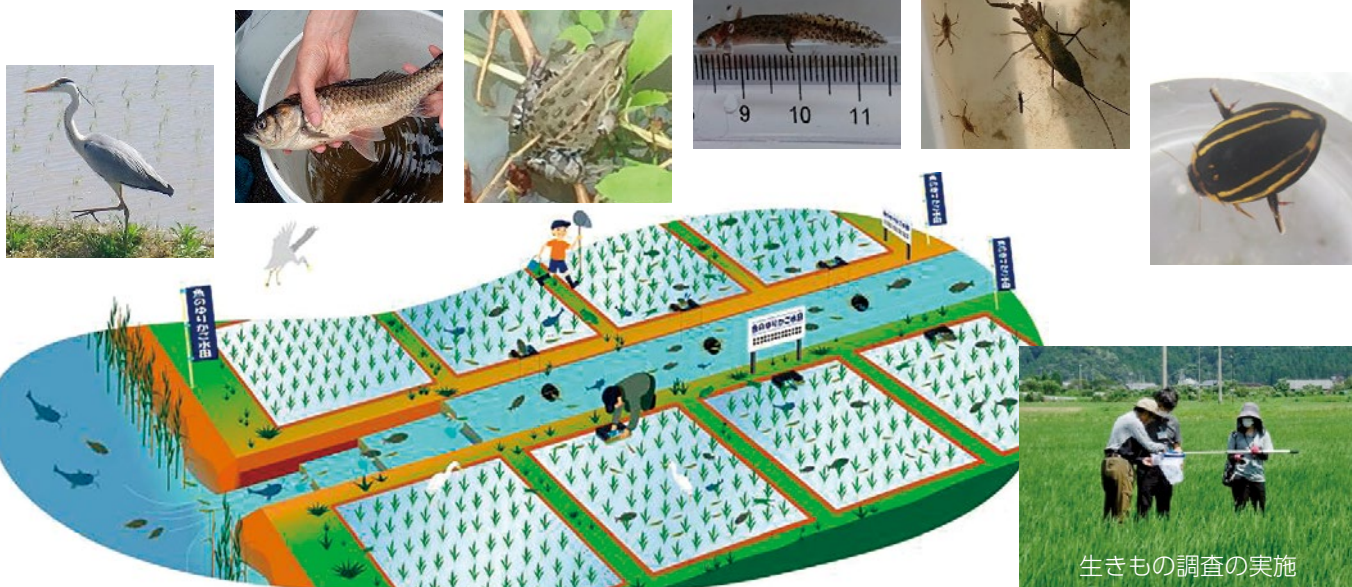
魚のゆりかご水田など豊かな生きものを育む水田の取組を拡大し、琵琶湖や水田などの生物多様性を保全します。

私たちのまわりにある水田は、お米を作るためだけでなく、様々な生きものが生息する場所でもあります。しかし、農業生産性の向上を図るための整備を進めてきた結果、水田を主な生息域とする生きものの姿があまり見られなくなりました。

滋賀県では、自然豊かな農村を守り次世代に引き継いでいくため、水田やその周辺地域において豊かな生きものを育む水田の取組を進めています。

琵琶湖と水田を魚が往来する「魚のゆりかご水田」の取組地区数の拡大に向け、取組へのきめ細やかな支援や担い手サポート支援を行います。また、琵琶湖辺り以外の中上流地域では、「豊かな生きものを育む水田」の取組を推進します。

●水田に生息する生きもの



●「豊かな生きものを育む水田」の取組事例

魚のゆりかご水田



堰上式魚道



一筆型魚道

生物の移動経路の確保



水路からの脱出施設

生息環境向上施設の設置



ビオトップ水田



水田内水路



冬みず田んぼ

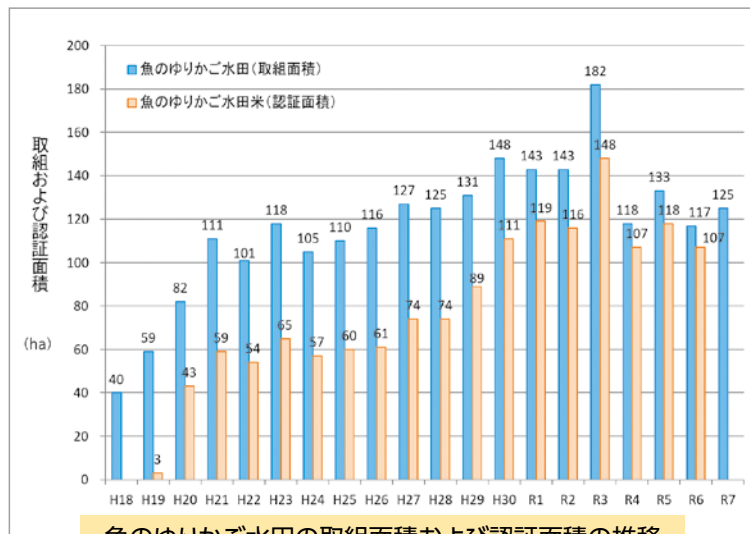
「魚のゆりかご水田米」の普及拡大

人 経済 社会 環境

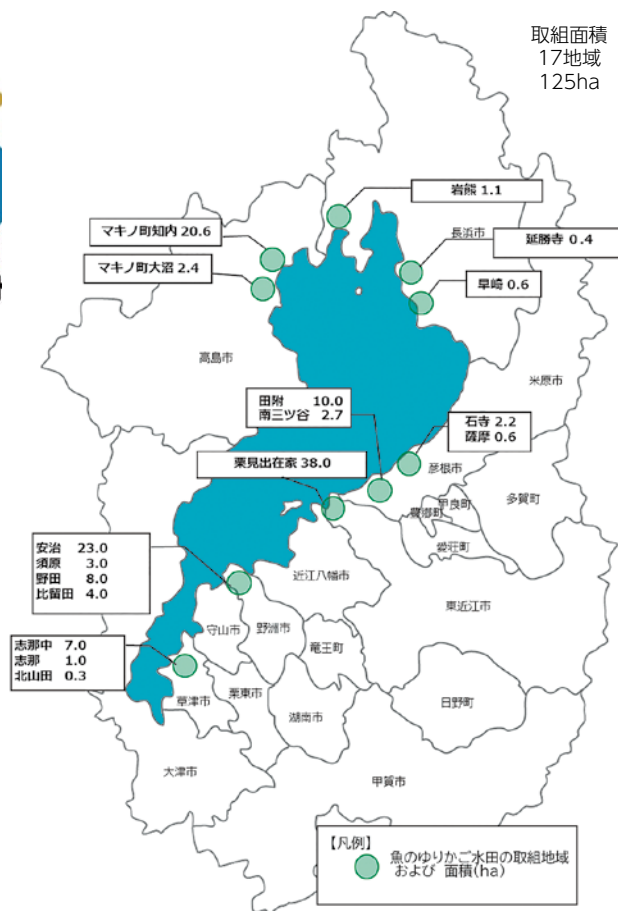
魚のゆりかご水田で作られたお米を「魚のゆりかご水田米」として認証しブランド化を図ります。

●魚のゆりかご水田米

ニゴロブナなどの在来魚が琵琶湖から産卵のために遡上した水田で、農薬・化学肥料を通常の5割以下に抑えた「環境こだわり農業」に取り組み、稚魚と一緒に育ったお米を「魚のゆりかご水田米」として滋賀県が認証しています。



魚のゆりかご水田の取組面積および認証面積の推移



取組面積
17地域
125ha



【魚道の設置】

田植え前後に、各地域で魚道が設置されます。



【遡上する湖魚】

春から梅雨頃にかけて、田んぼを目指す湖魚が観察できます。



【生きもの観察会】

稚魚の流下時に、生きもの観察会が行われます。



【県内百貨店での販売】

ゆりかご水田米は県内外で販売されています。

●販売戦略の強化

「魚のゆりかご水田米」のブランド力向上を目的に、統一パッケージデザインの利用促進や首都圏でのPR活動等を実施しています。



「魚のゆりかご水田米」PR活動



▼取組について詳しくはこちら▼

琵琶湖とつながる
魚とお米の物語。

魚のゆりかご水田米

検索



ホームページ
「魚のゆりかご水田米」

再生可能エネルギーが地産地消されている農村地域「CO₂ネットゼロヴィレッジ」の実現を目指します。

農村地域では人口減少や高齢化により地域コミュニティの衰退が危惧されており、地域資源を活用した地域振興が必要になっています。また、地球温暖化による気象災害が農作物や農地・農業用施設に大きな被害をもたらしており、農林水産業でも環境負荷の低減が求められています。

そこで滋賀県では、農村地域に潜在する太陽光や小水力などの再生可能エネルギーの地産地消を推進する「滋賀県CO₂ネットゼロヴィレッジ推進方針～生活に溶け込んだCO₂ネットゼロによる農村地域の活性化に向けて～」を策定しました。「推進方針」では再生可能エネルギーの取組を通じた「温室効果ガス排出量の削減」・「地域の魅力向上」・「エネルギーの自給率向上」・「災害レジリエンスの向上」を目指します。

基本理念

- ◆環境に配慮した暮らしができる、魅力的な滋賀の農村づくり
- ◆災害にも耐えうる、エネルギーの自立した滋賀の農村づくり

視 点

再生可能エネルギーを
「地域の課題を資源と捉え課題解決に」
「売電ではなく地産地消へ」
「地域住民が主体」となった取組によって

ベース

農村地域にあふれる様々なエネルギーを活用

目指すべき姿

「生活に溶け込んだ形で」
CO₂ネットゼロ社会が
実現している農村地域

●「CO₂ネットゼロヴィレッジ」の実現に向けた取組

中山間地の農村地域では農地法面の草刈作業が農業者の負担となっています。そのような農地法面に太陽光パネルを設置することで、草刈りなど維持管理負担の軽減を図るとともに、発電した電力は草刈機や獣害柵などの農業用機械に利用されています。また、地域行事や災害時の独立電源として利用するなど、農業分野だけでなく生活分野でも利用され、地域に根付いた再生可能エネルギーの地産地消が実践されています。

【日野町西明寺地域での取組】



太陽光パネル・太陽光シート



ポータブルバッテリー



電動草刈機などの農業用機械に利用



防災対策として非常用電源に利用



地域行事の音響や電灯の電源に利用



獣害電気柵などの獣害対策機器に利用

国 営 事 業

Ⅰ. 国営かんがい排水事業

(1) 【一般型】国営かんがい排水事業

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線排水路等の農業用排水施設の整備を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
農業用排水施設の新設、変更または廃止	1) おおむね3,000ha以上 2) 末端支配面積がおおむね500ha以上 (重要度および緊急性が高い施設は、末端支配面積がおおむね100ha以上)	国

(2) 【一般型】国営施設機能保全事業

国営土地改良事業等によって造成された農業用排水施設の老朽化等による機能低下がみられる地域において、施設長寿命化計画を策定し、機能を保全するための整備を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
農業用排水施設の変更または廃止	1) おおむね3,000ha以上 2) 末端支配面積がおおむね500ha以上 (重要度および緊急性が高い施設は、末端支配面積がおおむね100ha以上)	国

(3) 【特別型】国営施設応急対策事業

国営土地改良事業によって造成された農業用排水施設について、不測の事態が発生した場合における応急対策、その発生原因の究明調査および施設の機能を保全するための整備等を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
農業用排水施設の変更または廃止	1) おおむね500ha以上 2) 末端支配面積がおおむね500ha以上 (重要度および緊急性が高い施設は、末端支配面積がおおむね100ha以上)	国

※上記 (1)～(3) の事業は、耐震化対策、地域防災対策もしくは豪雨災害対策、またはこれら2つ以上の対策と一体的に行うことができる。

採択要件：末端支配面積がおおむね300ha以上

Ⅱ. 国営農地再編整備事業

生産性の向上および地域農業の展開方向に即した農業構造の実現を図るとともに、農業的土地利用と非農業的土地利用との整序化を図るため、広域にわたる計画的な生産基盤の整備を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
【次世代農業促進型】 区画整理または当該事業と併せ行うことが適当と認められる農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全もしくは利用上必要な施設の新設もしくは変更、客土または暗渠排水	1) 受益面積がおおむね400ha以上 (うち区画整理にかかる受益面積がおおむね200ha以上) 2) 担い手農地利用集積率が40%ポイント以上増加し、60%以上となること、または、担い手農地利用集積率が80%以上となり、かつ担い手の経営等農地面積の平均が20ha以上となること。 3) 受益地における高収益作物の作付面積の割合が10%ポイント以上増加すること、または、受益地内で生産された作物にかかる販売額が20%以上増加すること。	国

Ⅲ. 国営総合農地防災事業

国営土地改良事業等で造成された基幹土地改良施設で、地震等の異常な天然現象による機能低下が経年変化とともに顕著となっていること等から災害のおそれが広域的に生じているものの機能回復を図るための整備を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
【基幹施設型】 農業用排水施設の新設、廃止または変更	1) 受益面積がおおむね3,000ha以上 (田以外の農用地を受益地とする事業にあってはおおむね1,000ha以上) 2) 末端支配面積がおおむね3,000ha以上 (田以外の農用地を受益地とする事業にあってはおおむね1,000ha以上)	国

補助事業

1. 経営体育成基盤整備事業

(1) 経営体育成基盤整備事業（一般型・面的集積型）＜国の事業名：農業競争力強化農地整備事業＞

将来の農業を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、必要となる生産基盤や生活環境の整備を経営体の育成を図りながら一体的に実施する。

1) 農業生産基盤整備事業

事業内容	採択要件	事業主体
【一般型】 以下の農業生産基盤整備事業の事業種類のうち2以上を総合的に実施 ①農業用排水施設 ②農道 ③客土 ④暗渠排水 ⑤区画整理 ⑥除礫 （営農環境基盤整備事業は、農業生産基盤整備事業と密接な関連のあるもので、併せて一体的に実施するものに限る） 【面的集積型】 以下の農業生産基盤整備事業の事業種類のうち1以上を実施 ①区画整理 ②暗渠排水 （営農環境基盤整備事業は、農業生産基盤整備事業と密接な関連のあるもので、併せて一体的に実施するものに限る）	1) 受益面積20ha以上（中山間地域の場合 10ha以上） 2) 区画整理を行う場合は、原則30a以上の区画が2/3以上であること 3) 次のいずれかの要件であること 3-1) 担い手への農地利用集積率 生産基盤整備事業の完了時に担い手への経営等農用地の集積率が、以下のとおり増加すること ①集積率 80%未満 → 80%以上へ ②集積率 80～90%未満 → 5%ポイント以上増加 ③集積率 90～95%未満 → 95%以上へ ④集積率 95%以上 → 新たな集積が図られる 3-2) 担い手への農地集約化率 生産基盤整備事業の完了時に担い手への経営等農用地の集約化率が、以下のとおり増加すること ①集約化率 23%未満 → 30%以上へ ②集約化率 23～35%未満 → 7%ポイント以上増加 ③集約化率 35～38.5%未満 → 42%以上へ ④集約化率 38.5～63%未満 → 3.5%ポイント以上増加 ⑤集約化率 63～66.5%未満 → 66.5%以上へ ⑥集約化率 66.5%以上 → 新たな集約化が図られる	県

※一般型：旧土地改良総合整備事業 面的集積型：旧ほ場整備事業

※担い手：地域計画のうち目標地図に位置づけられた者であって、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の経営体

※集約化率：同一の担い手の経営等農用地であって、1ha以上のまとまりを有する農地が占める割合

2) 農業経営高度化支援事業

事業内容	採択要件				事業主体
1) 調査・調整事業	土地利用調整および農用地の利用集積を推進するため、市町等が実施する以下の調査・調整活動等を支援するもの ①関係農家の意向調査活動 ②土地利用調整活動 ③関係機関との調整等調査・調整活動				市町
2) 中心経営体農地集積促進事業	1) 以下の要件を満足する場合、対象となる事業費に交付割合を乗じた額を上限として促進費を交付するもの				
	担い手農地集積率 (α)	助成率	集約化加算	計	
	0.55 ≦ α < 0.65 の場合	5.5%	1%	6.5%	
	0.65 ≦ α < 0.75 の場合	6.5%	2%	8.5%	
	0.75 ≦ α < 0.85 の場合	7.5%	3%	10.5%	
	0.85 ≦ α の場合	8.5%	4%	12.5%	
	2) 促進費は公庫等借入金(農家負担金)の範囲内で交付され、償還費として農家負担軽減に充当されるもの				

※担い手農地集積率：担い手の経営等農用地面積が占める面積割合

※集約化加算：担い手の経営等農用地面積の80%以上が集約化する場合の加算

3) 農用地等集団化事業

事業内容	採択要件	事業主体
経営体育成促進換地等調整事業 換地計画を必要とする土地改良事業を予定している地区において、換地計画を策定するための基準を作成する事業で土地改良事業着手後における換地計画の樹立および換地処分の実施を円滑に進めるための事業。	1) 経営体育成基盤整備事業（ハード事業）が行われる予定の地区にて実施すること 2) 事業実施時期はハード事業が採択される前に実施すること 3) ①地区内農地等状況調査 ②合意形成促進 ③地区内アンケート調査 ④地域営農構想作成 ⑤換地設計基準作成を必須業務とする	市町 土地改良区

4) 実施計画策定事業

事業内容	採択要件	事業主体
実施計画策定事業（定額、定率） 農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件の調査、計画及び設計を行い、必要な実施計画を策定する事業	定額 1) 農地整備事業等の実施が予定されている地区にて実施すること 2) 次に掲げる整備の全て（中山間地域にあつては、次に掲げる整備のいずれか）を予定しており、省力化整備計画を作成した地区又は連携管理保全計画に省力化整備計画の内容が記載されている地区 ア. 2ヘクタール以上の区画（隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により2ヘクタール以上となる区画を含む。）の整備 イ. 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備 定率 1) 農地整備事業等の実施が予定されている地区にて実施すること	市町 土地改良区

(2) 農地中間管理機構関連農地整備事業（機構関連型）＜国の事業名：農地中間管理機構関連農地整備事業＞

農地中間管理機構が借り入れている基盤整備が十分に行われていない農地について、農業者の費用負担等を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、担い手への農地の集積・集約化を加速し、豊かで競争力ある農業の実現する。

1) 農業生産基盤整備事業

事業内容	採択要件	事業主体
【機構関連型】 以下の農業生産基盤整備事業の事業種類のうち1以上を実施 ①農業用排水施設整備事業 ②農道整備事業 ③区画整理事業 ④農用地造成 ⑤暗渠排水事業 ⑥客土事業 ⑦除礫	1) 区画整理を行う場合は、原則30a以上の区画が2/3以上であること 2) ア. 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること イ. 受益面積10ha以上（中山間地域の場合 5ha以上）事業対象農地は、おおむね1ha以上のまとまりを有する農地で構成されていること ウ. 農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上であること エ. 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化 ※加えて、集積・集約化率が概ね50%ポイント以上増加することほか オ. 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内に20%以上向上 （販売額20%以上向上、または生産コスト20%以上削減かつ米の生産コスト9,500円/60kg以下ほか）	県 市町

※担い手：地域計画のうち目標地図に位置付けられた者であつて認定農業者、認定新規就農者、市町村基本構想水準到達者の経営体

2) 農業経営高度化支援事業

事業内容	採択要件	事業主体
調査・調整事業	土地利用調整および農用地の利用集積を推進するため、市町等が実施する以下の調査・調整活動等を支援するもの ①関係農家の意向調査活動 ②作物別の単収・単価等の調査 ③関係機関との調整等調査・調整活動等	市町 土地改良区

3) 農用地等集団化事業

事業内容	採択要件	事業主体
経営体育成促進換地等調整事業 換地計画を必要とする土地改良事業を予定している地区において、換地計画を策定するための基準を作成する事業で土地改良事業着手後における換地計画の樹立および換地処分の実施を円滑に進めるための事業	1) 経営体育成基盤整備事業（ハード事業）が行われる予定の地区にて実施すること 2) 事業実施時期はハード事業が採択される前に実施すること 3) ①地区内農地等状況調査 ②合意形成促進 ③地区内アンケート調査 ④地域営農構想作成 ⑤換地設計基準作成を必須業務とする	市町 土地改良区

4) 実施計画策定事業

事業内容	採択要件	事業主体
実施計画策定事業（定額、定率） 農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件の調査、計画及び設計を行い、必要な実施計画を策定する事業	定額 1) 農地整備事業等の実施が予定されている地区にて実施すること 2) 次に掲げる整備の全て（中山間地域にあつては、次に掲げる整備のいずれか）を予定しており、省力化整備計画を作成した地区又は連携管理保全計画に省力化整備計画の内容が記載されている地区 ア. 2ヘクタール以上の区画（隣接するほ場と均平が図られており、簡易な畦畔除去により2ヘクタール以上となる区画を含む。）の整備 イ. 畦畔や施設等の維持管理や水管理の省力化を図る整備 定率 1) 農地整備事業等の実施が予定されている地区にて実施すること	市町 土地改良区

2. 農地耕作条件改善事業<国の事業名：農地耕作条件改善事業>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、スマート農業の導入などハードとソフトを組み合わせる支援を行う。

【農地集積促進】担い手への集積に向けた、きめ細かな耕作条件の改善を支援

事業内容	採択要件	事業主体
(1) 定額助成 区画拡大、暗渠排水、用排水路の更新整備、条件改善推進等 (2) 定率助成 区画整理、暗渠排水、農業用排水施設、農作業道等 用排水管理や防草対策等の管理省力化支援	1) 事業費200万円以上 2) 農業者2人以上 3) 農地中間管理機構との連携概要の策定ほか 4) 事業実施区域は農振農用地のうち地域計画を策定した区域	市町 土地改良区 農業協同組合 農業法人 など

【高収益作物転換】高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援

事業内容	採択要件	事業主体
(1) 定額助成 高収益作物への転換に向けた暗渠排水、客土、末端畑地かんがい施設の整理等 (2) 定率助成 農業用排水施設、区画整理、高収益作物導入支援等	1) 事業費200万円以上 2) 農業者2人以上 3) 受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換 4) 農地中間管理機構との連携概要の策定ほか 5) 事業実施区域は農振農用地のうち地域計画を策定した区域	市町 土地改良区 農業協同組合 農業法人 など

【スマート農業導入】基盤整備と一体的に行うスマート農業の導入を支援

事業内容	採択要件	事業主体
(1) 定額助成 スマート農業導入に向けた区画拡大 (2) 定率助成 区画整理、農作業道の整備、GNSS基地局の整備等、トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援等	1) 事業費200万円以上 2) 農業者2人以上 3) 農地中間管理機構との連携概要の策定ほか 4) 事業実施区域は農振農用地のうち地域計画を策定した区域	市町 土地改良区 農業協同組合 農業法人 など

3. 農業基盤整備促進事業

<国の事業名：農業競争力強化農地整備事業（農業基盤整備促進事業）、農山漁村地域整備交付金>

地域の実情に応じたきめ細かな農地の整備等を、安価かつ迅速に整備を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
(1) 整備済み農地の簡易な整備（定額助成） (2) きめ細かな基盤整備（定率助成）	田畑の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑かん施設、客土、除礫 1) 基盤整備（暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道の整備等） 2) 調査調整（基盤整備等に関する調査等）、指導	1) 農業競争力の強化に向けた取組を行う地域 2) 総事業費200万円以上 3) 受益者数2人以上 4) 1地区当たりの受益面積が5ha以上
		市町 土地改良区 農業協同組合 など

4. 中山間地域総合整備事業

(1) 総合整備事業<国の事業名：中山間地域農業農村総合整備事業>

中山間地域の特色ある営農の確立に向けて、生産性の向上、農業者の所得確保および生産基盤の維持のための基盤整備と生産・販売施設等整備を一体的に行う事業。

事業内容	採択要件	事業主体
農業生産基盤整備事業 (1) 農業用排水施設 (2) 農道 (3) 区画整理 (4) 農用地造成 (5) 農地防災 (6) 客土 (7) 暗渠排水 (8) 農用地改良・保全 (9) 土地基盤の再編・整序化 (10) 埋蔵文化財調査 農村振興環境整備事業 (1) 農業集落道 (2) 営農飲雑用水施設 (3) 農業集落防災安全施設 (4) 用地整備 (5) 生産・販売・交流・農泊等施設 (6) 情報基盤施設 (7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備 (8) 農村資源利活用推進施設整備 (9) 交換分合	①中山間地域等かつ林野率50%以上、全農用地面積の50%以上が主傾斜おおむね100分の1以上であること ②地域の所得確保を図る地域であり、かつ、生産基盤の保全や再編利用に取り組む地域であること（具体的には、販売額の増加、もしくは営農コストまたは集出荷・加工コストの削減について、地区毎に独自の数値目標を設定） ③農業生産基盤整備事業（1）～（8）のうち、2つ以上を総合的に実施すること ④農業生産基盤整備事業（1）～（8）の受益面積の合計がおおむね10ha以上であること ⑤農業生産基盤整備事業（9）については、事業計画区域の受益地となる農地面積の割合がおおむね7割であること、かつ、緊急性を要すること、かつ、県が事業実施主体となることが適当であること	県 市町 (農村振興環境整備事業の(5)および(8)については、県、市町、地域協議会など)

(2) 中山間地域総合整備事業

＜国の事業名：農山漁村地域整備交付金 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 中山間地域総合整備型＞

農業生産条件等が不利な中山間地域において、事業計画に基づき、農業生産基盤および農村生活環境等の整備・再編を実施する。

事業名		採択要件	事業区分	事業主体
1) 集落型事業	①一般型	ア.県営：受益面積おおむね60ha以上 団体営：受益面積おおむね20ha以上 イ.農業生産基盤整備事業および農村生活環境整備事業、またはこれらと併せて保全管理等事業を一体的に行うものであり、農業生産基盤整備事業のうち2以上の事業を実施 ウ.保全管理等事業を実施する場合は、農地面積に対して受益地となる生産区域の農地面積の割合がおおむね7割程度は確保できる見通しであること	1つの集落または一体的なつながりを有する複数の集落を対象	県市町
	②生産基盤型	ア.県営：受益面積おおむね20ha以上 団体営：受益面積おおむね10ha以上 イ.農業生産基盤整備事業のほか整備事業を行うもの		
	③生活環境型	農村生活環境整備事業および特認事業のうち2以上の事業を実施		
2) 広域連携型事業		ア.受益面積おおむね60ha以上 イ.農業生産基盤整備事業および農村生活環境整備事業を一体的に行うものであり、農業生産基盤整備事業のうち2以上の事業を実施	市町全域から複数市町に及ぶ広域地域を対象	

(3) 農地環境整備事業

＜国の事業名：農山漁村地域整備交付金 農村整備 農村集落基盤再編・整備事業 農地環境整備型＞

農業生産条件等が不利な中山間地域において耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全及び優良農地の保全を図るために行う事業。

事業名	採択要件	事業主体
一般型	1) 農地面積に対して受益地となる生産区域の農地面積の割合がおおむね7割程度は確保できる見通しであること 2) 生産区域における農業生産基盤整備事業の受益面積の合計がおおむね10ha以上であること	県市町

5. 集落基盤再編事業＜国の事業名：農山漁村地域整備交付金＞

農村集落およびその周辺地域において、農業農村の活性化を図ることを目的として農業生産基盤と農村生活環境等の整備を総合的に実施する。

事業内容	採択要件	事業主体
(1) 農業生産基盤整備事業 ほ場整備、農業用排水施設整備、農道整備、農用地開発、農用地の改良または保全、客土事業、暗渠排水事業	1) 共通事項 農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）を対象としていること 2) 農業生産基盤整備事業、集落基盤整備事業 ①農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業を一体的に実施するもしくは農村生活環境整備事業のみを実施すること。 ②農業生産基盤整備事業のほか整備事業を土地改良事業として行う場合にあっては、おおむね20ha以上の地積にわたる土地を受益地とすること ③集落基盤整備事業の歴史的な土地改良施設保全整備事業にあっては、次に掲げる要件のすべてに該当するもの ア.文化財保護法に基づく重要文化財として指定され、もしくは指定登録されることが確実と認められる土地改良施設であること イ.当該施設の支配面積が20ha以上であること	県市町 土地改良区など
(2) 農村生活環境整備事業 農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落排水施設整備、農業施設等用地整備、集落防災安全施設整備、生態系保全施設整備、地域資源利活用施設整備、施設補強整備、地域農業活動拠点施設整備、市民農園整備、情報基盤施設整備、施設環境整備、歴史的な土地改良施設保全整備、集落土地基盤整備、活性化施設整備、集落環境管理施設整備、交流施設基盤整備、施設集約整備、交換分合		
(3) 実施計画策定事業 農業生産基盤のみまたは農業生産基盤および農村生活環境の再編・整備の実施に際し、計画を策定	事業実施は1年以内	

6. 県営かんがい排水事業

＜国の事業名：農山漁村地域整備交付金、水利施設等保全高度化事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業＞
農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路などの農業用排水施設の整備を行う。

事業内容		採択要件	事業主体
(1) 基幹水利施設整備型	農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路などの農業用排水施設の整備を行う	1) 農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき実施するもの 受益面積がおおむね200ha以上かつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの 2) 水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づき実施するもの（施設の長寿命化を主な目的とする場合＜一般型＞） ①受益面積がおおむね200ha以上かつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの 3) 水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づき実施するもの（農地集積促進や営農転換を主な目的とする場合＜特別型＞） ①受益面積の合計がおおむね20ha以上であること ②受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が一定以上増加することが確実と見込まれること	県
(2) 基幹水利施設保全型	1) 機機能保全計画に基づく施設の長寿命化対策の実施、ならびに水利用の合理化を図り、農業水利施設の機能を保全する	1) 農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき実施するもの ①施設機能の向上を主な目的としないもの ②機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること ③末端支配面積がおおむね100ha以上のもの ④県が定める実施方針に位置付けられた基幹水利施設であること	
		2) 水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づき実施するもの（施設の長寿命化を主な目的とする場合＜一般型＞） ①受益面積がおおむね200ha以上かつ、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの ②県が定める実施方針に位置付けられた基幹水利施設であること	
		3) 水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づき実施するもの（農地集積促進や営農転換を主な目的とする場合＜特別型＞） ①受益面積の合計がおおむね20ha以上であること ②受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が一定以上増加することが確実と見込まれること ③県が定める実施方針に位置付けられた基幹水利施設であること	
(2) 基幹水利施設保全型	2) 機能保全計画の策定	水利施設等保全高度化事業実施要綱または農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱に基づき実施するもの 県が定める実施方針に位置付けられた基幹水利施設であること	

7. 団体営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型）

＜国の事業名：農山漁村地域整備交付金＞

基幹水利施設において突発的な事故により施設に必要とされる機能が失われた場合に対する緊急補修工事等の措置を講ずる。

事業内容	採択要件	事業主体
国営造成施設または県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事	農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき実施するもの ①県が定める実施方針に位置付けられた基幹水利施設であること ②機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること ③事業費が200万円以上であること	市町 土地改良区

8. 団体営かんがい排水事業（地域水利施設保全型）

＜国の事業名：土地改良施設突発事故復旧事業＞

末端水利施設において突発的な事故により施設に必要とされる機能が失われた場合に対する緊急補修工事等の措置を講ずるとともに、機能保全計画に基づく対策を実施することにより、施設機能の保全を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
団体営造成施設等において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事	土地改良施設突発事故復旧事業実施要綱に基づき実施するもの ①末端支配面積がおおむね20ha（中山間地域は10ha）以上であること ②維持管理事業計画に基づいた管理がなされていること ③機能保全計画を策定し、計画に基づいた対策や施設監視が適切に行われていること ④事業費が200万円以上であること	市町 土地改良区

9. 農業水路等長寿命化事業<国の事業名：水利施設等保全高度化事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業・長寿命化対策 水利施設整備>

農業用排水施設に対し長寿命化対策を実施することにより、施設機能の保全を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
農業用排水施設および付帯する施設の新設、廃止または変更	(1) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱に基づき実施するもの 1) 長寿命化・防災減災計画に位置付けられた地区であること 2) 事業費が200万円以上であること 3) 受益者数が農業者2者以上であること	市町 土地改良区 など
	(2) 水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づき実施するもの 1) 事業費が200万円以上であること 2) 受益者数が農業者2者以上であること 3) 受益面積が5ha以上であること	

10. 土地改良施設維持管理適正化事業<国の事業名：土地改良施設維持管理適正化事業>

土地改良区等が維持管理している土地改良施設の定期的な整備補修や防災減災等のための緊急性の高い整備補修について支援を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
(1) 定期的な整備補修	1) 全国土地改良事業団体連合会が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金に積み立てられた拠出金の対象となる農業水利施設であること 2) 団体営規模以上の事業により造成された農業水利施設であること 3) 1地区当たりの事業費200万円以上のものであること	市町 土地改良区 など
(2) 防災減災機能強化対策の整備補修	1) 全国土地改良事業団体連合会が管理運営する土地改良施設維持管理適正化資金に積み立てられた拠出金の対象となる農業水利施設であること 2) 農村地域の防災・減災、施設管理の省エネ化・再エネ利用及び省力化のための施設整備であること	
	3) 1地区当たりの事業費100万円以上のものであること	

11. 農業水利施設保全合理化事業（ソフト）

<国の事業名：水利施設等保全高度化事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業>

老朽化した農業水利施設の効率的な保全整備を行うために必要な機能診断および機能保全計画、実施計画の作成などを行う。

事業内容	採択要件	事業主体
(1) 施設計画の策定	1) 水利施設等保全高度化事業実施要綱に基づき実施するもの 2) 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱に基づき実施するもの ①事業費の合計が200万円以上 ②受益農業者数が2者以上 ③原則として国庫補助事業により造成された農業水利施設	市町 土地改良区
(2) 機能保全計画の策定		

12. 農道整備事業

(1) 農村整備事業<国の事業名：農村整備事業 農道・集落道整備事業>

老朽化の進行が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに農村の活性化を図るため、農道等の再編・強靱化を実施する。

事業内容	採択要件	事業主体
1、強靱化型 (点検診断、更新整備、保全対策、耐震対策、路線の変更・撤去)	1) 既設農道または集落道であること 2) 以下のいずれかを満たすもの ①基幹農道であり、受益面積おおむね50ha以上（中山間等についてはおおむね30ha以上）かつ車道幅員4m以上（中山間等についてはおおむね3m以上） ②地域防災計画において避難路等に指定されている道路および当該道路に接続する等避難・救護活動等への影響が大きいもの ③主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの ④施設の再編・集約を行うもの 3) 総事業費がおおむね3,000万円以上（②、③、④に該当するものは800万円以上）であること	県 市町 土地改良区 土地改良区連合 農業協同組合 農業協同組合連合会 共同して土地改良事業を行う者、広域活動組織※ (集落道の整備においては県、市町、広域活動組織※)
2、高度化型 (生産性向上・輸送コスト削減等のための改良)	1) 既設農道または集落道であること 2) 農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること 3) 総事業費がおおむね3,000万円以上であること	
3、調査計画策定 (農道・集落道の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定)	1または2で定める採択要件を満たす施設を対象としていること	

(2) 機能保全計画策定事業<国の事業名：農村整備事業 計画策定等事業>

点検・診断、調査、施設の再編・集約、維持管理の効率化等の検討および計画の策定を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
農道橋、農道トンネル等の点検・診断および計画策定	1) 既設農道または集落道であること 2) 以下のいずれかを満たすもの ①基幹農道であり、受益面積おおむね50ha以上（中山間等についてはおおむね30ha以上）かつ車道幅員4m以上（中山間等についてはおおむね3m以上） ②地域防災計画において避難路等に指定されている道路および当該道路に接続する等避難・救護活動等への影響が大きいもの ③主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの ④施設の再編・集約を行うもの	県 市町 土地改良区 土地改良区連合 農業協同組合 農業協同組合連合会 共同して土地改良事業を行う者、広域活動組織※ （集落道にあたっては県、市町、広域活動組織）※

※広域活動組織：多面的機能支払交付金実施要綱 別紙5に規定する広域活動組織とする

(3) 農道整備事業（通作条件整備型）<国の事業名：農山漁村地域整備交付金 農地整備 農地整備事業 通作条件整備>

農地整備や農業関連施設の整備と関連した地域農業の振興に必要な農道の整備を実施するとともに、老朽化した農道の保全対策を実施する。

事業内容	採択要件	事業主体
基幹農道（農道網の基幹となる農道の新設・改良）	1) 受益面積 おおむね50ha以上（中山間等についてはおおむね30ha以上） 2) 総事業費 1億円以上、車道幅員おおむね4m以上（中山間等については車道幅員おおむね3m以上） 3) 自動車交通量のうち農業に係るものが過半を占めるもの	県
一般農道（ほ場内の幹線となる農道等の新設・改良）	1) 受益面積 おおむね50ha以上（中山間等についてはおおむね30ha以上） 2) 総事業費等 5,000万円以上、全幅員おおむね4.5m以上（中山間等については全幅員おおむね4m以上）	
保全対策（既設農道の点検診断、更新整備）	1) 受益面積の合計 50ha以上（中山間等については受益面積の合計おおむね30ha以上） 2) 総事業費の合計 3,000万円以上（ただし、保全対策のうち点検診断のみを行うものについては、受益面積、総事業費の要件は適用除外）	県 市町

(4) 耐震化整備事業

<国の事業名：農村地域防災減災事業 地域防災機能増進事業 土地改良施設耐震対策事業>

地震により破壊のおそれがあるなど必要な耐震性を有していない農道構造物の整備を実施することにより災害の未然防止や被害の軽減をはかるなど県民の安全性向上を目的として耐震化整備事業を実施する。

事業内容	採択要件	事業主体
農道橋、農道トンネルの耐震対策	①次のいずれかに該当する地域であること ア.大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域 イ.東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策推進地域 ウ.過去に大規模地震が発生したことのある地域または今後大規模地震が発生するおそれの高い地域 ②土地改良施設である農道のうち、次のいずれかに該当するもの ア.施設周辺に主要道路、鉄道または人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設 イ.地域防災計画において避難路等に指定されている農道または地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設 ウ.地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設 エ.地震による被害が生じた場合に農地10ヘクタール以上（農地5ヘクタール以上10ヘクタール未満であって、当該地区に存する人家の被害を考慮し、それが農地10ヘクタール以上の被害に相当するものと認められるもの（人家1戸が農地1ヘクタールに相当するとみなして算定）を含む。）に影響を与える施設	受益面積 400ha 以上 受益面積 30ha以上 または 総事業費 800万円 以上
		県 市町

13. 農業集落排水事業<国の事業名：農山漁村地域整備交付金、農村整備事業>

農業振興地域内の農業集落から発生する汚水（し尿、生活排水など）や雨水などを適正に処理するための施設もしくはそれらの循環利用を目的とした施設を整備する。

供用開始後7年以上経過した施設については、機器更新や、人口増加、水質基準強化など既存施設を取りまく状況の変化に対応するため、既存施設の機能強化対策を実施。

また、計画的に機能強化対策を実施するため、施設の機能診断実施および最適整備構想の策定を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
(1) 新設整備または改築（機能強化）	最適整備構想が策定されており、改築に要する費用の額が200万円以上であり、かつ供用開始7年以上を経過していること	市町 土地改良区
(2) 実施設計	(1) の事業施行に必要な調査および計画策定であること	市町
(3) 機能診断および最適整備構想策定	施設の向上を主な目的としないものであるとともに、当該市町内に整備された施設であること	

14. ため池等整備事業<国の事業名：農村地域防災減災事業，農業水路等長寿命化・防災減災事業>

(1) ため池総合整備工事

1) 【地震・豪雨型】

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止する。

事業内容	採択要件	事業主体
- 耐震性向上のためのため池改修 - 地震からの安全を確保するための管理施設の新設もしくは改修 - 豪雨による決壊の防止のために必要なため池の改修	大規模事業	県 市町
	小規模事業	
	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	県 団体 (市町含む)

2) 【一般整備型】

老朽化した単独および複数の農業用ため池の新設もしくは変更または新設と併せ行うため池の廃止の整備を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
- 老朽化したため池の新設、変更 - 新設と併せ行う廃止、旧農業用ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備または管理施設の整備	大規模事業	県 市町
	小規模事業	県
	ため池廃止	市町
	ため池廃止	県 市町
	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	県 団体 (市町含む)

(2) ため池群整備工事

複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止または洪水機能調節の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備。

事業内容			採択要件	事業主体
複数のため池を対象に行う改修等の施設の整備	<農村地域防災減災事業>によるもの	大規模事業	1) 防災重点ため池を含むもので2箇所以上のため池を対象とするもの 2) 受益面積合計が概ね80ha以上 3) 防災受益面積合計が概ね200ha以上または、農業外被害額合計が10億円以上のもの	県
		小規模事業	1) 防災重点ため池を含むもので2箇所以上のため池を対象とするもの 2) 受益面積合計が概ね10ha以上 3) 防災受益面積合計が概ね20ha以上または、農業外被害額合計が1億円以上のもの	

(3) 実施計画策定等

当該事業に必要な実施計画策定や、ため池の劣化状況評価および地震・豪雨耐性評価を実施する。また、ハザードマップの作成や、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロール等を行う

事業内容		採択要件	事業主体
ため池緊急防災対策情報整備	<農村地域防災減災事業>によるもの		県 団体 (市町含む)
・実施計画策定 ・耐震性点検・耐震化対策整備計画策定	<農村地域防災減災事業>によるもの	受益面積2ha以上	
	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	1) 受益面積2ha未満 2) ハード整備（廃池含む）と併せ実施	
・ハザードマップ作成	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	防災重点農業用ため池	
・監視管理体制の強化	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	防災重点農業用ため池	

(4) ため池緊急防災環境整備事業

災害の発生を未然に防止するために必要な、観測機器や排水ポンプの設置等や施設の軽微な補修の実施、ため池の統廃合および代替水源の確保等を行う。

事業内容		採択要件	事業主体
監視・管理体制の強化	<農村地域防災減災事業>によるもの	1) 防災重点農業用ため池 2) 受益面積が概ね2ha以上	県 団体 (市町含む)
危機管理対策	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	ため池において行うもの	
緊急的な防災対策	<農村地域防災減災事業>によるもの	1) 防災重点農業用ため池 2) 受益面積が概ね2ha以上	
	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	防災重点農業用ため池	
地域防災上のリスク除去 (ため池の廃止)	<農村地域防災減災事業>によるもの	1) 代替水源の確保を伴うため池の廃止 2) 防災重点農業用ため池 3) 農外被害額500万円以上 4) 受益面積が概ね2ha以上	県 市町
	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	1) 防災重点農業用ため池 2) 農外被害額500万円以上	県 団体 (市町含む)

15. 用排水施設整備事業<国の事業名：農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業>

ため池以外の農業用排水施設の他動的要因に起因する災害防止のための変更、新設およびこれらの附帯施設の整備を行う。

事業内容			採択要件	事業主体
築造後における自然的・社会的条況の変化、他動的要因に起因する洪水被害等を防止する農業用排水施設の新設または変更	<農村地域防災減災事業>によるもの	大規模事業	1) 受益面積がおおむね400ha以上 (中山間地域においてはおおむね200ha以上) 2) 総事業費がおおむね8,000万円以上 (中山間地域においてはおおむね3,000万円以上)	県
		小規模事業	1) 受益面積がおおむね200ha以上 (中山間地域においてはおおむね100ha以上) 2) 総事業費がおおむね8,000万円以上 (中山間地域においてはおおむね3,000万円以上)	団体 (市町含む)
	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの		受益面積がおおむね20ha以上(中山間地域においてはおおむね10ha以上)、かつ、総事業費が800万円以上のもの	県 団体 (市町含む)
			1) 事業費の合計が200万円以上 2) 受益農業従事者数が、2者以上 3) 工事工期が原則3か年以内	

16. 農業用河川工作物応急対策事業<国の事業名：農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業>

治水上災害の危険がある農業用河川工作物および耐震補強対策の必要がある土地改良施設について、緊急に整備補強等の改善措置を講じ、洪水、地震等による災害の未然防止を図る。

事業内容			採択要件	事業主体
頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等の整備補強、撤去および撤去に伴う整備	<農村地域防災減災事業>によるもの	大規模事業	総事業費がおおむね1億円以上	県
		小規模事業	総事業費がおおむね800万円以上	県 団体 (市町含む)
	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの		1) 事業費の合計が200万円以上 2) 受益農業従事者数が、2者以上 3) 工事工期が原則3か年以内	
農業用道路横断工作物の耐震補強整備	<農村地域防災減災事業>によるもの	小規模事業	総事業費がおおむね800万円以上	

17. 特定農業用管水路等特別対策事業<国の事業名：農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業>

石綿等による影響を防止するため、石綿等が使用されている農業用管水路の撤去およびこれを一体的に行う農業用排水路の変更および石綿等が使用されている土地改良施設(農業用管水路を除く)において行う石綿等の除去および、これと一体的に行う当該土地改良施設の変更。

事業内容		採択要件	事業主体
・石綿セメント管の撤去・更新 ・石綿セメント管が使用されている土地改良施設の石綿使用部の除去・更新	<農村地域防災減災事業>によるもの	受益面積がおおむね20ha以上であり、かつ、変更を必要とする農業用管水路延長の50%以上が石綿管であること	県
		受益面積がおおむね10ha以上であり、かつ、変更を必要とする農業用管水路延長の50%以上が石綿管であること	団体 (市町含む)
	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの		1) 変更を必要とする農業用管水路延長の50%以上が石綿管であること 2) 事業費の合計が200万円以上 3) 受益農業従事者数が、2者以上 4) 工事工期が原則3か年以内

18. 地域防災機能増進事業(土地改良施設耐震対策事業)<国の事業名：農村地域防災減災事業>

施設周辺に主要道路、鉄道または人家があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設や農道橋、農道トンネルの耐震化対策等およびこれらと一体的に整備するもの。

事業内容		採択要件	事業主体
(1) 土地改良施設耐震対策事業	1) 大規模事業	耐震化対策整備計画が策定されており、かつ防災受益がおおむね400ha以上のもの	県 市町
	2) 小規模事業	耐震化対策整備計画が策定されており、総事業費がおおむね800万円以上、または防災受益がおおむね30ha以上のもの	
(2) 農道橋等の耐震化対策	1) 大規模事業	耐震化対策整備計画が策定され、防災対策の必要性が整理されており、かつ防災受益がおおむね400ha以上のもの	
	2) 小規模事業	耐震化対策整備計画が策定され、防災対策の必要性が整理されており、総事業費がおおむね800万円以上、または防災受益がおおむね30ha以上のもの	

19. 安全対策施設事業<国の事業名：農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業>

農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備、施設撤去・廃止。

事業内容		採択要件	事業主体
農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備	<農村地域防災減災事業>によるもの	・農業水利施設の安全対策実施方針に定められた施設であり、かつ「農業水利施設安全対策推進計画」に位置付けられた施設であること ・1地区当たりの事業費の合計が200万円以上	県 団体 (市町含む)
施設撤去・廃止	<農業水路等長寿命化・防災減災事業>によるもの	1) 農業用排水施設等であって、撤去・廃止により突発事故等による人命・財産等への影響を軽減できることおよび地区全体の将来的な維持管理コストを縮減できること 2) 事業費の合計が200万円以上 3) 受益農業従事者数が、2者以上 4) 工事工期が原則3か年以内	県 団体 (市町含む)

20. 地すべり防止対策事業<国の事業名：農村地域防災減災事業>

地すべり等防止法により指定された地すべり防止区域において、農地・農業用施設はもとより、人家や公共施設を地すべりから守るための防止工事を行うとともに、地すべり防止施設の長寿命化対策工事を行う。

事業内容		採択要件	事業主体
(1) 地すべり防止工事	<農村地域防災減災事業>によるもの	総事業費7,000万円以上	県
(2) 地すべり防止施設長寿命化対策工事	<農村地域防災減災事業>によるもの	総事業費おおむね800万円以上	

21. 災害復旧事業<国の事業名：適宜>

台風、豪雨、地震等の異常な天然現象により被害が生じた農地および農業用施設を対象に、速やかな原形復旧を実施する。なお、災害復旧事業だけでは再度災害の恐れがある場合、災害関連事業により隣接残存施設を含めて災害原因の除去や補強を実施できる。

※異常な天然現象とは、豪雨（24時間雨量80mm以上、時間雨量20mm以上等）、洪水（被災箇所の水位がはん濫注意水位または河岸高の1/2以上）、暴風（10分間平均風速15m/sec以上）、高潮、波浪、融雪による異常水位、地震、干ばつ、地すべり、落雷等をいう。

事業内容		採択要件		事業主体
(1) 農地災害復旧事業 [暫定法]		災害により被害を受けた農地を復旧する事業 田、畑の原形復旧や排土、客土工事のほか、災害が大規模である場合、区画変更、代替開墾を行うこともできる	1箇所工事費40万円以上	県 市町 土地改良区
(2) 農業用施設災害 復旧事業 [暫定法]		災害により被害を受けた農業用施設（ため池、頭首工、用・排水路、揚水機、農道、橋梁、農地保全施設等）を復旧する事業。原形復旧または、従前の効用を回復する工事を行うもの。応急工事も実施できる	1箇所工事費40万円以上	
(3) 地すべり防止施設災害 復旧事業 [負担法]		農林水産大臣の指定する区域で地すべり防止施設が被害を受けた場合に、復旧を行うもの	1箇所工事費120万円以上	県
(4) 災害関連 事業	1) 農業用施設災害関連事業	農業用施設が再度災害により被害を受けることを防止するために、隣接残存施設等の改築または補強する工事、将来起こり得る現象に対応できる安定度を持たせる工事を、災害復旧事業とあわせて行うもの	①1箇所工事費が200万円以上で、かつ災害復旧工事費を越えないもの ②他に改良計画がなく事業効果が大きなもの(ただし、利用上の機能を増大することはできない)	県 市町 土地改良区
	2) 災害関連農村生活環境施設復旧事業	農地等の災害と同一の災害により被災した農村生活環境施設（農業農村整備事業で実施したものに限る）を復旧する事業 ただし落雷は単独でも実施できる	1箇所工事費が200万円以上で、かつ受益戸数2戸以上であって、維持工事、維持管理不良、設計・施工不良、他の事業の施行中に生じたものでないもの	市町 土地改良区 など
	3) 地すべり防止施設災害関連事業	地すべり防止施設災害復旧事業と合併して施行する事業であって、当該被災施設またはこれを含めた一連の施設の新設または改良を行うことにより、被災原因の除去に努めるとともに再度災害を防止するもの	1箇所工事費が原則として800万円以上で、かつ併せて施工する復旧事業の工事費を超えないもの	県
	4) 災害関連緊急地すべり対策事業	地すべり防止区域において、当該年度内に緊急に実施することが必要と認められる地すべり防止工事を行うもの	1箇所当たりの事業費が600万円を超えるもの	

※暫定法：農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

※負担法：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

22. みずすまし事業<国の事業名：農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業>

農業用排水の水質汚濁に起因する営農上の障害除去による良質な用水の確保、または、公共用水域に排出される農業排水の浄化による農村地域の環境保全を図るため、溝畦漏水防止対策や、循環かんがい施設、ヨシなどの水生植物が有する自然浄化機能を利用した浄化施設などの整備を行う事業である。

また、管理運営体制の整備および施設の最適運用を行うための支援事業をあわせて実施できる。

事業内容	採択要件	事業主体
1.農業用排水施設整備 (1) 水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設その他施設の新設、廃止、もしくは変更またはこれと併せて行う客土 (2) 水質浄化施設整備 (3) 処理施設整備 (4) 併せ行う施設整備 2. 水質保全施設整備 (1) 水質浄化施設整備 (2) 処理施設整備 (3) 環境保全施設整備 (4) 面源負荷抑制施設整備 (5) 併せ行う施設整備	1)、2) のいずれかを満たすもの 1) 農村振興局長が定めた水質基準、または、県農業用水基準の条件に該当する地域であって、次の受益面積を満たすもの ①【大規模事業】 受益面積の合計がおおむね400ha以上のものであって、次のいずれかに該当するもの ア. 老朽化したため、または周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したため生じるおそれがある決壊その他の事故による災害を防止するために必要があるもの イ. 農用地の湛水を排除するため必要があるもの ウ. 地盤の沈下等に起因して、農作物等の生育が阻害され、もしくは農作物の効率が低下することを防止するため必要があるもの、または地盤の沈下を防止するための農業用地下水の採取の規制により必要とされるもの ②【小規模事業】受益面積の合計がおおむね10ha以上のもの 2) 農業用排水施設内の水質および農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって受益面積の合計がおおむね20ha以上のもの	1.県 団体 (市町含む) 2.県 市町
<農村地域防災減災事業>によるもの ※1.(1) 併せて行う客土は実施できない	(1) 事業費の合計が200万円以上 (2) 受益農業従事者数が2人以上 (3) 工事工期が原則3か年以内 (4) 1)、2) のいずれかの地域で行うもの 1) 農村振興局長が定めた水質基準、または、県農業用水基準の条件に該当する地域 2) 農業用排水施設内の水質および農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域	県 団体 (市町含む)
3.支援事業	湖沼の水質保全に係る管理運営体制の整備、施設の最適運用を行うための試験運用、流出入負荷実態の把握および検証、節水かんがいや濁水の流出を防止する用配水管理を普及するための技術的指導、水質浄化に配慮した基盤整備導入に伴う掛かり増し経費への助成であって、次のアからウの条件を満たすもの ア. 2.水質保全施設整備と併せて行うもの イ. 支援事業実施期間は、原則として2.水質保全施設整備の完了予定の年の2年前から3年間とする ウ. 支援事業費は2.水質保全施設整備の費用の5%以内とする	県 市町
4.水質保全施設改修工事	管理者により点検がなされている等適切に管理されている施設であって、以下の要件を満たす施設に係る事業であるもの 1) 1.農業用排水施設整備または2.水質保全施設整備の採択要件の1) の地域で整備した施設 ①整備事業が大規模事業の場合 受益面積の合計がおおむね400ha以上のものであって、1.農業用排水施設整備または2.水質保全施設整備の採択要件の1) ①【大規模事業】のアからウまでのいずれかに該当するもの ②整備事業が小規模事業の場合 受益面積の合計がおおむね10ha以上のもの 2) 1.農業用排水施設整備または2.水質保全施設整備の採択要件の2) の地域で整備した施設 受益面積の合計がおおむね20ha以上のもの	県 団体 (市町含む)
	1) 事業費の合計が200万円以上 2) 受益農業従事者数が2人以上 3) 工事工期が原則3か年以内 4) 1.農業用排水施設整備または2.水質保全施設整備の事業で整備された施設における自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止するために行う当該施設の変更であるもの 5) 管理者により点検がなされている等適切に管理されている施設であること	

23. 中山間地域等直接支払交付金＜国の事業名：中山間地域等直接支払交付金＞

農業の生産条件が不利な中山間地域等において農業生産活動等を行う農業者に対して、面積に応じて直接支払を実施し、荒廃農地の発生防止、国土や景観保全などの多面的機能の確保を図る。

対象地域	傾斜基準		交付単価 (円/10a) 上段：基礎単価 下段：体制整備単価	対象者	対象となる活動
(1) 特定農山村法等地域振興立法の指定地域 (2) 知事が指定する条件不利地域（特認地域）	田	急傾斜 (1/20以上)	16,800 21,000	集落等を単位とする協定を締結し、5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等	1) 基礎単価：農業生産活動等を維持するための活動 ①農業生産活動等 例：荒廃農地の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（草刈り、泥上げ等） ②多面的機能を増進する活動 例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護 2) 体制整備単価：体制整備のための前向きな活動 ①・②の活動に加え、以下の活動を実施 ③ネットワーク化活動計画（ネットワーク化や統合、多様な組織等の活動への参画に向けた計画）の作成 ・ネットワーク化、統合、多様な組織等の参画のうち、1つ以上を位置づけ
		緩傾斜 (1/100以上 1/20未満)	6,400 8,000		
	畑	急傾斜 (15°以上)	9,200 11,500		
		緩傾斜 (8°以上15°未満)	2,800 3,500		
超急傾斜管理加算	田	1/10以上	6,000	超急傾斜農地の保全等の取組を行う場合に加算	①超急傾斜農地の保全 ②超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等
	畑	20°以上			
棚田地域振興活動加算	田	急傾斜 (1/20以上)	10,000	認定計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算	①棚田等の保全 ②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 ③棚田を核とした棚田地域の振興
		超急傾斜 (1/10以上)	14,000		
	畑	急傾斜 (15°以上)	10,000		
		超急傾斜 (20°以上)	14,000		
ネットワーク化加算	田		10,000 (※最大)	20ha以上のネットワーク化または統合を行った場合に加算	①主導的な役割を担う人材の確保 ②農業生産活動等の継続のための取組み
	畑				
スマート農業加算	田		5,000	集落協定農用地	スマート農業による共同取組活動の省力化・効率化を図る取組み
	畑				

※（～5ha部分）10,000円/10a、（5～10ha部分）4,000円/10a、（10～40ha部分）1,000円/10a

24. 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策＜国の事業名：多面的機能支払交付金＞

農業・農村のもつ多面的機能を適切に維持・発揮し、豊かな恵みを育む農村を良好な姿で次の世代に引き継ぐため、農家、非農家、地域住民が協力して行う農地や農業用施設、農村の自然環境を守る地域ぐるみの共同活動を支援。

事業内容		交付単価 (円/10a)		採択要件・支援対象		事業対象
(1) 農地維持支払		田	2,200	【必須活動】 ①地域資源の基礎的な保全活動 ◆施設の点検 ◆年度活動計画の策定 ◆農地法面・ため池の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充などの実践活動 ◆事務・組織運営等に関する研修	【必須活動】 ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動 ◆構造変化に対応した体制拡充および強化 ◆地域資源保全管理構想の策定	農業者のみまたは農業者および地域住民等で構成する活動組織・広域活動組織
		畑	1,500			
		草地	180			
(2) 資源向上支払 (共同)	標準型	田	1,300	【必須活動】 ア) 施設の軽微な補修 (機能診断・実践活動) ◆計画に位置付けた施設等を対象に、必要な取組を毎年度実施 (機能診断結果に基づき実施の必要性を判断) ◆機能診断・補修技術等に関する研修	【必須活動】 イ) 農村環境保全活動 ◆生態系保全や水質保全などの農村環境の保全を図る活動、計画策定、普及・啓発、実践活動をそれぞれ実施	農業者および地域住民等で構成する活動組織・広域活動組織
		畑	800			
		草地	120			
	環境保全型	田	1,800	「標準型」の取組を行ったうえで、 琵琶湖等の公共用水域の水質保全活動を実施 ◆浄化池の泥上げ など		
		畑	1,080			
		草地	180			
	防災減災型	田	1,800	「標準型」の取組を行ったうえで、 まとまった農地で行う排水調整板の設置・管理、排水路溝畔の断面確保・維持補修など、水田の貯留機能等を高める活動を実施 ◆田んぼダム		
		畑	800			
		草地	120			
	生態系保全型	田	1,800	「標準型」の取組を行ったうえで、 魚道の設置や生態系に配慮した施設の整備など、生きものを育む活動を実施 ◆堰上式魚道、一筆型魚道、水田内水路の設置 など		
		畑	800			
		草地	120			
(3) 資源向上支払 (長寿命化)		田	4,400	◆水路整備 ○整備後30年以上経過し、機能診断の結果、劣化度が顕著である用水路を最優先とした施設の補修・更新の実施		
		畑	2,000			
		草地	400			
(4) みどり加算	長期中干	田	800	環境こだわり農産物の認証を受けたうえで、 ・14日以上の中干 ・1本/10a以上の溝切		活動組織・広域活動組織および農業者・団体
	冬季湛水	田	4,000	環境こだわり農産物の認証を受けたうえで、 ・冬季に2か月以上の湛水		
	夏季湛水	畑	8,000	環境こだわり農産物の認証を受けたうえで、 ・夏季に2か月以上の湛水		
	中干し延期	田	3,000	環境こだわり農産物の認証を受けたうえで、 ・中干実施時期を1か月程度延期		
	江の設置	田	4,000	環境こだわり農産物の認証を受けたうえで、 ・水生生物が生息できるように、ほ場内に水路を設置		
3,000			環境こだわり農産物の認証を受けたうえで、 ・在来魚等が水田に遡上・繁殖可能な状態に管理 (魚のゆりかご水田)			

単 独 事 業

i. 小規模土地改良事業＜県単独事業＞

国庫補助の対象とならない農地・農業水利施設の新設・改良・補修事業、または緊急性のある農業水利施設の補修事業に対して補助金を交付する。

事業内容	採択要件	事業主体
(1) かんがい排水事業	農業用排水施設の新設、廃止または変更であって受益面積の1団地がおおむね3ヘクタール以上、20ヘクタール未満であって、受益戸数2戸以上のもの	市町 土地改良区 農業協同組合 共同施行
(2) ほ場整備事業	農用地の区画整理であって、受益面積の1団地がおおむね3ヘクタール以上、20ヘクタール未満であって受益戸数2戸以上のもの	
(3) 暗渠排水事業	農用地の暗渠排水であって、受益面積の1団地がおおむね3ヘクタール以上、(ただし連担するほ場の暗渠排水は1ヘクタール以上) 20ヘクタール未満であって受益戸数2戸以上のもの	
(4) 客土事業	農用地の客土であって、受益面積の1団地がおおむね3ヘクタール以上、20ヘクタール未満であって受益戸数2戸以上のもの	
(5) 農道整備事業	1) 農道の新設または改良であって、受益面積の1団地がおおむね3ヘクタール以上、20ヘクタール未満であって受益戸数2戸以上、延長200メートル以上であり、かつ有効幅員が2メートル以上あるもの 2) 農道橋の新設または改良であって、受益面積が1) の条件に適合し、かつ有効幅員が2メートル以上あるもの	
(6) 水田反復利用施設事業	一般的な農村環境保全対策として推進する以下の1)、2) または3) に該当する事業 1) 農業用排水施設の新設、更新または改良であって、1団地の受益面積がおおむね2ヘクタール以上であり、かつ、集水面積内に3ヘクタール以上の農用地(区画整理が施行済みかもしくは施行中で用排水が分離された水田)を有する排水路反復利用施設整備 2) 1団地の受益面積がおおむね2ヘクタール以上で次に掲げるもの ①自動給水栓設置(半自動含む) ②農業排水流出抑制施設設置 ③各筆反復利用施設整備 ④田面地均整備 ⑤魚類遡上施設整備 3) 農業排水循環利用促進事業の実施に必要となる導水施設および観測機器の補修または更新	
(7) ため池等整備事業	1) 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応して早期に整備を要する農業用のため池頭首工・樋門等の改修ならびに、これらの付帯施設および洪水等からの安全を確保するために必要な管理施設の新設または改修であって、事業費が8百万円未満のもの 2) ため池の堤体工事と併せ行う浚渫工事であって、貯水量がおおむね30万m ³ 以下で、かつ貯水量に対する堆砂率がおおむね10%以上または敷地内の土地造成により、当該土地が公共の用に供され、かつその面積が1,000m ² 未満であって、事業費が1,000万円未満のもの。但し、貯水量がおおむね10万m ³ 以上で堤高がおおむね10m以上かつ堆砂量がおおむね3万m ³ 以上のものを除く	
(8) 土地改良施設整備補修事業	1) 土地改良施設の機能維持を図るため行う、かんがい排水施設および農地保全施設の補修、強化または改修 2) 農道の路面の改良、補修(延長が200メートル以上全幅員2メートル以上) 3) 緊急を要する用水管路等の補修	
(9) 県有施設整備補修事業	県営(国営代行を含む)で造成された土地改良財産の譲受のために行う土地改良施設の補修または改修で、下記要件を全て満たすもの 1) 本事業完了後に当該財産の譲受の見込みがあること 2) 平成29年度以前に事業完了している地区であること 3) 「過年度造成土地改良財産 譲与保留台帳」に記載され、その原因が「施設の老朽、不備等により、譲受を拒否されているもの」として承認された施設	市町 土地改良区
(10) 農村道路舗装事業	農道用道路または農業集落内生活関連農道の舗装であって、全幅員2メートル以上で、かつ、延長が200メートル以上のもの	市町 土地改良区 農業協同組合 共同施行
(11) 農村集落用排水施設新設改良事業	農業集落内の農業用排水路およびこれに付帯する施設(集落周辺農用地の用排水施設として利用されているものであって、用排水計画に必要なもの)の変更または新設であって、1団地の面積がおおむね3ヘクタール以上、20ヘクタール未満(ただし特別な場合を除く)であって受益戸数2戸以上のもの	
(12) 地すべり防止対策事業	地すべり防止地域(地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第1条第1項の規定に基づき指定された地すべり防止区域)内において地すべり防止のために行う承水路、排水路、護岸、擁壁および杭打ち等の新設または改修	

(13) 土地改良施設PCB廃棄物処理促進事業	1) 滋賀県内の県営土地改良事業で造成されたことに起因し、使用・保管されている次に掲げる低濃度PCB廃棄物を処理するもの ①低濃度PCBの含有が確認された絶縁油 ②低濃度PCB絶縁油が封入されたトランス、コンデンサ等の電気機器 ③低濃度PCB絶縁油が付着し、また封印されたドラム缶、ウエス等 2) 事業実施期間は、平成27年度から令和8年度までの12年間とする	土地改良区
(14) 基幹水利施設保全事業	2. 団体営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型）に準ずる	市町 土地改良区

ii. ミニ土地改良施設維持管理適正化事業＜県単独事業＞

土地改良区等が維持管理している土地改良施設の定期的な整備補修および、緊急整備補修について支援を行う。

事業内容	採択要件	事業主体
(1) 定期的な整備補修	1) 滋賀県土地改良事業団体連合会が管理運営するミニ土地改良施設維持管理適正化資金に積み立てられた拠出金の対象となる農業水利施設であること 2) 団体営規模以上の事業により造成された農業水利施設であること 3) 1地区当たりの事業費が、50万円以上200万円未満のものであること	市町 土地改良区 など
(2) 緊急整備補修	1) 国・県営事業により造成された施設であって、耐用年数以内の施設であること 2) 1地区当たりの事業費が50万円以上であること（1団体の加入限度額は200万円）	

iii. 県単小災害復旧事業＜県単独事業＞

農地および農業用施設に係る災害復旧のため、市町、土地改良区が行う災害復旧事業に要する経費のうち、暫定法の適用を受けない小規模な災害復旧事業に対して補助するもの。

事業内容	採択要件	事業主体
農地および農業用施設に係る災害復旧	(1) 補助の対象となる災害原因は、暫定法が対象としている災害原因に準じるものとする (2) 補助の対象となる災害は、特定農山村法等地域振興立法の指定地域または平均傾斜度1/20以上の地域における災害とする (3) 1箇所の復旧事業費は13万円以上で40万円未満のものとする	市町 土地改良区

iv. ふるさと・水と土保全対策＜国の事業名：中山間ふるさと・水と土保全対策事業＞

【しがのふるさと支え合いプロジェクト】

農村の共同活動の再生や地域の魅力を高める活動および農村集落と協働して活動を行う企業・大学・NPOなどを支援。

事業内容	採択要件	事業主体
中山間ふるさと農村支え合い事業	協働活動支援 3年以上継続して農村集落と協働活動を行う多様な主体に活動費等を支援	企業 大学 NPOなど
	実践集落等支援 多様な主体と協働・連携して活性化を図る農村集落等の活動費等を支援	地域住民で組織する団体など
	企業活動支援 対象地域にて、企業等のCSV活動や、中山間地域の地域資源を活用した商品開発経費等について支援	企業 NPOなど

v. CO₂ ネットゼロヴィレッジ創造事業＜県単独事業＞

【CO₂ ネットゼロヴィレッジ創造推進パイロット事業補助金】

農村において再生可能エネルギーの地産地消を行うための体制整備や計画策定、再生可能エネルギー設備の設置等を支援。

事業項目	事業内容	事業主体
「地域エネルギー運営組織」の整備	再生可能エネルギーの地産地消に取り組む組織の構築や継続的に活動を行うための計画策定にかかる活動費・資材費等を支援。	地域住民や農業者等を中心とした地域協議会等
「CO ₂ ネットゼロヴィレッジ地域計画」の策定		
再生可能エネルギー設備等の設置	再生可能エネルギー設備の設置や再生可能エネルギーを動力とする機器の購入を支援。	

令和8年度 補助率一覧表

資料編

「右端採択要件番号」はP34_50 事業採択要件番号と一致

事業種別	事業名			負担率			交付金 対応	備考	採択要件番号		
				国	県	地元等					
国営事業	国営かんがい排水事業	一般施設	2/3	19.4	14			I(1)			
		基幹施設	70	20	10						
	国営かんがい排水事業（国営施設機能保全事業）			2/3	19.4	14		負担率はR元以降の率	I(2)		
	国営かんがい排水事業（国営施設応急対策事業）			2/3	19.4	14		負担率はR元以降の率	I(3)		
	国営かんがい排水事業 （耐震化対策、地域防災対策、豪雨災害対策）	一般施設	2/3	30	3.4		I(1)、I(2)、I(3)と併せ行う	—			
		基幹施設	70	30	—						
	国営農地再編整備事業			2/3	25.2	8.2			Ⅱ		
	国営総合農地防災事業	一般施設	2/3	30	3.4				Ⅲ		
基幹ダム（末端支配面積5000ha以上）		70	30	—							
かんがい排水事業	県営かんがい排水事業 ※1	基幹水利施設整備型	用排水改良（一般）	50	25	25	○	主に施設の新設に係るもの	6		
			用排水改良（一般）	50	27.5	22.5	○	上記以外の施設の整備に係るもの			
		地域用水機能増進型		50	29	21	○		—		
			基幹水利施設保全型		50	29	21	○	施設の長寿命化をはかるもの	1（2）	
					50	27.5	22.5	○	施設の長寿命化と農地集積促進をはかるもの		
					50	31	19		緊急を要し、工期が3年以内の要綱要領事業によるもの		
	団体営かんがい排水事業	基幹水利施設保全型	定額	—	—		機能保全計画の策定に係るもの				
			基幹水利施設保全型（緊急対応：基幹）※2	50	14	36	○		7		
			地域水利施設保全型（緊急対応：末端）※3	50	21	29			8		
			地域水利施設保全型	50	25	25	○				
地域用水機能増進事業			定額	—	—			—			
農業水利施設保全合理化事業（ソフト）			定額	—	—	○		11			
経営体育成基盤整備事業	経営体育成基盤整備事業※1 （一般型・面的集積型）	農業生産基盤整備事業		50	27.5	22.5	○		1		
		営農環境整備事業		50	20	30	○				
		農業経営高度化支援事業	調査・調整事業	50	—	50	○				
			中心経営体農地集積促進事業	50	25	25	○				
		農用地等集団化事業 ※4		50	30	20					
		実施計画策定事業		50	—	50	○		—		
	農地中間管理機構関連農地整備事業 （機構関連型）	農業生産基盤整備事業		定額	—	—		2,500万円を上限とし、2ha以上の区画の整備および省力化を図る整備の実施など	—		
		営農環境整備事業		62.5	27.5	10		地元負担を求めない	5(2)		
		農業経営高度化支援事業		62.5	未	未					
		調査・調整事業		62.5	—	37.5					
農道整備事業	農村整備事業	県 営	農用地等集団化事業 ※4	62.5	30	7.5					
			団 体 営	50	25	25					
	機能保全計画策定事業			50	15	35					
	県営農道整備事業 （通作条件整備型）	基幹農道整備	一般型	定額	—	—			12		
			保全対策（点検診断）	50	未	未	○				
			保全対策	50	25	25	○				
		一般農道整備	一般型	50	25	25	○				
			保全対策（点検診断）	50	未	未	○				
			保全対策	50	未	未	○				
	団体営農道整備事業 （通作条件整備型）	基幹農道整備	保全対策（点検診断）	50	未	未	○				
			保全対策	50	25	25	○				
			保全対策（点検診断）	50	25	25	○				
	耐震化整備事業	一般農道整備	保全対策	50	15	35	○				
			県 営：大規模	55	37	8		受益面積400ha以上			
			県 営：小規模※3	50	32	18		受益面積30ha以上			
			団 体 営：大規模	55	未	未		受益面積400ha以上			
	団 体 営：小規模※3	50	未	未		受益面積30ha以上					
	農業基盤整備促進事業			定額	—	—	○		3		
定率補助 ※1			50	14	36	○		9			
農業水路等長寿命化事業 ※1			50	14	36	○					
農地耕作条件改善事業			定額	—	—			2			
定率補助 ※1			50	14	36						
土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業			PCB廃棄物の処理施設までの収集運搬	50	25	25					
土地改良施設のPCB含有塗膜調査等（国営造成施設以外）			50	25	25			—			
土地改良施設のPCB含有塗膜調査等（国営造成施設）			100	—	—						
防災	県営ため池等整備事業	豪雨型	大規模	55	34	11	○		14		
			小規模 ※4	50	39	11	○	受益面積40ha以上			
		地震型	大規模	55	34	11	○	受益面積40ha未満			
			小規模 ※4	50	34	16	○				
		一般整備型	大規模	55	28	17	○				
			小規模 ※4	50	33	17	○	受益面積40ha以上			
		長寿命化型	一般 ※4	50	29	21	○	受益面積40ha未満			
				50	29	21	○				
		ため池群整備工事	大規模	55	34	11	○				
			小規模 ※4	50	34	16	○				
	団体営ため池等整備事業	一般整備型	小規模	50	18	32	○		15		
			利活用保全施設整備	50	18	32	○				
	県営用排水施設整備事業	一般整備型	ため池等農地災害危機管理対策	50	18	32	○				
			大規模	55	28	17	○				
	団体営用排水施設整備事業	小規模 ※4		50	33	17	○	受益面積200ha以上	16		
				50	29	21	○	受益面積200ha未満			
	県営農業用河川工作物応急対策事業	大規模		55	17	28	○				
			小規模 ※4	50	18	32	○				
	団体営農業用河川工作物応急対策事業	大規模		55	37	8	○		17		
			小規模 ※4	50	42	8	○	総事業費5千万円以上1億円未満			
	県営特定農業管路等特別対策事業	小規模 ※4		50	32	18	○	総事業費8百万円以上5千万円未満			
				50	42	8	○				
	団体営特定農業管路等特別対策事業	大規模		50	32	18	○				
			一般 ※4	50	35	15	○				
団体営特定農業管路等特別対策事業	一般 ※4		50	18	32	○					
			50	18	32	○					

事業 種別	事業名			負担率			交付金 対応	備考	採択要 件番号
				国	県	地元等			
防 災	県営地域防災機能増進事業 (土地改良施設耐震対策事業)	大規模		55	37	8	○		18
		小規模 ※4		50	32	18	○		
	団体営地域防災機能増進事業 (土地改良施設耐震対策事業)	大規模		55	19	26	○		
		小規模 ※4		50	21	29	○		
	安全対策施設事業		※4	50	21	29			19
保 全	地すべり防止対策事業	地すべり防止工事		50	50	—			20
		地すべり防止施設長寿命化対策工事		50	50	—			
		農業用排水施設（大規模）（県営）		55	34	11	○		
	みずすまし事業 (併せ行う客土を除く)	農業用排水施設(県営)		50	34	16	○		22
		(小規模・長寿命化・防災減災事業) ※5		50	34	16	○		
		水質保全施設(県営) ※4		50	30	20	○		
		支援事業(県営)		50	34	16	○		
	農業排水循環利用促進事業	水質保全施設改修工事(県営) ※4		—	30	70			—
管 理	基幹水利施設管理事業（特別型）（関電負担金控除後）			40	40	20			—
	土地改良施設維持管理適正化事業	定期的な整備補修		30	30	40			10
		防災減災機能強化対策の整備補修		50	20	30			
	ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	ミニ土地改良施設維持管理資金造成費		—	40 (50)	60 (50)		0書き緊急整備補修	ii
	基幹水利施設管理事業	一般型	国営造成施設	30	30	40			—
			流域治水対策を取り組む施設	1/3	30	11/30			—
	水利施設管理強化事業	基幹水利施設保全型		50	18	32			
整 備 事 業	農業集落排水事業	多面的機能の発揮に対応した管理経費		50	25	25			13
		農業用ダムの洪水調節機能強化に係る経費		50	50	—			
	農業集落排水施設整備事業（機能強化含む）	農業集落排水施設整備事業（機能強化含む）		50	10	40	○		5
		機能診断および最適整備構想・維持管理適正化計画策定		定額	—	—	○		
		県 営：生産基盤		50	25	25	○		
		県 営：生活環境		50	20	30	○		
		団体営：生産基盤		50	14	36	○		
中 山 間 地 域 総 合 整 備 事 業	総合整備事業	団体営：生活環境		50	10	40	○		4
		県 営：生産区域		55	32	13			
		県 営：粗放的管理区域		55	33	12		農業生産基盤整備事業の9),10)および農村振興環境整備事業を除く	
		団体営：生産区域		55	17	23			
	中山間地域総合整備事業（集落型） （広域連携型）	団体営：粗放的管理区域		55	19	26			
		県 営：生産基盤		55	30	15	○		
		県 営：生活環境		55	25	20	○		
災 害 復 旧 事 業	地すべり防止施設災害復旧事業 ※6	団体営：生産基盤		55	14	31	○		
		団体営：生活環境		55	10	35	○		
	農地環境整備事業	県 営：生産区域		55	30	15	○		
		県 営：保全管理		55	25	20	○		
	県営農地農業用施設災害復旧事業 ※6	農 地		50	—	50			21
		農業用施設		65	※7	35			
	団体営農地農業用施設災害復旧事業 ※6	農 地		50	—	50			
		農業用施設		65	※7	35			
小 規 模 土 地 改 良 事 業	地すべり防止施設災害復旧事業 ※6			2/3	1/3	—			iii
	県単小災害復旧事業			—	50	50			
	かんがい排水事業	農 地		—	65	35			
		農業用施設		—	—	—			
	ほ場整備事業			—	30	70			i
	暗渠排水事業			—	30	70			
	客土事業			—	20	80			
	農道整備事業			—	20	80			
	水田反復利用施設事業			—	30	70			
	ため池等整備事業			—	50	50			
	ため池等の整備事業	ため池の堤体工事と併せ行う浚渫工事		—	1/3	2/3			
	土地改良施設整備補修事業	上記以外のもの		—	50	50			
	県有施設整備補修事業			—	30	70			
	農村道路舗装事業			—	50	50			
	農村集落用排水施設新設改良事業			—	20	80			
	地すべり防止対策事業			—	20	80			
	土地改良施設PCB廃棄物処理促進事業			—	50	50			
	基幹水利施設保全事業			—	50	50			
振 興 村	世代をつなぐ農村まると安全向上対策			—	11	—		※2	
	中山間地域等直接支払交付金	特定農山村法等地域振興立法の指定地域		50	25	25			24
		知事が指定する条件不利地域（特認地域）		50	25	25			23
	しがのふるさと支え合いプロジェクト			1/3	1/3	1/3			
	CO ₂ ネットゼロヴィレッジ創造推進パイロット事業補助金			—	定額、 2/3	—			iv
	組織の体制整備、計画の策定			—	定額	—			v
	再生可能エネルギー設備の設置等			—	2/3	—			

一級河川、反復利用施設および埋蔵文化財調査に係る地元負担金（市町負担分を除く）は県が負担する。ただし、一級河川は、河川法 20 条による工事のみ対象とする。

※ 1 中山間地域等について、特定市町村の区域のうち離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、特定農山村地域、急傾斜地帯、指定棚田地域及び特別特定市町村の区域以外の区域内において行うものにあつては、令和 3 年度から令和 8 年度までの間の国費率が計画認定があつた年度に応じて異なるため、事業採択にあたっては各事業担当者に確認すること。

※ 2 当分の間実施に際し、小規模土地改良事業により当該事業費の 11%以内を交付する。

※ 3 特定市町村に該当する市町村のうち半島振興対策実施地域、振興山村若しくは特定農山村地域を含む市町村又は特別特定市町村に該当する市町村以外の市町村において行う場合は、令和 4 年度から令和 8 年度までの交付率が事業採択があつた年度に応じて異なるので、事業採択にあたっては各事業担当者に確認すること。

※ 4 農村地域防災減災事業による場合、六法指定の地域を含む市町は国の補助率が 55% になる。農業水路等長寿命化・防災減災事業による場合は、六法指定の地域および急傾斜地帯においては、国の補助率が 55% になる。

※ 5 地震・豪雨対策型で実施する場合においては、浸水区域に防災拠点施設・緊急輸送道路があるものまたは周辺区域の居住者等に甚大な被害を及ぼすおそれがあるものとして知事が特に必要と認めるものは、国の補助率が 55% になる。

※ 6 地すべり防止施設災害復旧事業、農地農業用施設災害復旧事業は、割増補助の場合がある。

※ 7 県営施設について国補助残の 15/35 を県が補助する。

年 度	県内の主な出来事	農業農村整備事業に関する国の制度	農業農村整備事業に関する県の出来事
明治32年		・耕地整理法の制定	
42	・干ばつにより農作物に大被害	・新耕地整理法の制定	
昭和7年			・県内務部に耕地課設置
17			・琵琶湖の内湖干拓事業開始（小中の湖地区）
19			・代行干拓事業開始（塩津娑婆内湖地区）
21		・農地改革の実施	・犬上川ダム完成
24		・土地改良法の制定	
25			・県下第1号 土地改良区（芹川土地改良区）設立
26			・野洲川ダム完成
27			・安土村外5ヶ村地区びわこ逆水計画第1号完成
31		・県営かんがい排水事業の創設	
32			・大中の湖干拓事業完成
33			・滋賀県土地改良事業団体連合会設立
34			・県営（補助）干拓建設事業開始（塩津娑婆内湖地区）
36	・南郷洗堰完成	・農業基本法制定	
38		・圃場整備事業の創設	・県営湛水防除事業 安土地区着工
40		・農免農道事業の創設	・県営ほ場整備事業開始（愛西西、岡山地区）
41		・第1次土地改良長期計画の制定	
44		・「農業振興地域の整備に関する法律」の制定	
45			・広域農道事業開始（蒲生地区）
47	・琵琶湖総合開発特別措置法の制定		・永源寺ダム完成 ・県庁耕地指導課、耕地建設課の二課制に
48		・第2次土地改良長期計画の制定 ・農村総合整備事業の創設	
52	・滋賀県長期構想想定 ・淡水赤潮発生	・土地改良総合整備事業の創設	
53			・反復利用施設整備助成（県単事業）の創設
54	・滋賀県琵琶湖富栄養化の防止に関する条例制定（S55.7.1施行）	・県営排水対策特別事業の創設	・憩いの木づくり事業（県単事業）の創設
55	・クリーン＆リサイクル農業の推進		
56		・農村基盤総合整備事業に農業集落排水施設整備事業を追加	
57	・琵琶湖総合開発特別措置法の改正期間延長		
58	・アオコ発生	・第3次土地改良長期計画の制定 ・農業集落排水事業（単独制度）の創設	・国営日野川第1段揚水機 供用開始
59	・ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（S60施行） ・第1回 世界湖沼会議開催（大津市）		
60	・湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼に琵琶湖が指定される		・滋賀県農村下水道協会設立 ・土地改良関連環境保全事業の創設（県単事業：S60～H6） ・内湖等周辺環境保全事業・循環かんがい整備事業 ・濁水対策事業・修景保全対策事業
61	・第1次湖沼水質保全計画	・大区画ほ場整備事業の創設	・県庁耕地課、農村整備課の二課制に 名称変更
62	・湖国21世紀ビジョン策定（S62.6策定）		・農村地域における修景・緑化マニュアル策定
63	・湖国農林水産プラン策定（H63.4策定）		
平成元年		・農業水利施設高度利用事業の創設（水環境整備事業）	
3	・第2次湖沼水質保全計画	・農村環境に配慮した土地改良事業の実施 ・国の予算費目（農業基盤整備→農業農村整備）改称 ・21世紀型水田農業モデルほ場整備事業の創設	
4	・滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例制定（H5施行） ・琵琶湖総合開発特別措置法の5年間延期決定（～H8）	・新しい食料・農業・農村政策の方向策定（H4.6.10施行）	
5	・ラムサール条約登録湿地に琵琶湖が指定される ・湖国農林水産プラン策定（H5.3改定）	・農業農村整備事業の補助率の整序化 ・第4次土地改良長期計画の制定	・湖国農業農村整備プラン策定（H3～H12:10ヶ年） ・ふるさと・水と土保全基金開始（8.6億円：H5～H9）
6	・琵琶湖観測史上最低水位（マイナス123cm）を記録	・農村地域水質保全対策事業開始 ・農村自然環境整備事業開始 ・ガット・ウルグアイ・ラウンド（UR）農業合意関連対策大綱と総事業費6兆100億円の関連対策を閣議決定	・蔵王ダム完成
7			・滋賀県農業農村整備環境対策指針策定
8	・滋賀県環境基本条例制定（H8施行） ・滋賀県生活排水対策の推進に関する条例 ・第3次湖沼水質保全計画 ・琵琶湖博物館設立		・みずすまし構想策定
9	・新・湖国ストーリー 2010策定（S9.4） ・琵琶湖総合開発事業完了（8月） ・滋賀県環境総合計画制定 ・琵琶湖水質保全対策行動計画策定（建設省、農林水産省所管事業の連携）		・琵琶湖水質保全対策行動計画に基づき、水質保全対策事業、農業集落排水事業を実施

年 度	県内の主な出来事	農業農村整備事業に関する国の制度	農業農村整備事業に関する県の出来事
10		・農政改革大綱骨子策定（H10.12） ・地域用水機能増進事業開始 ・農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）開始 ・田園整備事業開始 ・基盤整備促進事業（非公共）の創設 ・国土土地改良事業等再評価実施要綱の策定	・棚田地域水と土保全基金創設（4.5億円：H10～H12） ・みずすまし構想推進事業の創設（県単独事業：H10～H14） ・滋賀県農林水産省所管公共事業再評価実施要綱策定
11	・ISO14001認定取得 ・マザーレイク21計画策定（琵琶湖総合保全整備計画）	・食料・農業・農村基本法制定（S11.7）	
12	・しがの農林水産ビジョンの策定	・農林水産公共事業事業評価実施要綱の策定 ・中山間地域等直接支払制度の創設	・地方機関の「土地改良課」を「田園整備課」に名称変更 ・滋賀県公共事業再評価実施要綱策定
13	・第9回 世界湖沼会議開催 ・WWF（世界フォーラム）プレイベント開催	・土地改良法改正「環境と調和への配慮」 ・農村振興総合整備事業の創設	・平成13年度 農業土木学会「上野賞」受賞 ・「滋賀の田園の生き物」発刊
14	・第3回世界水フォーラム開催	・米政策改革大綱の決定 ・土地改良長期計画の策定（H15～19）	
15	・滋賀県中期計画策定 ・環境こだわり農業推進条例制定	・経営体育成基盤整備事業の創設 ・里地棚田保全整備事業の創設	・田園空間博物館大会 ・語り部交流会
16	・環境農業直接支払制度の創設	・「食料・農業・農村基本計画」の策定 ・新農業水利システム保全対策事業の創設 ・ため池群広域防災機能増進モデル事業の創設	・農村環境直接支払制度の創設 ・しがの田園景観保全支援事業の創設 ・流域田園水循環支援事業の創設
17	・新滋賀県環境総合計画策定 ・しがの農業・水産業新戦略プランの策定	・経営所得安定対策等大綱の決定 ・農林水産省構造改善局が農村振興局に改称 ・中山間地域等特別交付金（第2期）	・「農村整備課」を「農村振興課」に改称 ・地方機関の「田園整備課」を「田園振興課」に改称 ・環境こだわり水管理実験事業の創設
18	・「近江八幡の水郷」が国の重要文化的景観に選定	・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の創設 ・特定農業用管水路等特別対策事業の創設	・魚のゆりかご水田環境直接支払いパイロット事業の創設 ・平成18年度 農業土木学会「沢田賞」受賞
19	・滋賀県基本構想の策定 ・「全国豊かな海づくり大会」開催 ・滋賀県環境こだわり農業推進基本計画の策定	・基幹水利施設ストックマネジメント事業の創設 ・農地・水・環境保全向上対策の創設 ・品目横断的経営安定対策事業の創設 ・鳥獣被害防止特措法制定 ・土地改良長期計画の策定（H20～24）	・農村まるごと環境保全向上対策事業の創設 ・農村振興課内に「にぎわう農村推進室」を設置
20		・農山漁村地域力発掘支援モデル事業の創設	・耕地課内に「国営事業対策室」を設置
21	・第3次滋賀県環境総合計画の策定		・第2回先進政策創造会議（主催：全国知事会）にて、『魚のゆりかご水田プロジェクト』が先進政策大賞受賞
22	・しがの農業・水産業新戦略プランの策定	・農山漁村地域整備交付金制度の創設 ・戸別所得補償制度の創設	・耕地課内に「農業基盤管理推進室」を設置 ・地方機関が振興局から、農業農村振興事務所に再編
23	・滋賀県農業・水産業温暖化対策総合戦略の策定	・地域自主戦略交付金制度の創設 ・土地改良長期計画の策定（H24～28）	・滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会の設立
24		・農業競争力強化基盤整備事業の創設 ・農業水利施設保全高度化事業の創設 ・農村地域防災減災事業の創設 ・農地・水保全管理支払交付金制度の制定 ・5次産業化等促進基盤整備事業の創設	・農村地域における再生可能エネルギー活用取組を開始
25		・農地中間管理機構の創設	・滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画の策定 ・滋賀県アセットマネジメントセンターの設置
26	・滋賀県基本構想の策定	・日本型直接支払制度の創設 ・「食料・農業・農村基本計画」の策定	・農村振興課内に「地域資源活用推進室」を設置 ・愛知川流域田園整備事務所を東近江農業農村振興事務所に編入
27	・「琵琶湖とその水辺景観一祈りと暮らしの水遺産」が「日本遺産」として認定 ・県農業・水産業基本計画の策定	・琵琶湖の保全及び再生に関する法律の制定 ・環太平洋経済協定（TPP）交渉の大筋合意 ・TPP関連農業農村整備対策の創設	
28		・新たな土地改良長期計画の策定	
29	・東京日本橋に情報発信拠点『ここ滋賀』を開設	・土地改良法改正「機構関連事業等の創設」	
30	・滋賀県基本構想の策定 ・「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」が「日本農業遺産」として認定 ・CSF（豚熱）発生	・土地改良法改正「土地改良区の組合員資格」「土地改良区の体制の改善」 ・水利施設等保全高度化事業の創設 ・農業競争力強化農地整備事業の創設 ・農業水路等長寿命化・防災減災事業の創設 ・農地中間管理機構関連農地整備事業の創設	・滋賀県ため池中長期整備計画の策定
令和元年		・農業用ため池の管理及び保全に関する法律の制定 ・棚田地域振興法制定 ・新たな食料・農業・基本計画策定	・雄琴・上仰木地域地すべり防止施設長寿命化計画の策定 ・滋賀県土地改良事業団体連合会が「第3回インフラメンテナンス大賞」優秀賞を受賞
2	・琵琶湖博物館グランドオープン（リニューアル） ・鳥インフルエンザ発生	・防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の制定 ・中山間地域農業農村総合整備事業の創設 ・新たな土地改良長期計画策定	・滋賀県ため池サポートセンターの設置
3	・県農業・水産業基本計画の策定	・みどりの食料システム戦略を策定	
4	・滋賀県政150周年 ・「琵琶湖システム」が世界農業遺産認定に認定 ・鳥インフルエンザ発生		・第27回全国棚田（千枚田）サミット高島市にて開催
6	・龍ヶ池揚水機場が世界かんがい施設遺産に登録	・土地改良法改正「水土里ビジョン」 ・食料・農業・農村基本法の改正	・「滋賀県CO ₂ ネットゼロヴィレッジ推進方針」の策定 ・滋賀県土地改良事業団体連合会が「第8回インフラメンテナンス大賞」優秀賞を受賞
7	・第20回 国際水田・水環境ネットワーク【INWEPF】開催	・新たな「食料・農業・農村基本計画」の閣議決定 ・新たな「土地改良長期計画」を策定	・愛知川沿岸土地改良区が「第9回インフラメンテナンス大賞」特別賞を受賞 ・2025語り部交流会 in しが 開催

（出典：滋賀県企画課 2001.3.29発行「滋賀県の20世紀」）

令和7年度 出来事



INWEPFとは、アジア・モンスーン地域を中心に水田農業を実施する19の国々と関係する国際機関で組織され、持続可能な水田農業の促進に係る議論等を行う会議を毎年各国で開催しています。

11月12日
シンポジウム



滋賀県からの取組発表

韓国やマレーシアなど15の国から約200人が参加。基調講演では、滋賀県出身・尾木直樹氏に講演いただき、滋賀県からは「琵琶湖と共生した持続可能な水田農業のシステムと歴史」の事例を発表。

ブース展示では、発表内容や環境こだわり農業などについて紹介しました。



滋賀県ブース展示

第20回 国際水田・水環境 ネットワーク[INWEPF]開催

滋賀県と農林水産省が、共同で国際会議・シンポジウム(INWEPF)を令和7年11月12～14日の3日間開催。



シンポジウム (各国代表者記念撮影)

11月13日
運営会議
WG会議

年次行動計画・滋賀宣言について議論がなされ、WG会議では、気候変動に対応したかんがい排水システムの近代化、水利用効率・水生産性の向上等について、各国代表が議論を行いました。

11月14日
現地視察



日野川第一段揚水機場

琵琶湖博物館

日野川第一段揚水機場と琵琶湖博物館を視察し、滋賀県の水田かんがいや琵琶湖システム等について、国内外にPRすることができました。

2025語り部交流会inしが開催

～世界農業遺産「琵琶湖システム」を支える滋賀の農業水利を後世につなぐために～
令和8年2月7日、滋賀県犬上郡豊郷町の「豊栄のさと」にて開催され、約200人が参加しました。



「語り部・かたりすと」として活動されている平野 啓子氏の語り「水利の歴史から考える しがの農業の現在地」



滋賀県出身 東京農工大学教授 中島正裕氏の講演「水がつなぐ農村の未来—滋賀のかんがい史から考える」



『世界かんがい施設遺産「龍ヶ池揚水機場」の恵みと犬上川流域、滋賀の農業の未来』をテーマにした、語りフォーラム

しがの農業農村整備事業 付属の地図と対応

資料編

国営かんがい排水事業 (用水改良)	番号	地区名	実施年度
	1	野洲川	S22~S30
	2	愛知川	S27~S58
	3	湖北	S40~S61
	4	日野川	S49~H6
	5	野洲川中流	H18~H21
	6	湖東平野	H26~R21
国営農業用水再編対策事業 (地域用水機能増進型)	番号	地区名	実施年度
	1	新湖北(一期)	H10~H19
	2	新湖北(二期)	H11~H21
国営造成土地改良 施設整備事業	番号	地区名	実施年度
	1	神崎川下流	H15~H19
国営総合農地防災事業	番号	地区名	実施年度
	1	野洲川沿岸(一期)	H11~H18
	2	野洲川沿岸(二期)	H13~H21
国営施設機能保全事業	番号	地区名	実施年度
	1	日野川	H25~R4
国営施設応急対策事業	番号	地区名	実施年度
	1	大中の湖	H27~R元
	2	湖北	R2~R7
国営農地再編整備事業	番号	地区名	実施年度
	1	東近江	R7~
かんがい排水事業	番号	地区名	実施年度
	1	犬上川	S8~S21
	2	芹川	S14~S30
	3	大原	S18~S37
	4	安曇川沿岸	S25~S37
	5	野田沼	S26~S43
	6	野洲川下流	S26~S31
	7	愛西	S32~S43
	8	野洲川中流	S31~S39
	9	法竜川	S33~S42
	10	草津	S33~S45
	11	長浜北部	S38~S52
	12	日野木川	S42~S48
	13	愛知川	S43~H14
	14	湖北	S44~S61
	15	野洲川	S46~S62
	16	守山南部	S49~H4
	17	長浜南部	S50~S62
	18	マキノ	S50~S53
	19	鴨川	S51~H8
	20	日野川	S52~H15
	21	能登川	S53~S60
	22	姉川左岸	S54~H8
	23	石田川	S54~S61
	24	安土	S55~H12
	25	天の川	S55~H6
	26	新旭	S55~S61
	27	瓜生川	S55~H元
	28	白鳥川	S56~H15
	29	愛西	S56~H8
	30	彦根中部	S57~H8
	31	湖北	S58~H5
	32	犬上	S60~H18
	33	山本	S61~H15
	34	草津	S63~H4
	35	山路川	H元~H8
	36	犬上南部	H2~
	37	野洲川下流	H5~H10
	38	野洲川下流Ⅱ	H7~H11
	39	マキノ	H8~H14
	40	草津用水	H9~H12
	41	野洲川下流Ⅲ	H12~H15
	42	守山南部	H15~H20

43	草津用水	H19~H28
44	安曇川左岸	H21~H30
45	湖東平野1期	H26~
46	草津用水2期	H28~
かんがい排水事業 (地域用水機能増進型)		
番号	地区名	実施年度
1	岡山	H11~H20
2	天の川沿岸	H11~H21
3	野洲川沿岸	H12~R5
4	野洲川沿岸Ⅱ期	H13~H28
★	かんがい排水事業 (水管理省力型)	
番号	地区名	実施年度
1	大原	H18~H28
2	長浜南部	H18~H22
3	姉川左岸	H18~H22
4	鴨川流域	H18~H23
5	新旭	H18~H22
◎	かんがい排水事業 (基幹水利施設保全型)	
番号	地区名	実施年度
1	日野川水管理	H20~23
2	安土	H20~H21
3	愛知川	H20~H22
4	日野川蔵王ダム	H20~H22
5	安土2号	H21~H22
6	野洲川下流揚水機場	H21~H23
7	今川	H21~H23
8	石田川	H21~H23
9	能登川11号分岐工	H21~H21
10	芹川	H21~H22
11	山路川	H21~H22
12	神崎調整池	H22~H23
13	安土2号2期	H23~H25
14	右岸連絡水路	H24~H25
15	僧坊支線用水路	H24~H26
16	安曇川沿岸	H24~H26
17	鴨川流域	H23~H24
18	豊満支線用水路	H24~H25
19	南川	H27~H29
20	安土北部	H24~H26
21	黒田川	H24~H25
22	野洲川下流2期	H25~H29
23	近江八幡東部	H25~R元
24	愛西	H25~H30
25	草津用水第2段	H25~H28
26	東出支線用水路	H24~H25
27	安曇川右岸Ⅰ	H25~H28
28	安曇川右岸Ⅱ	H25~H28
29	安曇川左岸2期	H26~R6
30	早岐	H26~H29
31	日野川	H27~
32	津田内湖	H27~R1
33	天の川	H27~R元
34	長浜南部	H27~29
35	芹川承水路	H28~R4
36	益田川	H28~R3
37	姉川左岸	H29~R3
38	彦根中部	H29~R元
39	今川	H30~R6
40	野洲川ダム	H30~R元
41	能登川	H30~R7
42	小脇支線	H30~H30
43	犬上川	R元~R6
44	マキノ	R元~R4
45	姉川沿岸	R2~
46	彦根中部2	R2~R4
47	入江	R2~R4
48	守山南部	R4~
49	津田内湖2	R4~R7
50	愛西	R4~
51	長浜南部	R4~
52	山路川	R4~
53	守山幹線	R5~
54	彦根中部3	R5~R7
55	安曇川沿岸2期	R5~
56	安曇川左岸3期	R5~R7
57	野洲川下流主幹線	R6~
58	野洲川	R7~
59	第2大中の湖	R7~
60	新旭	R7~
61	能登川通信	R8~
62	彦根中部通信	R8~
63	天の川通信	R8~
64	姉川左岸通信	R8~

65	長 浜 南 部 通 信			R8~
☆	新 農 業 水 利 シ ス テ ム 保 全 対 策 事 業			
番号	地 区 名	実施年度		
1	日 野 川	H16~H20		
2	安 土	H16~H20		
3	マ キ ノ 南 部	H16~H20		
4	朽 木	H16~H20		
5	鴨 川 上 流	H16~H20		
6	安 曇 川 沿 岸	H16~H20		
7	愛 知	H17~H21		
8	新 旭 北	H18~H22		
9	マ キ ノ	H18~H22		
○	水 田 農 業 策 経 営 確 立 排 水 対 策 特 別 事 業			
番号	地 区 名	実施年度		
1	甲 崎 普 光 寺	S54~S56		
2	鴨 川 北 部	S54~S59		
3	大 中 の 湖	S55~S59		
4	木 戸	S61~H元		
5	北 河 瀬	S62~H15		
6	青 名	S62~H3		
7	北 川	S63~H4		
8	五 之 里	S63~H5		
9	新 里	H元~H7		
10	岡 山	H元~H4		
11	常 盤	H2~H8		
12	高 田	H3~H6		
13	小 倉	H3~H6		
14	東 稲 枝	H3~H7		
15	彦 根 中 部	H5~H15		
16	八 木 浜	H5~H8		
17	岡 山 Ⅱ	H5~H10		
18	三 明	H6~H9		
19	下 笠	H6~H10		
20	必 佐	H6~H10		
21	上 郷 川	H7~H17		
22	大 野 中	H8~H10		
23	和 野	H9~H11		
●	特 定 農 業 用 管 路 等 特 別 対 策 事 業			
番号	地 区 名	実施年度		
1	新 海	H21~H25		
2	鴨 川 流 域	H22~H22		
3	三 津 屋	H22~H29		
4	土 田	H23~H25		
5	彦 根 三 津 屋	H25~H28		
6	福 堂	H25~R3		
7	佐 山 下 流	R4~R7		
8	草 津 用 水 湖 辺	R5~		
9	能 登 川 幹 線 1 期	R6~		
10	加 茂	R6~		
11	松 原	R8~		
■	経 営 体 育 成 基 盤 整 備 事 業 (土 地 改 良 総 合 整 備 事 業)			
番号	地 区 名	実施年度		
1	き ぬ が さ	S57~H4		
2	栗 見 新 田	S62~H5		
3	蚊 野 東 部	H元~H3		
4	稲 野 里	H元~H5		
5	薩 摩 甲 崎	H元~H5		
6	野 田 沼	H元~H5		
7	南 三 ツ 谷	H2~H6		
8	本 庄	H2~H6		
9	下 西 川 ・ 石 寺	H2~H6		
10	雨 森	H2~H5		
11	五 大 田	H3~H8		
12	湖 岸	H3~H7		
13	愛 西 中 部	H3~H7		
14	大 中 の 湖 Ⅰ	H4~H11		
15	岡 部	H4~H8		
16	大中の湖Ⅱ(担い手)	(H5)H7~H14		
17	大中の湖Ⅲ(担い手)	(H6)H7~H15		
18	マ キ ノ	H6~H11		
19	大中の湖Ⅳ(担い手)	H7~H15		
20	田 附 (担い手)	H7~H11		
21	太 田 (担い手)	H9~H10		
22	湖 北	H12~H15		
23	古 保 利	H13~H16		
24	速 水	H13~H16		
25	大 原 東 部	H13~H17		
26	湖 北 西	H14~H18		
27	湖 北 西	H14~H17		
28	城 北 南	H14~H17		

29	西	阿	閉	H15~H19
30	早		崎	H15~H19
31	び	わ	北	H16~H18
32	今		西	H16~H20
33	竹	生	東	H17~H21
34	竹	生	西	H17~H20
35	木		尾	H17~H19
36	湖	北	東	H18~H22
37	丁	野・二	俣	H18~H22
38	内	保・	湯	H18~H21
39	城	南	Ⅱ	H18~H24
40	大	路・三	田・今	H19~H25
41	小	谷	南	H19~H24
42	大		郷	H19~H23
43	入		江	H19~H29
44	湯	田	北	H20~H25
45	び	わ	南	H20~H25
46	中		野	H20~H24
47	山	本	山	H20~H23
48	宮		部	H21~H26
49	小	谷	北	H21~H25
50	田	根	西	H21~H26
51	三	川	大	H22~H26
52	田	根	北	H24~H29
53	大	原	流	H25~H30
54	余		呉	H29~R6
55	愛	東	外	R元~R7
56	栗	見	出	R2~
57	小		倉	R3~
58	南	三	ツ	R3~
59	入	江	善	R3~
60	野		村	R3~
61	新		保	R4~
62	梅		原	R4~
63	横		波	R4~
64	川		上	R5~
65	秦	荘	1	R5~
66	愛	知	川	R5~
67	常		盤	R6~
68	今	津	東	R7~
69	宇		尾	R8~
70	下		草	R8~
71	岸		脇	R8~
72	秦	荘	2	R8~

経営体育成基盤整備事業
(ほ場整備事業)

番号	地	区	名	実施年度
1	愛	西	西	S40~S48
2	岡		山	S40~S53
3	山		上	S42~S48
4	雲		井	S44~S56
5	広		瀬	S44~H4
6	愛	東	南	S45~S50
7	野	洲	川Ⅰ期	S45~S61
8	野	洲	川Ⅱ期	S46~S60
9	野		洲	S46~S57
10	東	浅井	西部Ⅰ期	S46~S52
11	東	浅井	西部Ⅱ期	S47~S56
12	び	わ	南	S47~S54
13	高	月	北	S47~S61
14	高	月	南	S47~S60
15	中		主	S47~S62
16	餅	の	井	S48~S60
17	田		川	S48~S60
18	姉		川	S48~S60
19	湖	東	北	S48~S59
20	守	山	南	S48~H3
21	豊		国	S48~S59
22	桐	原	馬淵Ⅰ期	S49~H12
23	秦		荘	S49~S62
24	西	黒	田	S49~S61
25	マ		キノ	S49~S58
26	桐	原	馬淵Ⅱ期	S50~H10
27	竜	王	東	S50~S62
28	湖		東	S50~H元
29	高		島	S51~H6
30	能	登	川中部	S51~S62
31	竜	王	南部Ⅰ期	S52~S63
32	日	野	北部Ⅰ期	S52~H4
33	竜	王	南部Ⅱ期	S53~H元
34	日	野	北部Ⅱ期	S53~H8
35	蒲	生	東	S53~S62
36	今	津	東	S53~S62
37	必		佐	S54~H4
38	蒲	生	南	S54~H4
39	安	土	北	S54~H13
40	新	旭	東	S54~S62
41	蒲	生	西	S55~H元

42	能登川南部	S55~H元
43	五個荘西部	S55~H2
44	豊郷東部	S55~H2
45	知内川北部	S55~S63
46	南比都佐	S55~H3
47	蒲生中部	S56~H2
48	金田	S56~H13
49	草野川	S56~H9
50	甲良南部	S56~H3
51	甲賀南部	S57~H5
52	市原北部	S57~H16
53	神田	S57~H4
54	天の川西部	S57~H2
55	安曇川	S57~H6
56	山東西部	S58~H6
57	天の川西部南	S58~H4
58	安曇川東部	S58~H7
59	神照西	S58~H3
60	武佐	S58~H14
61	黒田	S59~H6
62	西大路	S59~H8
63	神照東	S59~H3
64	西生来	S59~H13
65	甲南東部	S60~H8
66	市原南部	S60~H16
67	天の川東部	S60~H6
68	伴谷	S61~H8
69	甲良東部	S61~H9
70	大比良	S61~H4
71	竜王北部	S61~H6
72	土山北	S62~H6
73	日野	S62~H12
74	多賀	S62~H11
75	安土南部	S62~H16
76	山田	S62~H12
77	日野南	S63~H12
78	甲良北部	S63~H14
79	天の川東部南	S63~H7
80	伊香立	H元~H10
81	多賀西	H元~H16
82	南郷里	H元~H8
83	郷里東	H元~H10
84	横山(低コスト)	H元~H10
85	南桜(低コスト)	H2~H7
86	建部	H3~H13
87	伊香具	H3~H13
88	梅ヶ原(秩序)	H3~H7
89	今浜(活性化)	H3~H8
90	南庄	H4~H14
91	上田上(低コスト)	H4~H13
92	内野(担い手)	H5~H17
93	曾根沼(担い手)	H5~H20
94	伊吹(担い手)	H6~H13
95	今郷(担い手)	H7~H14
96	玉緒中部(担い手)	H7~H16
97	木之本南部(担い手)	H7~H15
98	木村(秩序)	H7~H14
99	伊香立北部(担い手)	H8~H17
100	貴生川(担い手)	H8~H15
101	小中(担い手)	H8~H17
102	糖塚(担い手)	H8~H13
103	柏木(担い手)	H9~H18
104	黒田(担い手)	H11~H17
105	田上関津	H13~H21
106	甲西南部1	H13~H30
107	甲西南部2	H13~H30
108	野村	H17~H24
109	中野第1	H16~H20
110	稲枝東	H16~H22
111	上平木	H19~H28
112	入江	H19~H29
113	新海	H21~H28
114	三津屋	H22~H29
115	きぬがさ	H23~H28
116	六地藏	H29~
117	小脇	H29~
118	田上	H30~
119	尻無北	H30~R6
120	馬場・山寺	R4~
121	井之	R4~
122	安曇	R5~
123	和野	R7~
団地営ほ場整備事業 (土地総事業)		
番号	地区名	実施年度
1	薩摩	S38~S41
2	大曲	S38~S39
3	乙女	S39~S42

4	湖岸	S39~S40
5	曾根沼	S39~S42
6	甘呂八坂	S40~S43
7	細江	S41~S41
8	曾根沼干拓	S42~S42
9	島	S42~S47
10	島西部	S44~S47
11	土田	S45~S47
12	岡部Ⅰ期	S45~S49
13	三津屋	S45~S50
14	石田	S45~S48
15	鯉江	S46~S50
16	外	S46~S49
17	妙法寺	S46~S48
18	中村	S46~S49
19	春日	S46~S59
20	高岩	S46~S52
21	小倉	S46~S50
22	神Ⅰ期	S47~S50
23	牛飼	S47~S50
24	矢島	S47~S51
25	江岸川	S47~S51
26	五十川	S47~S52
27	湖東	S47~S50
28	城南Ⅰ期	S47~S51
29	仙中	S48~S60
30	神Ⅱ期	S48~S52
31	岩根西部	S48~S53
32	御園東部	S48~S52
33	黒山	S48~S50
34	在原	S48~S52
35	西市辺	S48~S49
36	岡部Ⅱ期	S48~S51
37	城南Ⅱ期	S48~S51
38	川久保	S48~S50
39	末田	S49~S54
40	鎌掛	S49~S54
41	玉緒東部	S49~S56
42	御園中部	S49~S54
43	庄	S49~S53
44	東谷	S49~S54
45	新海	S49~S53
46	八坂	S49~S53
47	龍華	S49~S53
48	梅林	S49~S56
49	豊田	S49~S56
50	十二川	S50~S55
51	小佐治	S50~S54
52	櫛野	S50~S59
53	電法師	S50~S59
54	柑子	S50~S55
55	栗見出在家	S50~S56
56	愛東北部	S50~S55
57	平尾	S50~S55
58	敏満寺	S50~S54
59	横波	S50~S54
60	塩津	S50~S55
61	宝木	S50~S53
62	野口	S50~S53
63	塩津北	S51~S56
64	砥園	S51~S56
65	曾根東部Ⅰ	S51~S56
66	角井	S51~S56
67	建部西部	S51~S55
68	近江中部	S51~S56
69	石川	S52~S58
70	山川	S52~S58
71	芦浦	S53~S57
72	大須	S52~S56
73	杉野	S52~S56
74	知内川Ⅰ	S52~S55
75	愛東中部	S52~S57
76	佐山	S52~S58
77	碑谷	S52~S58
78	新海Ⅱ	S52~S55
79	日夏	S52~S58
80	岩根東部Ⅱ	S53~S60
81	愛東中部Ⅱ	S53~S59
82	知内川Ⅱ	S53~S57
83	三大寺	S53~S58
84	大原北	S53~S60
85	土器	S53~S58
86	石田川北部	S53~S57
87	桐生	S53~S57
88	白鳥川沿岸	S53~H元
89	稻垂	S53~S58
90	吉田	S53~H5
91	服部	S53~H5
92	びわ東部	S53~S59
93	山本山西部	S53~S61
94	大浦	S53~S56
95	針江	S53~S59
96	白鳥川中部	S54~S61

97	常盤東北部	S54~S61
98	曾根	S54~S59
99	海津	S54~S58
100	大篠原	S54~S59
101	野川	S54~S61
102	小川	S54~H3
103	下田	S54~S62
104	上岸本	S54~S58
105	高時	S54~S59
106	梅原	S54~S60
107	高曾野田	S54~S58
108	高嶺	S54~S61
109	郷野	S54~S59
110	白鳥川南部	S54~S60
111	金沢	S54~S58
112	上豊浦	S55~S59
113	布施	S55~S60
114	市	S55~H元
115	木下	S55~S61
116	旭	S55~S59
117	川合	S55~S61
118	東西寺	S55~S62
119	八田	S55~H4
120	岩室	S55~H2
121	深川	S55~S62
122	中川	S55~S61
123	中山	S55~S63
124	天満	S55~S60
125	村木	S55~S60
126	淡海	S55~S61
127	野田	S55~S60
128	真野北部	S55~S63
129	余呉西部	S56~S61
130	長岡	S55~S63
131	高木	S55~S58
132	常盤南部	S56~S62
133	蛇満	S56~S61
134	東市辺	S56~S61
135	鏡南	S56~S62
136	本郷	S56~H2
137	金沢南	S56~S61
138	国友西部	S56~S61
139	北畑	S56~S60
140	南小松	S56~S61
141	菅浦	S56~S59
142	北桜	S56~S62
143	東北坂	S56~S62
144	電原西	S56~H2
145	電法師南	S56~S63
146	上馬杉	S56~H元
147	鎌掛北部	S56~S61
148	池ノ尻	S56~S63
149	清滝	S56~S63
150	清滝南	S56~S63
151	余呉中部	S56~S61
152	石庭	S56~S61
153	平野	S56~S62
154	布施南部	S57~S63
155	鏡北	S57~H元
156	金田	S57~S60
157	市北	S57~H元
158	八条	S57~S62
159	御園	S57~H6
160	中畑	S57~H5
161	西野	S57~S62
162	千刈	S57~S63
163	大原	S57~H元
164	磯尾	S57~H3
165	種	S57~H3
166	中山東	S57~H元
167	鎌掛中部	S57~S63
168	婆婆内湖	S57~S60
169	辻森	S57~S63
170	山	S58~H元
171	高野	S58~H3
172	鎌掛南部	S58~H4
173	春照	S58~H元
174	上草野	S58~H元
175	余呉南部	S58~H元
176	地子原	S58~S63
177	北浜	S58~S62
178	五個荘南部	S58~S61
179	神照西部	S58~S62
180	石橋	S58~S63
181	東市辺北	S58~S61
182	上砥山	S59~H4
183	名坂北脇	S59~H3
184	黒川	S59~H3
185	滝	S59~H5
186	塩野	S59~H12
187	瓜生津南	S59~H2
188	池上	S59~H12
189	種東	S59~H2

190	杉沢	S59~H元
191	余呉北部	S59~H元
192	五個荘中部	S59~H2
193	五個荘東部	S59~H3
194	大戌亥	S59~S62
195	神照西部十里	S59~S62
196	加山	S59~H元
197	仰木中央	S60~H2
198	上砥山東部	S60~H5
199	下戸山	S60~H9
200	新田	S60~H2
201	瓜生津	S60~H4
202	山中南部	S60~H3
203	富之尾	S60~H4
204	山東東部	S60~H2
205	大清水	S60~H8
206	角川	S60~H元
207	音羽上	S60~S61
208	龜山西部	S60~S63
209	千野	S61~H13
210	金勝川下流	S61~H8
211	小堤	S61~H6
212	北脇	S61~H7
213	五反田	S61~H6
214	山中北部	S61~H5
215	村居田南	S61~H5
216	中溝鹿ヶ瀬	S61~H7
217	龜山東部	S61~H元
218	豊郷西部	S61~H4
219	下仰木	S62~H13
220	美之郷	S62~H7
221	北脇西	S62~H7
222	妙感寺	S62~H7
223	御園西部	S62~H5
224	高野	S62~H4
225	常盤	S62~H3
226	古川	S62~H3
227	清崎	S62~H2
228	葛電	S62~H3
229	下仰木西	H63~H13
230	三上北	H63~H6
231	三上南	H63~H10
232	新治	H63~H5
233	御園南部	H63~H7
234	滝ヶ原	H63~H4
235	黒川	H63~H6
236	十八谷	H63~H3
237	字尾	H63~H3
238	口分田	H63~H4
239	高川	H63~H元
240	上村	S63~H元
241	打村	H元~H2
242	上龍華	H元~H8
243	杉谷	H元~H6
244	垣見	H元~H5
245	高安	H元~H6
246	国安	H元~H6
247	笠縫東部	H元~H6
248	垣見	H元~H5
249	楡	H元~H11
250	神田	H2~H16
251	新田	H2~H7
252	中主北部	H3~H6
253	野尻	H3~H7
254	三津・海瀬	H3~H8
255	西番瀬	H3~H5
256	新曲	H3~H8
257	曲谷	H4~H13
258	姉川中部	H4~H9
259	河瀬南部	H4~H8
260	山之上東	H4~H10
261	山之上西	H4~H12
262	甲津原	H5~H13
263	河南・樋口	H5~H15
264	河瀬西部	H5~H16
265	河瀬北部	H6~H11
266	橋崎	H6~H13
267	朝日	H6~H11
268	東上坂	H7~H12
269	島西	H8~H11
270	古橋	H8~H13
271	西万木(担い手)	H10~H12
272	南笠	H14~H18
273	落合	H11~H15
274	上仰木	H13~H20
275	河瀬中部	H13~H18
276	黄瀬北側Ⅰ期	H13~H17
277	村井	H13~H17
278	黄瀬北側Ⅱ期	H14~H17
279	上仰木Ⅱ	H15~H20
280	五智	H17~H20
281	平田	H18~H20
282	柴原南町北部	H20~H23

283	真野佐川	H21~H26
工業導入関連農業基盤整備事業(区画整理のみ)		
番号	地区	名 実施年度
311	あいば	S48~S53
312	宮前坊	S49~S52
313	鳥居平	S49~S53
高速道路関連土地改良事業(区画整理のみ)		
番号	地区	名 実施年度
321	蒲生	S34~S38
322	電王	S34~S39
323	中戸	S38~S38
324	小谷	S53~S55
中山間地域総合整備事業		
番号	地区	名 実施年度
1	雲井	H3~H8
2	大滝	H4~H8
3	マキノ北部	H5~H9
4	北近江やすらぎの里	H6~H11
5	朽木	H7~H12
6	余呉	H8~H13
7	伊吹山南麓	H8~H14
8	西浅井	H9~H14
9	志賀	H11~H16
10	志賀Ⅱ期	H12~H17
11	和南川沿岸	H13~H19
12	野洲川上流	H14~H25
13	今津	H14~H18
14	伊吹山麓	H15~H19
15	高野	H15~H19
16	奥びわの郷	H16~H22
17	新朽木	H17~H21
18	鳥居本西部	H18~H24
中山間地域総合整備事業(農地環境整備事業)		
番号	地区	名 実施年度
1	相谷	H19~R3
2	杉山	H30~
中山間地域総合整備事業(総合整備事業)		
番号	地区	名 実施年度
1	杉野	R3~
生物多様性対応基盤整備促進パイロット事業		
番号	地区	名 実施年度
1	島	H21~H24
干拓地等農地整備事業		
番号	地区	名 実施年度
1	木浜	S44~S47
2	福堂	S44~S48
3	草津	S46~S57
4	北里	S49~H2
5	八幡	S54~H10
畑地帯開発整備事業(農地開発事業)		
番号	地区	名 実施年度
1	北山	S47~S58
2	雲井	S47~S56
3	野洲川	H2~H16
畑地帯総合整備事業(担い手支援型)		
番号	地区	名 実施年度
1	北山	H12~H21
ため池等整備事業(用排水施設)		
番号	地区	名 実施年度
1	金屋	S48~S50
2	小中の湖Ⅰ	S50~S53
3	大中の湖	S51~S55
4	月輪大池	S52~S55
5	水釜	S53~S60
6	大中の湖Ⅱ	S54~S60
7	小中の湖Ⅱ	S54~S59
8	矢橋	S54~S61
9	安曇川	S54~H10
10	入江	S56~S59
11	磯	S57~S62
12	水釜北	S61~H元
13	大中西部	S61~H12
14	梅ヶ原	S61~H2

15	入江中部	S62~H8
16	井天	S63~H11
17	小中之湖	S63~H7
18	磯南	S63~H8
19	米原	H元~H8
20	米原西	H2~H10
21	安曇川Ⅱ期	H2~H12
22	第2小中の湖	H3~H12
23	第2大中の湖	H4~H13
24	入江Ⅱ期	H8~H9
25	入江Ⅲ期	H9~H10
26	佐山1期	H11~H14
27	佐山2期	H11~H18
28	上池	H11~H11
29	水釜	H13~H14
30	安曇川Ⅲ期	H13~H15
31	入江Ⅳ期	H13~H15
32	佐山3期	H14~H18
33	水釜Ⅱ	H14~H18
34	安曇川Ⅳ期	H14~H18
35	安曇川Ⅴ期	H16~H18
36	野洲川沿岸上流Ⅰ期	H18~H26
37	入江干拓Ⅰ期	H18~H23
38	葛木下池	H20~H21
39	安食川Ⅰ期	H21~R元
40	入江干拓Ⅱ期	H24~R3
41	安食川Ⅱ期	H25~
42	野洲川沿岸上流Ⅱ期	H26~R4
43	愛知川右岸	H26~H27
44	大井川Ⅰ期	H27~
45	水釜東部	R3~
46	入江干拓Ⅲ期	R4~
47	入江Ⅴ期	R4~
48	青井	R5~
49	早崎内湖東部	R5~
 ため池等整備事業 (老朽ため池・地震豪雨ため池)		
番号	地区名	実施年度
1	犬上川ダム	S45~S46
2	石節池	S53~S56
3	芹川	S60~S63
4	曾根尾池	H3~H6
5	愛知川Ⅰ期	H6~H16
6	愛知川Ⅱ期	H6~H16
7	岡越池	H6~H9
8	惣林古池	H6~H7
9	正保池	H7~H9
10	草沢池	H7~H8
11	春照溜	H7~H8
12	竜王南部	H7~H12
13	南笠溜	H8~H10
14	彌り溜	H8~H10
15	弥高・大清水	H8~H10
16	馬場	H8~H10
17	佐久良川Ⅰ期	H8~H16
18	黒谷池	H9~H9
19	菅谷池	H9~H10
20	大鳥居池	H9~H11
21	鏡新溜	H9~H11
22	大鎌池	H9~H10
23	佐久良川Ⅱ期	H9~H18
24	弥高・大清水Ⅱ期	H9~H10
25	三ツ池	H10~H15
26	山王池	H10~H11
27	白谷上池	H10~H11
28	日野川上流	H10~H15
29	大篠原	H10~H12
30	妙光寺	H10~H12
31	堂戸池	H10~H12
32	向井池	H11~H12
33	向井池2	H11~H13
34	沢ノ	H11~H13
35	日野川上流Ⅱ期	H11~H14
36	矢倉下池	H12~H12
37	三田六池	H12~H12
38	入町池	H12~H14
39	野田池	H12~H13
40	大谷池	H12~H14
41	千束池	H13~H14
42	上坊谷池	H14~H14
43	宮の前下池	H14~H15
44	桜谷池	H14~H15
45	桜谷池	H15~H18
46	岩祭池	H15~H17
47	里谷池	H15~H17
48	石楠花池	H15~H18
49	仏生寺谷池	H16~H18
50	平谷	H16~H18
51	平尾	H16~H19
52	富之尾	H16~H18
53	芳ヶ谷溜	H17~H19
54	陰幻堂	H20~H22

55	共 有 池	H23~H26
56	鏡 物 師 大 溜	H23~H26
57	淡 海	H26~ R5
58	上 ノ 池	H27~H29
59	芹 川	H27~ R4
60	杣 中 大 池	H30~ R4
61	横 在 戸 池	R元~ R4
62	千 町 新 池	R2~ R5
63	下 酢 子 池	R4~ R7
64	鷺 尾 池	R4~ R7
65	八 反 池	R5~
66	西 ノ 飼 戸 池	R5~
67	沢 池	R5~
68	瓢 筆 池	R5~
69	東 野 溜	R5~
70	深 谷 下 溜	R5~
71	南 ケ 谷 池	R6~
72	宮 池	R6~
73	上 ノ 池	R6~
74	姥 ケ 谷 池	R6~
75	池 子 池	R6~
76	神 戸 溜	R6~
77	三谷・奥出ため池	R6~
78	淡 海 2 期	R5~
79	月 輪 大 池	R7~
80	田 代 ケ 池	R7~
81	木 曽 池	R7~
82	新 池 (大篠原)	R8~
83	三 反 田 下 池	R8~
84	土 器	R8~
防 災 ダ ム 事 業		
番号	地 区 名	実施年度
1	大 原 貯 水 池	H19~H23
農 業 集 落 排 水 事 業		
番号	地 区 名	実施年度
1	美 浜	S56~ S60
2	尾 上	S56~ S60
3	湖 東	S57~ S61
4	布 施	S57~ S60
5	桐 生	S57~ S62
6	市 原	S58~ S62
7	益 田	S58~H元
8	海 老 江	S58~ S61
9	北 輝	S58~ S62
10	森 山	S59~ H3
11	青 山	S59~ S61
12	川 並	S59~ S62
13	大 河 原	S59~ S61
14	稲 葉	S59~ H2
15	鮎 河	S60~ H2
16	南 比 都 佐	S60~ H3
17	愛 東 西 部	S60~ S62
18	花 沢	S60~ H2
19	湖 北 南	S60~ H2
20	下 八 木	S60~ H2
21	下 物	S61~ H3
22	殿 村	S61~ H3
23	愛 東 東 部	S61~ H2
24	湯 里	S61~ H2
25	湖 北 北	S61~ H2
26	市 辺	S61~ H3
27	須 原 堤	S62~ H2
28	和 野 嵯 峨	S62~ H4
29	奥 山	S62~ H4
30	下 余 呉	S62~ H3
31	小 八 木	S62~ H3
32	山 中	S62~ H3
33	南 浜	S62~ H4
34	志 那	S63~ H5
35	吉 川	S63~ H4
36	樺 野	S63~ H4
37	鈴 川	S63~ H4
38	砂 川	S63~ H4
39	愛 東 南 部	S63~ H4
40	平 柳	S63~ H4
41	山 脇 河 毛	S63~ H4
42	五 大 田	S63~ H4
43	川 道	S63~ H5
44	早 崎	S63~ H4
45	中 之 郷	S63~ H4
46	片 岡	H元~ H7
47	小 浜	H元~ H4
48	野 田	H元~ H4
49	岩 室	H元~ H6
50	宮 池	H元~ H6
51	石 塔 平 林	H元~ H7
52	市 原 中 部	H元~ H5
53	五 個 荘 西 部	H元~ H5
54	百 濟 時	H元~ H5

55	田 根 北	H元~ H5
56	湖 北 西	H元~ H5
57	難 波	H元~ H6
58	小 荒 路	H元~ H5
59	横 溝	H元~ H5
60	岸 本	H元~ H5
61	志 那 中	H2~ H7
62	新 庄 服 部	H2~ H6
63	安 治	H2~ H6
64	貴 生 川	H2~ H7
65	山 女 原	H2~ H5
66	神 保 隠 岐	H2~ H7
67	大 中 西 部	H2~ H7
68	鎌 掛	H2~ H7
69	和 南	H2~ H7
70	新 海	H2~ H6
71	清 水	H2~ H7
72	常 喜 本 庄	H2~ H8
73	山 本	H2~ H6
74	塩 津 野 浜	H2~ H7
75	塩 津 中 部	H2~ H7
76	マ キ ノ 西 部	H2~ H6
77	南 三 ツ 谷	H3~ H7
78	南 三 ツ 谷	H3~ H7
79	八 条	H3~ H7
80	杉 江	H3~ H7
81	幸 津 川	H3~ H7
82	飯 道 寺	H3~ H8
83	和 田	H3~ H7
84	五 反 田	H3~ H7
85	蔵 王	H3~ H7
86	角 井	H3~ H7
87	平 松	H3~ H7
88	津 里 石 川	H3~ H7
89	賀 小 今 庄	H3~ H7
90	岩 熊	H3~ H7
91	マ キ ノ 南 部	H3~ H8
92	マ キ ノ 中 央	H3~ H8
93	服 部	H4~ H8
94	両 浜	H4~ H8
95	泉 国 友 郷	H4~ H8
96	瓜 生 津	H4~ H7
97	北 大 萱 穴 村	H4~ H8
98	立 田	H4~ H8
99	立 田	H4~ H8
100	山 内	H4~ H8
101	小 佐 治	H4~ H8
102	奥 津 保	H4~ H8
103	山 上	H4~ H8
104	愛 東 北 部	H4~ H7
105	小 田 刈	H4~ H8
106	七 尾 南	H4~ H7
107	丁 野 二 保	H4~ H8
108	山 田 小 山	H4~ H7
109	マ キ ノ 北 部	H4~ H8
110	岸 脇	H4~ H7
111	伊 黒	H4~ H7
112	下 石 寺	H5~ H8
113	山 賀	H5~ H8
114	愛 東 中 部	H5~ H8
115	池 庄	H5~ H8
116	片 岡 南 部	H5~ H8
117	酒 波	H5~ H8
118	白 鳥 川 南 部	H5~ H9
119	白 鳥 川 西 部	H5~ H9
120	八 田 春 日	H5~ H8
121	唐 戸 川	H5~ H8
122	磯 尾	H5~ H8
123	東 桜 谷	H5~ H9
124	五 個 荘 南 部	H5~ H8
125	高 山	H5~ H9
126	山 室	H5~ H8
127	在 原	H5~ H8
128	泰 山 寺	H5~ H8
129	宮 前 坊	H5~ H8
130	今 浜	H5~ H9
131	稲 里	H6~ H9
132	神 田	H6~H11
133	北 山 田	H6~H10
134	浅 柄 野	H6~H10
135	中 畑	H6~ H9
136	大 沢	H6~ H8
137	佐 久 良・奥 之 池	H6~ H9
138	青 野	H6~H10
139	能 登 川 北 部	H6~H10
140	朝 日	H6~ H9
141	甲 津 原	H6~H10
142	小 谷 南	H6~H10
143	塩 津 北	H6~ H9
144	野 口	H6~ H9
145	今 津 西 部	H6~H10
146	荒 川	H6~ H9
147	上 寺	H6~H10

148	広 瀬 南 部	H6~H10
149	佐 波 江	H7~H10
150	西 黒 田 南	H7~H11
151	水 俣 郷	H7~H10
152	今 郷	H7~H10
153	原	H7~H10
154	夫 馬	H7~ H9
155	姉 川 北 部	H7~H11
156	上 下 山 田	H7~H11
157	塩 津 中 部	H7~H10
158	下 開 田	H7~H10
159	古 川	H7~H10
160	鵜 川	H7~H12
161	大 浦	H7~H10
162	古 賀	H7~H11
163	宮 町	H8~H12
164	市 原 西 部	H8~H11
165	龍 ケ 鼻	H8~H11
166	伊 吹 中 部	H8~H13
167	丹 生	H8~H12
168	今 津 北 部	H8~H11
169	大 野	H8~H11
170	長 尾	H8~H12
171	八 日 市 東 部	H9~H14
172	観 音 寺	H9~H14
173	栗 見	H9~H13
174	梓 河 内	H9~H12
175	菅 浦	H9~H12
176	坂 口	H10~H13
177	余 田	H10~H14
178	伊 吹 東 部	H11~H15
179	小 谷 柳 ケ 瀬	H11~H13
180	西 高 島	H11~H15
181	畑	H12~H15
182	椿 坂	H12~H14
183	菅 並	H13~H16
184	中 河 内	H13~H16
185	杉 野	H13~H19
186	萱 原	H14~H18
187	佐 田	H15~H19
188	伊 吹	H15~H19
189	朝 宮	H18~H26
地 す べ り 防 止 対 策 事 業 (防 止 工 事)		
番号	地 区 名	実施年度
1	雄 琴 I	S37~ S45
2	上 仰 木 I	S39~ S45
3	上 仰 木 II	S56~H10
4	雄 琴 II	S63~H10
5	上 仰 木 III	H11~H16
6	雄 琴 III	H11~H16
7	上 仰 木 IV	H17~H23
8	雄 琴 IV	H17~H23
9	雄 琴・上 仰 木 V	H24~ R4
10	雄 琴・上 仰 木 VI	R5~
地 す べ り 防 止 対 策 事 業 (長 寿 命 化 対 策 工 事)		
番号	地 区 名	実施年度
1	雄 琴・上 仰 木 I 期	R3~
農 業 用 河 川 工 作 物 急 急 対 策 事 業		
番号	地 区 名	実施年度
1	安 曇 川 合 同	S56~ H元
2	天 の 川 合 同	S58~ S61
3	佐 越 山	S63~ H2
4	城 越	H2~ H3
5	安 曇 川	H6~H10
6	田 川 I 期	H6~ H7
7	田 川 II 期	H6~ H7
8	小 久 保	H6~ H7
9	中 の 井 川	H7~ H8
10	北 大 萱	H8~ H9
11	勅 旨	H9~H11
12	長 畑	H9~H12
13	堀 岡	H10~H11
14	夏 見	H11~H12
15	栗 師	H11~H13
16	牧	H12~H15
17	開 発	H12~H14
18	大 曲	H16~H19
19	水 野	H29~ R6
20	大 井 堰	H30~ R2
21	鴨 川	R元~
22	佐 山 頭 首 川	R3~
23	安 曇 川	R4~
24	多 賀 八 重 練	R8~

防 衛 施 設 周 辺 民 生 安 定 施 設 整 備 事 業		
番号	地 区 名	実施年度
1	北 谷	S52~ S52
2	初 ケ 瀬	S53~ S53
3	荒 毛	S53~ S57
4	今 津 南 部	S54~ S59
5	長 尾 津	S55~ S59
6	木 津	S56~ S61
7	今 津 西 部	S60~ H元
8	大 供	S61~ H4
9	井 ノ 口・岡	S61~ H2
10	南 古 賀	S63~ H5
11	新 庄	H元~ H4
防 災 水 利 整 備 事 業		
番号	地 区 名	実施年度
1	き ぬ が さ	H9~H10
2	秦 荘	H9~
農 道 環 境 整 備 事 業		
番号	地 区 名	実施年度
1	甲 西 南 部	H13~H25
2	鹿 深	H15~H19
3	五 個 荘 西 部	H18~H22
一 般 農 道 整 備 事 業		
番号	地 区 名	実施年度
1	甲 南	S47~ S47
2	稲 村	S48~ S52
3	土 山	S48~ S53
4	信 楽	S49~ S53
5	浦 生 東 部	S49~ S53
6	大 中 の 湖	S50~ S52
7	湖 西	S50~ S53
8	第 2 小 津	S52~ S56
9	第 2 甲 賀	S53~ S55
10	第 2 安 土	S53~ S54
11	大 中 の 湖 第 2	S53~ S54
12	第 2 信 楽	S54~ S57
13	第 2 水 口	S54~ S58
14	大 中 の 湖 第 3	S54~ S56
15	第 2 き ぬ が さ	S54~ S57
16	浅 井 東 部	S55~ S60
17	浅 井 東 部 第 2 期	S56~ S61
18	柏 貴	S63~H12
19	伊 吹 南 部	H2~H11
20	神	H2~ H4
21	甲 賀 中 部	H3~H10
22	岩 根 西 部	H4~ H8
23	磯 尾 柑 子	H4~H11
24	大 原	H5~H12
25	稲 村 山	H7~H14
26	今 津 北 部	H11~H19
農 道 整 備 事 業 (農 村 整 備 事 業)		
番号	地 区 名	実施年度
1	鹿 深 2	R3~
農 道 整 備 事 業 (通 作 条 件 整 備 型)		
番号	地 区 名	実施年度
1	湖 東 彦 根	H29~
農 道 整 備 事 業 (耐 震 化 整 備 事 業)		
番号	地 区 名	実施年度
1	甲 賀 広 域	H26~H29
2	甲 賀 一 般	H27~H30
3	湖 東 広 域	H29~ R7
農 村 総 合 整 備 モ デ ル 事 業		
番号	地 区 名	実施年度
1	秦 荘	S49~ S61
2	び ね	S50~ S62
3	湖 東	S51~ H2
4	湖 北	S51~ S63
5	愛 東	S52~ H7
6	電 王	S53~H10
7	守 山	S54~ H7
8	中 主	S55~ H7
9	甲 賀	S56~H10
10	浅 井	S56~ H8
11	彦 根 南 部	S57~ H9
12	高 月	S57~ H6
13	マ キ ノ	S57~H10
14	浦 生	S58~H10

15	西	浅	井	S58~	H8			
16	能	登	川	S59~	H12			
17	新		旭	S59~	H11			
18	日	野	東	部	S60~	H14		
19	今		津	S60~	H12			
20	高		島	S60~	H10			
21	長		浜	S61~	H12			
22	山		東	S61~	H9			
23	八	日	市	東	部	S62~	H14	
24	永		源	寺	S62~	H15		
25	野		洲	S63~	H12			
26	甲		南	S63~	H15			
27	米		原	H元~	H11			
28	五		個	荘	H4~	H11		
29	甲		良	H5~	H17			
30	高		月	H7~	H15			
31	中		主	H8~	H15			
32	安		曇	川	H10~	H17		
●								
農村基盤総合整備事業								
番号	地	区	名	実施年度				
1	貴	生	川	S52~	S62			
2	上	の	平	S53~	S61			
3	蔵		王	S54~	H2			
4	阿		星	S55~	H元			
5	葉	枝	見	西	S55~	H元		
6	甲	南	南	部	S56~	H元		
7	虎	姫	東	部	S58~	H3		
8	虎	姫	西	部	S59~	H7		
9	妙		感	寺	H2~	H5		
10	愛	知	東	部	H2~	H5		
⊖								
集落環境整備事業								
番号	地	区	名	実施年度				
1	湖		東	H3~	H10			
2	豊	郷	東	部	H5~	H9		
3	姉	川	中	部	H5~	H9		
4	豊	郷	西	部	H6~	H9		
5	清		水	谷	H6~	H10		
6	必		佐	H7~	H15			
7	大		野	中	H8~	H11		
8	岡		山	H11~	H17			
9	マ	キ	ノ	中	西	部	H12~	H17
⊖								
集落地域整備事業								
番号	地	区	名	実施年度				
1	欲		賀	H3~	H9			
2	貴		生	川	H8~	H13		
●								
農林漁業用揮発油税 財源身昔農道整備事業								
番号	地	区	名	実施年度				
1	近	江	八	幡	S40~	S42		
2	高		野	S40~	S42			
3	安		曇	川	S40~	S42		
4	長		浜	S40~	S42			
5	新		旭	S41~	S42			
6	草		津	S41~	S42			
7	信		楽	S41~	S42			
8	今		津	S41~	S42			
9	守		山	S42~	S42			
10	水		口	S42~	S42			
11	彦		根	S42~	S42			
12	土		山	S42~	S42			
13	湖		北	S42~	S42			
14	甲		賀	S43~	S42			
15	日		野	S43~	S42			
16	八		市	S43~	S42			
17	稲		枝	S43~	S42			
18	浅		北	S43~	S42			
19	甲		南	S43~	S42			
20	竜		王	S44~	S42			
21	甲		西	S44~	S42			
22	木		本	S44~	S42			
23	湖		西	S44~	S42			
24	玉		津	S44~	S42			
25	湖		央	S45~	S42			
26	高		月	S45~	S42			
27	山		東	S45~	S42			
28	小		津	S45~	S42			
29	犬		上	南	部	S45~	S42	
30	愛		知	西	部	S45~	S42	
31	青		井	川	S46~	S51		
32	甲		賀	S46~	S50			
33	信		楽	S46~	S50			
34	花		ノ	木	S46~	S42		
35	水		泥	S46~	S42			
36	水		口	S46~	S42			
37	安		土	S47~	S50			
38	桐		原	S47~	S50			

39	今津中部	S47~S51
40	きぬがさ	S47~S50
41	永田	S48~S54
42	田中	S48~S52
43	北里	S48~S56
44	市原	S48~S54
45	花田	S48~S56
46	神沢	S48~S53
47	五箇荘北部	S49~S53
48	田中Ⅱ期	S49~S52
49	竜王南部	S49~S52
50	神保	S49~S53
51	江頭	S49~S57
52	馬淵	S50~S57
53	豊西	S50~S60
54	塩津	S50~S54
55	馬淵第2	S51~S58
56	滝	S52~S56
57	和野	S52~S54
58	今津南部	S52~S55
59	和野Ⅱ期	S53~S55
60	石田川	S53~S57
61	浅井	S53~S55
62	石田川Ⅱ期	S54~S57
63	乙姫	S54~S58
64	安曇川東部	S54~S59
65	池田	S55~S58
66	大上東部	S55~H元
67	日野南部	S56~S60
68	川久保	S57~S58
69	近江	S60~S62
70	大辰巳・八条	S61~S63
71	土山北	S63~H3
72	近江2期	S63~H4
73	拜戸武蔵	H元~H4
74	土山北2期	H2~H5
75	下小	H3~H6
76	大野西・今郷	H4~H14
77	岩熊	H8~H10
■ 広域営農団地農道整備事業		
番号	地区名	実施年度
1	蒲生	S45~S50
2	坂浅東部	S46~S59
3	湖東	S47~H13
4	甲賀	S48~H12
5	日野東部	H6~H18
..... 田園交流基盤整備事業		
番号	地区名	実施年度
1	野洲	H12~H19
○ 農業集落排水処理施設整備(農村総合整備モデル事業)		
番号	地区名	実施年度
1	秦荘	S49~S61
2	大萩	S55~H元
3	高瀬	S56~S63
4	木尾	S56~S63
5	高野	S57~H4
6	馬場上	S57~S62
7	白開	S57~H3
8	上谷	S57~H2
9	牧野	S57~H2
10	蒲生	S58~H2
11	宮川	S58~H2
12	稲垂	S58~H6
13	黒山	S58~H元
14	八田部	S58~S63
15	山門・	S58~H5
16	福堂	S59~H8
17	大中	S59~S63
18	日爪	S59~S63
19	田井・森	S59~H6
20	北桜	S60~H7
21	西北	S60~H3
22	伊井	S60~H5
23	三谷	S60~H8
24	武蔵	S60~H7
25	横山	S60~H4
26	今	S61~H4
27	鳥羽上	S61~H7
28	菅江	S61~H元
29	清滝	S61~H6
30	林田	S62~H6
31	清水中	S63~H2
32	稗谷	S63~H6
33	愛知東部	H2~H5

▲ 干害恒久対策事業			
番号	地区名	実施年度	
1	杣川	S23~S29	
2	甲蒲	S29~S39	
■ 障害防止対策事業			
番号	地区名	実施年度	
1	あいば野	S41~S46	
2	大井川	S41~S44	
3	寺谷	S45~S48	
4	奥山ダム	H5~H8	
5	奥山ダム	H30~R4	
● たん水防除事業			
番号	地区名	実施年度	
1	びわ	S41~S44	
2	安土	S38~S39	
3	東浅井西部	H13~H15	
■ 湖岸堤防事業			
番号	地区名	実施年度	
1	守山	S43~S47	
2	びわ	S37~S39	
3	松原	S36~S37	
▨ 開拓パイロット事業			
番号	地区名	実施年度	
1	泰山寺野	S37~S38	
2	マキノ	S38~S40	
3	布引	S40~S43	
4	嶺宮	S41~S45	
5	虫生野	S44~S49	
▲ 開拓地整備事業			
番号	地区名	実施年度	
1	泰山寺野	S44~S45	
2	大滝	S45~S46	
3	新儀	S47~S47	
4	小原	S47~S47	
5	布引	S48~S53	
6	浅柄野	S48~S49	
■ 干拓事業			
番号	地区名	実施年度	
1	入江	S18~S26	
2	松原	S18~S22	
3	貴川内湖	S19~S26	
4	塩津内湖	S19~S26	
5	大郷内湖	S19~S26	
6	小中之湖	S19~S26	
7	繁昌池	S19~S26	
8	野田沼	S19~S26	
9	水釜	S18~S26	
10	四津川内湖	S19~S26	
11	塩津婆内湖	S33~S37	
12	曾根沼	S37~S42	
13	早崎内湖	S38~S45	
14	大中の湖	S21~S42	
15	津田内湖	S42~S45	
▲ 水質保全対策事業			
番号	地区名	実施年度	
1	神上沼	H6~H11	
2	小中之湖	H6~H16	
3	川並	H7~H11	
4	高月	H8~H18	
5	新旭	H8~H15	
6	浮舟	H9~H17	
7	高月Ⅱ期	H9~H16	
8	赤野井湾(木浜)	H10~H17	
9	竜王南部	H11~H17	
10	赤野井湾(守山南部)	H13~H23	
11	ちはら	H15~H19	
12	白鳥川中流1期	H19~H27	
13	白鳥川中流2期	H27~R7	
14	高月西阿閉	R3~R7	
□ 農村地域環境保全整備事業			
番号	地区名	実施年度	
1	日野川	H5~H13	

⬡ 農村振興総合整備事業			
番号	地区名	実施年度	
1	小谷北	H8~H14	
2	長浜	H13~H17	
3	蒲生・竜王	H13~H20	
4	三島池	H13~H17	
5	甲賀	H15~H19	
6	湖北	H18~R2	
7	野洲川下流	H23~H29	
⬡ 集落基盤再編事業			
番号	地区名	実施年度	
1	甲賀	R3~	
□ 地域環境整備事業(農村自然環境整備事業)			
番号	地区名	実施年度	
1	西池	H6~H9	
2	竜王	H7~H12	
3	近江	H7~H16	
4	北津田	H8~H11	
5	三雲	H9~H12	
6	海津	H10~H14	
7	池寺	H11~H14	
8	建部	H12~H13	
◎ 田園自然環境整備事業			
番号	地区名	実施年度	
1	筑摩	H18~H20	
● ふるさと・水と土業			
番号	地区名	実施年度	
1	余呉	H5~H6	
2	今津	H5~H5	
3	大清水	H6~H7	
4	上開田	H7~H8	
5	朽木	H8~H9	

⬡ 田園空間整備事業			
番号	地区名	実施年度	
1	竜王(国)	H10~H12	
2	長浜(国)	H10~H15	
3	野洲川下流	H13~H28	
4	山東・伊吹	H13~H21	
5	湖北	H14~H19	
◎ 里地棚田保全整備事業			
番号	地区名	実施年度	
1	マキノ高原	H9~H11	
2	市場	H10~H12	
3	和辻	H10~H12	
4	平良	H11~H13	
5	伊黒	H11~H13	
6	鶴川	H11~H13	
7	丹生	H13~H16	
8	上丹生	H13~H16	
9	畑	H14~H18	
10	麻生北川	H14~H16	
11	高野	H14~H17	
12	秦荘	H14~H17	
13	マウンテン高島	H19~H23	
■ 国営造成施設県管理補助事業			
番号	地区名	実施年度	
1	愛知川	S59~	
□ 基幹水利施設管理事業			
番号	地区名	実施年度	
1	日野川 - 1	H8~	
2	日野川 - 2	H8~	
3	日野川 - 3	H8~	
4	大中の湖	H8~	
5	湖北 - 1	H8~	
6	湖北 - 2	H8~	
7	野洲川 - 1	H9~	

8	野 洲 川 - 2	H9~
9	野 洲 川 - 3	H9~
▲	地域用水環境整備事業	
番号	地 区 名	実施年度
1	甲 良	H元~ H7
2	愛 知 川 沿 岸	H2~ H8
3	安 曇 川	H3~ H6
4	甲 良 割 取	H4~ H12
5	甲 良 割 取 II	H5~ H14
6	蔵 王	H5~ H9
7	米 原	H5~ H11
8	第 2 小 中 之 湖	H5~ H8
9	大 池	H5~ H7
10	曾 根 沼	H6~ H12
11	狭 間 池	H6~ H8
12	江 口 川	H7~ H14
13	常 楽 の 里	H8~ H13
14	円 城 寺 池	H10~ H14
15	麻 生 田 池	H15~ H17
★	農 村 地 域 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 施 設 整 備 事 業	
番号	地 区 名	実施年度
1	湖 北	H25~ R元
2	姉 川 沿 岸	H26~ H29
3	大 原 貯 水 池	H26~ H27
4	安 土	H26~ H27
5	愛 西	H26~ H26
6	姉 川 左 岸	H26~ H27
7	鶴 川	H26~ H27
8	彦 根 中 部	H27~ H27
9	長 浜 南 部	H27~ H27
10	愛 西	H27~ H27





SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

滋賀県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

関係機関連絡先

農政水産部

●耕地課

[農業基盤管理推進室]
(本館4階)

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL (077) 528-3940
FAX (077) 528-4888
E-mail : gh00@pref.shiga.lg.jp

●農村振興課

[地域資源活用推進室]
(本館4階)

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
TEL (077) 528-3960
FAX (077) 528-4888
E-mail : gh01@pref.shiga.lg.jp

●農政課

●みらいの農業振興課

●畜産課

●水産課

○滋賀県土地改良事業団体連合会 (水土里ネット滋賀)

〒521-1224 東近江市林町601
TEL (0748) 42-4806 FAX (0748) 42-5574

■大津・南部農業農村振興事務所 田園振興課

〒520-8525 草津市草津三丁目14-75
TEL (077) 567-5415 FAX (077) 564-2510
E-mail : gh35@pref.shiga.lg.jp

■甲賀農業農村振興事務所 田園振興課

〒528-8511 甲賀市水口町水口6200
TEL (0748) 63-6121 FAX (0748) 63-6139
E-mail : gh30@pref.shiga.lg.jp

■東近江農業農村振興事務所 田園振興課

〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23
TEL (0748) 22-7723 FAX (0748) 23-4912
E-mail : gh37@pref.shiga.lg.jp

永源寺ダム管理支所

〒527-0211 東近江市永源寺相谷町34-7
TEL (0748) 27-0058 FAX (0748) 27-0130
E-mail : gh39@pref.shiga.lg.jp

■湖東農業農村振興事務所 田園振興課

〒522-0071 彦根市元町4-1
TEL (0749) 27-2222 FAX (0749) 24-6229
E-mail : gh32@pref.shiga.lg.jp

■湖北農業農村振興事務所 田園振興課

〒526-0033 長浜市平方町1152-2
TEL (0749) 65-6620 FAX (0749) 64-1597
E-mail : gh33@pref.shiga.lg.jp

■高島農業農村振興事務所 田園振興課

〒520-1621 高島市今津町今津1758
TEL (0740) 22-6034 FAX (0740) 22-4393
E-mail : gh34@pref.shiga.lg.jp